

64-121

吉林通覽



明治
42 4 1
丙交

白

止



運

石

正二位直大



運

石

正二位直大



雪 燕 堂 記



吉 林 通 覽



吉 林 通 覽 序

我國の對滿洲經營は、將來の國勢に至大の關係を有するものなり、然るに世人一般に、滿洲問題に冷淡にして、其真相實狀を知るもの稀なるは、國家の爲め甚だ憂ふべき事に屬す、是れ一は、滿洲全体に對する、研究調査の、世に公にせらるゝの足らざるに因れり、滿洲に關する著書として、滿洲要覽、滿洲地誌等、一三三の刊行を見ざるにあらざるも、多くは南滿洲に關するものにして、

其北滿洲に關するものは、僅に北滿洲の産業一書あるのみ、滿洲の富源たるや、南滿洲よりは寧ろ北滿洲に多く、北滿洲の寶庫を閑却して、滿洲の經營を論ずるは迂遠の極なり、北滿洲の主腦は吉林にして、一万八千二百五十七方里の面積と、二百五十万の人口を有する吉林の勢力は、北滿洲全体に瀰亘す、故に吉林の調査は、即ち北滿洲の研究を意味するものなり、

從來閑却せられたる北滿洲が、此の吉林通覽の出版によりて、廣く我國に紹介せらるゝは、余が

意を得たる者にして、滿洲經營上、好個の參考資料たるへし、著者の勞を多とし、茲に一言を叙す、

己酉三月

伯 爵 大 隈 重 信 識

吉林通覽目錄

第一章	位置及廣袤	一
第二章	地形	二
第三章	氣候	三
第四章	人口	三
第五章	交通	二五
第一節	陸上交通	二五
一、	吉林鐵嶺間	二六
二、	吉林長春間	二八
三、	吉林新城(伯都訥)間	二九
四、	吉林密古塔間	三〇
五、	吉林琿春間	三二
目次		一

目次	二
六、	寧古塔環春間.....三五
七、	吉林三姓寧古塔間.....三七
八、	長春新城(伯都訥)間.....三九
九、	長春營口間.....四〇
十、	車輛.....四一
十一、	馱子(馱馬).....四二
十二、	吉林省の車輛及牲畜數比例.....四三
十三、	糶(糶).....四三
十四、	運賃.....四三
十五、	旅舍.....四五
第二節	水路交通.....四五
一、	松花江.....四五
二、	牡丹江.....五四
三、	輝發河.....五五
四、	拉林河.....五五

第三節	電信及郵便.....五六
第六章	政治.....五八
第一節	沿革.....五八
第二節	政治機關系統.....六一
第三節	新政.....六四
一、	巡撫衙門內分課.....六五
二、	政治分類.....六五
三、	在吉林官衙.....六六
四、	軍隊.....六八
五、	警察.....六八
六、	團練保甲.....六九
第七章	租稅.....七〇
第一節	總說.....七〇
第二節	地租.....七二
第三節	稅.....七六
目次	三

一、	斗稅	七七
二、	菸酒木稅	七七
三、	棧藥稅	七八
四、	當舖稅	七九
五、	燒鍋票稅	八〇
六、	山海土葯稅	八〇
七、	關稅	八三
八、	牛馬稅	八四
第四節	捐	八四
一、	七釐捐四釐捐	八五
二、	九釐捐	八五
三、	煤釐捐及洋藥捐	八七
四、	木植捐	八七
五、	護江關稅局捐	八七
第八章	教育	八九

第一節	沿革	八九
第二節	學校	九〇
第三節	一般教育法	九六
第四節	新教育	九七
一、	師範學堂章程及現況	九七
二、	外國語學堂章程及現況	一〇一
三、	法政官學堂章程及現況	一〇九
四、	新學堂一覽表	一一三
附	高等巡警學堂及陸軍學堂	一一六
第九章	商業	一二〇
第一節	總說	一二〇
第二節	商業市場	一二四
第一、	對外市場	一二四
一、	哈爾濱	一二四
二、	長春	一三七

目次

三、	琿春	一四五
四、	綏芬(三芬口)	一四八
第二、	對內市場	一四九
一、	吉林	一四九
二、	新城(伯都訥)	一六四
三、	寧安	一六九
四、	賓洲	一七一
五、	農安	一七四
六、	双城堡	一七五
七、	阿爾楚喀(阿什河)	一七七
八、	伊通洲	一八一
九、	五常廳	一八四
十、	延吉(局子街)	一八六
十一、	依蘭(三姓)	一八七
十二、	寬街	一九〇

六

目次

第三節	商店及習慣	一九一
一、	商店の原籍比較	一九二
二、	資本	一九二
三、	組織	一九四
四、	商店の種類及狀況	一九五
店行		一九六
雜貨行		一九八
常行		二〇〇
錢行		二〇二
鑛局		二〇四
五、	計算及期節	二〇六
六、	商業期節	二〇七
第四節	商務總會	二〇八
一、	目的	二〇九
二、	事業	二〇九

七

三、	會員	二二〇
四、	役員	二二〇
五、	會議	二二〇
六、	經資	二二一
第五節	金融機關	二二二
一、	永衡官帖局	二二三
二、	道勝銀行(露清銀行)	二二四
三、	滙莊	二二五
四、	銀號	二二六
五、	常行及錢行	二二七
第六節	貨幣	二二八
一、	元寶銀	二二八
二、	洋元	二二八
三、	銀子	二二九
四、	制錢	二二九

五、	外省洋元	二二〇
六、	官帖及江帖	二二〇
七、	錢帖	二二〇
八、	差帖	二二一
九、	鈔票	二二一
十、	差頭票	二二二
第七節	物價	二二三
一、	吉林物價表	二二三
二、	長春物價表	二二四
三、	寧古塔物價概要	二二七
四、	新城物價概要	二二九
五、	琿春物價概要	二三〇
第八節	度量衡	二三〇
一、	度	二三一
二、	量	二三一

目次

三、

三三四

第十章 工業

第一節 機械應用工業

二三六

一、 滾器磨房

二三七

二、 火鋸公司

二四〇

三、 麥酒釀造所

二四一

四、 ウォーツカ及酒精釀造所

二四二

五、 鐵工場

二四四

六、 造船場

二四四

七、 磚窑

二四四

八、 造紙公司

二四五

九、 電氣業

二四五

十、 製豆油業

二四六

第二節 人畜應用工業

二四七

一、 燒鍋

二四七

第十一章 農業

第一節 總說

二六四

第二節 耕地

二六四

第三節 農人及其生活

二六六

第四節 耕作及期節

二六八

第五節 肥料及輪作法

二七〇

第六節 重なる農作物

二七二

一、

豆

二七三

二、

高粱黍

二七四

三、

小米粟

二七四

四、

小麥

二七五

目次

一一

五、	棧藥用人參	二七五
六、	蘑菇菌	二七七
七、	煙草	二七九
八、	麻	二七九
九、	米	二八〇
第七節	收穫	二八〇
第十三章	林業	二八三
第一節	總說	二八三
第二節	長白山系森林頭道江二道江	二八四
第三節	小白山系森林四合川	二八六
第四節	伐木團隊組織	二八九
第五節	伐木搬出方法及時期	二九〇
第六節	器具食物及筏	二九三
第七節	賃銀	二九四
第八節	課稅	二九五

第九節	集散地及輸出先	二九六
第十節	種類及價格	二九八
第十三章	礦業	三〇三
第一節	總說	三〇三
第二節	金	三〇四
一、	三姓	三〇五
二、	夾皮溝	三〇六
三、	木齊河	三〇八
四、	藏砂河	三〇九
五、	樺樹林子	三〇九
六、	太平溝	三〇九
七、	蜂密山	三〇九
八、	万鹿溝	三〇九
九、	杏山	三〇九
第三節	銀	三一〇

目次

一、	天寶山	一四
第四節	銅	三三〇
一、	石嘴山	三三二
第五節	鐵	三三一
一、	東案子河	三三二
第六節	石炭	三三三
一、	炸子窩	三三三
二、	缸窰	三三四
三、	泥球溝	三三四
四、	杉松崗	三三四
五、	石碑嶺	三三五
附錄一、	鴨綠圖們二江北に於ける韓民移住狀況	三三五
第一、	原因	一
第二、	種類	二
第三、	移民の事業	二

目次

第四、	耕地の獲得者及小作人と地主との關係	二
第五、	移民の生活	三
第六、	自治	三
第七、	移民對清民關係	四
第八、	移民清化程度	五
第九、	移民分配	六
附錄二、	吉林の韓家	六
第一、	歴史	一一
第二、	韓家の領域	一一
第三、	韓家の事業	一四
第四、	韓家の政治及自衛	一四
附錄三、	齊々哈爾視察記(黑龍江省主府)	一五
第一、	齊々哈爾一般市井の情況	一八
一、	齊々哈爾の商界	二〇
二、	一般商家の狀況	二二

目次

三、	銀行當行の商習慣	二二三
四、	店行の商習慣	二二三
五、	徵税法	二二三
六、	捐納法	二二三
七、(一)	官帖と銀員其他の比較	二二四
七、	商務總司局の概況	二二五
八、	商埠公司の情況一般	二二五
九、	齊昂鐵路公司の狀況	二二六
十、	電燈公司建設の議	二二七
十一、	製粉會社	二二八
十二、	在留日本人の狀況	二二八
十三、	在留外人の狀況	二二九
十四、	齊々哈爾回々教徒	二二九
十五、	齊々哈爾の彩票	二二九
第二、	齊々哈爾官場一般	二三〇

二六

目次

一、	江省の重鎮	二三〇
二、	獅子身中の虫	二三〇
三、	交渉局	三三一
四、	警察衛生の狀態	三三一
五、	荒務の狀況一斑	三三一
六、	江省の歳入	三三四
七、	齊々哈爾官憲と旗人	三三四
八、	教育の狀態	三三四
九、	兵備	三三五
第三、	金融機關	三三六
一、	廣信公司(附齊々哈爾通貨)	三三六
二、	道勝銀行	三三六
第四、	雜	三三七
一、	齊々哈爾と新聞紙	三三七
二、	齊々哈爾と日本留學生	三三九

二七

目次

三

附近重要市場之距離

三九

第五

齊齊哈爾停車場狀況一般

四〇

第六

諸物價表

四一

附錄四、山川地名發音

四三

遼陽縣 (遼陽縣)

三六

金鐵礦

三六

遼河

三六

遼寧省

三六

遼寧省政府

三六

遼寧省

三六

遼寧省

三六

遼寧省

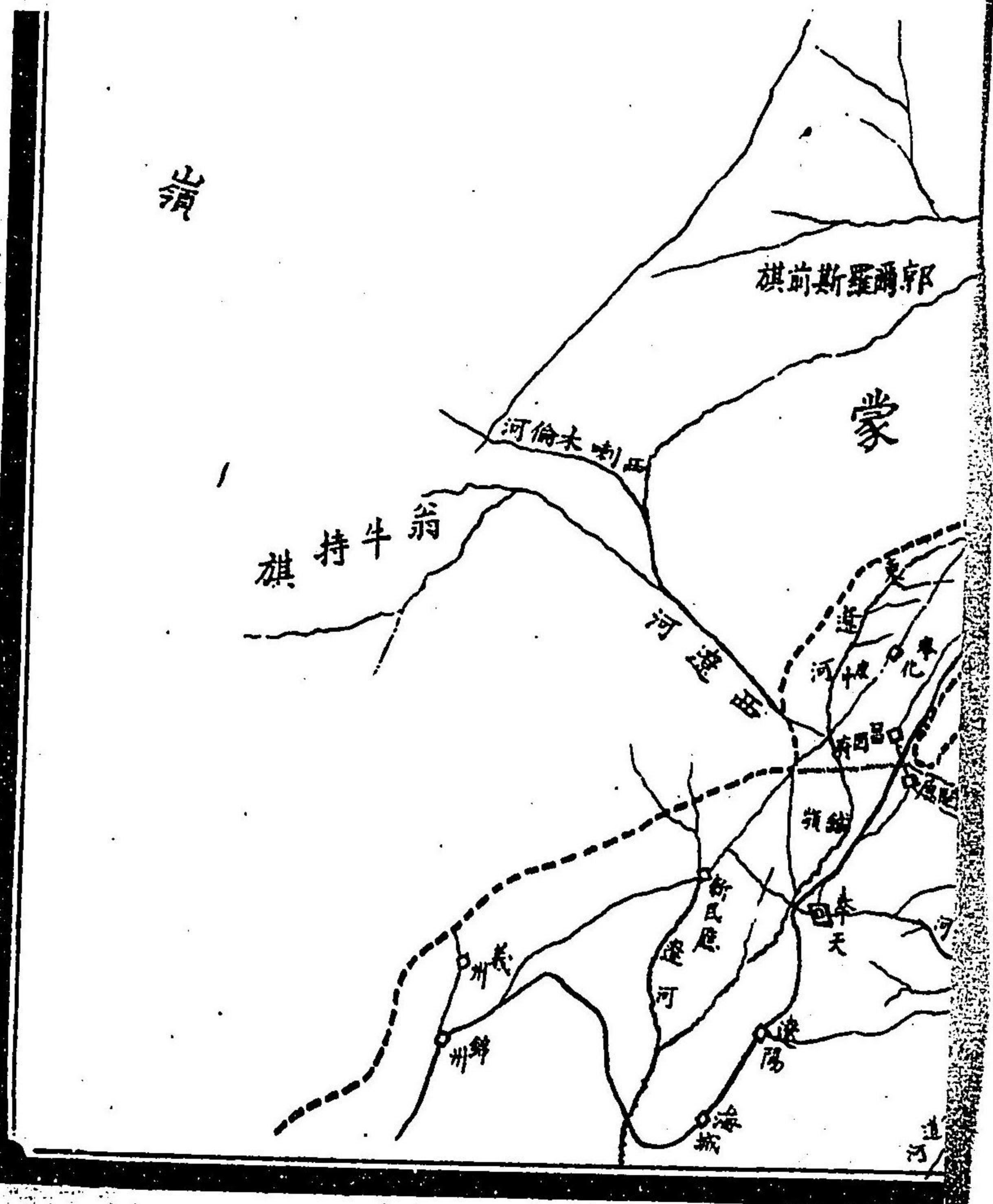
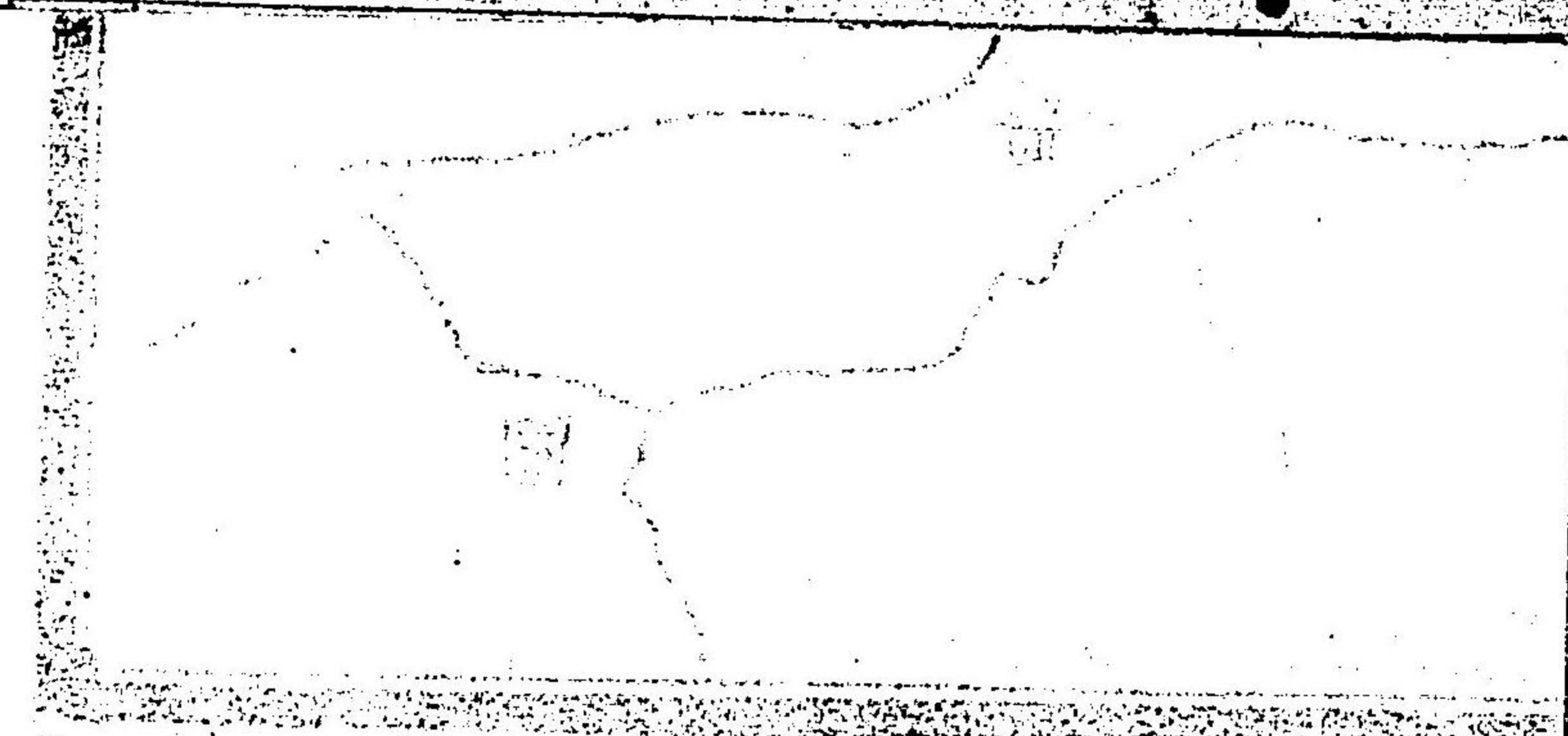
三六

遼寧省

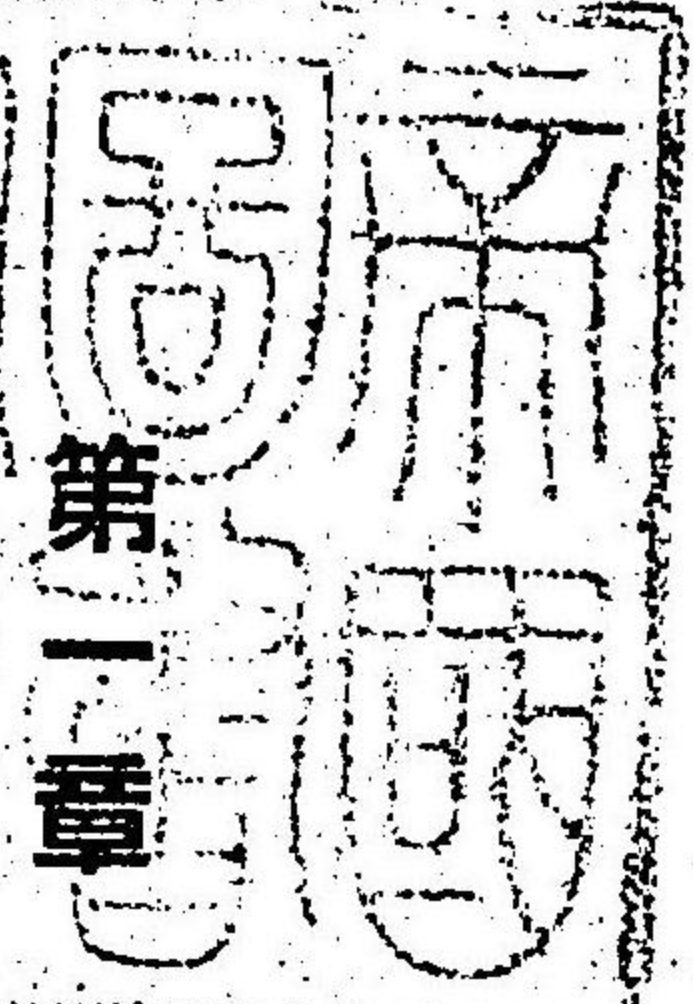
三六

遼寧省

三六



吉林通覽



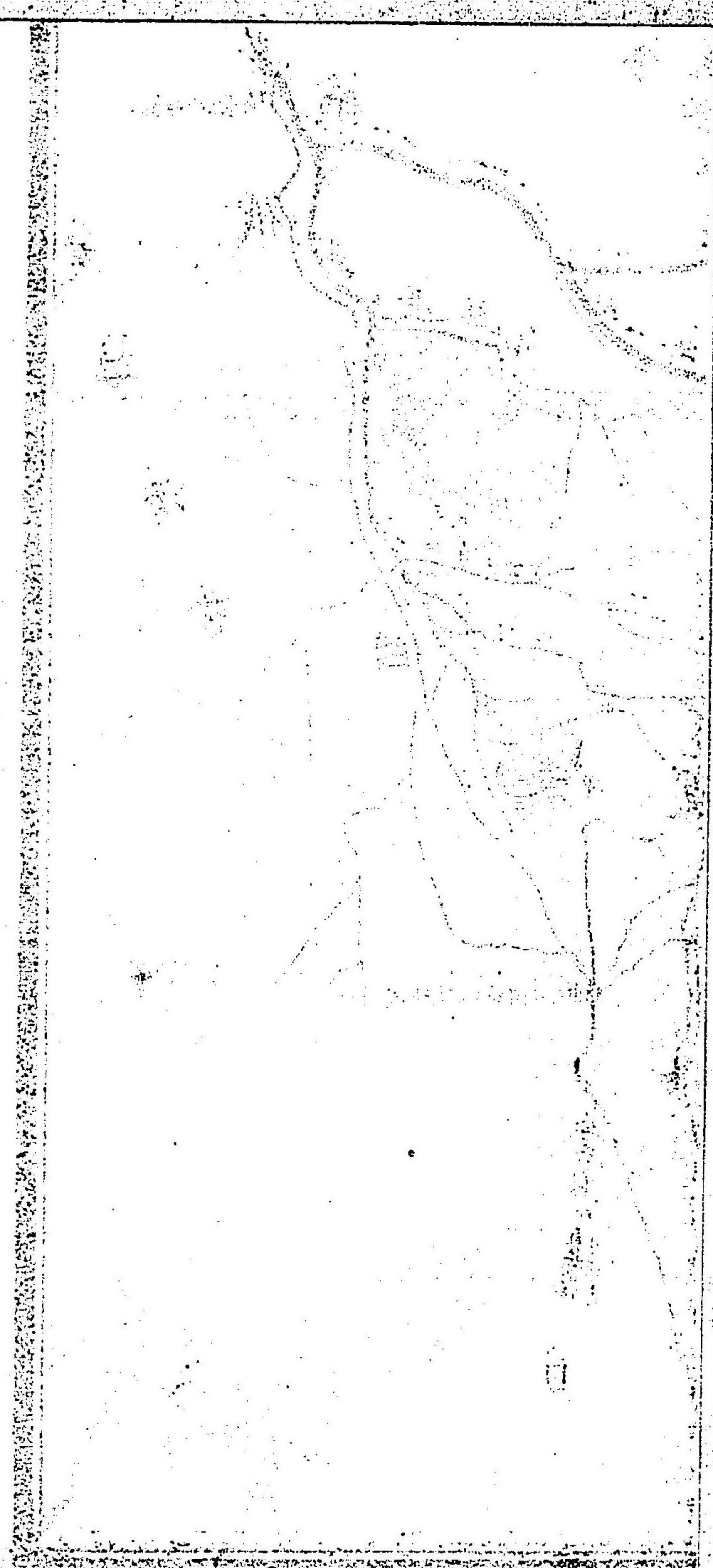
第一章

位置及廣袤

吉林省は滿洲東三省中の中部に位し最西東經百二十四度より起り最東百三十五度、烏蘇里、黑龍二江の合流點に至り、那字碑を以て、露國との境界を分つ、北緯四十二度、鴨綠江源より起り、四十八度、那字碑に至る、其東部は、烏蘇里江の流域に依りて、興凱湖に至り、其北端亦字碑に至りて、西に曲入すること約三百八十浬、里、那字碑に至り、更に南折し、垂直し、怕字碑に至りて、瑚佈圖河流域に溯り、更に土們子河流域に沿て、西に曲入し、圖門江口を溯ること四十浬、馬字碑に至りて、露國との東部國境を劃す、西部は、松花江及嫩江の交流點に於て、黑龍江省及蒙古と界し、略ぼ東經百二十五度の線に依り、蒙古及奉天省と境界をなし、威遠邊門に至りて、東に曲入すること二

第一章 位置及廣袤

東亞全文會評議員
冠東通信社社長
吉林日本人協會長
中西正樹 著
七里恭三郎



百四十清里、大黒頂山に至りて、伊通河を以て奉天省と界し、亮子河の西岸より交河口の上流十餘清里の地に至り、松花江の上流に沿て、南の方四方頂山に至り、奉天省と界す。北部は松花嫩江二水の合流點より、松花江の流域によりて、黒龍江省と界し、烏蘇松花二水の合流點に至りて盡く、東西最長二千二百六十清里、南北最長一千五百餘清里、其面積實に一萬八千二百五十七方邦里あり。

第二章 地形

吉林省の地形は山嶽多く平原少なく之を奉天黒龍江二省に比すれば全省山嶽地と稱する不可ならざるに似たり南部は朝鮮國境に接して長白山脈あり、蜿蜒東北に走りて興凱湖に至りて一度伏して、更に湖北に起り完達山脈となりて、清露國境に至りて盡く、小長白山脈は牡丹松花二江の中間に連亘し北に走りて、松花江岸に至り、中部の山脈系を形作る、西南境に在ては哈達連山脈重疊して、奉天省との界を劃し、餘脈北に透進して、吉林長春に及ぶ、全省面積の大部分は殆ど此等大山脈の起伏重疊する所に係り、僅に其西北隅に於て、一平原を開く、長春を起點として、新城(伯都訥)に一線を劃し、更に新城と三姓とを連結し、三姓より更に長春に連結して、略三

角形をなせる地帯は、吉林省中の最大平原なりとす、之を要するに、全省の東南二部は殆ど山嶽の重疊に蔽はれ、西北部は僅に展開せる平原を有すと雖も、其山嶽地との比は甚だ廣大なる者にあらず、二條の大江流は南より北に向て全省を貫流す、其西に在者を松花江とし、東に在者を牡丹江とす、此二流は、吉林省の二大動脈にして、二江の沿岸には多少の平原を有し、特に牡丹江岸には、穆古塔平原あり、長白山の東南隅に於て一の平原を有す、局子街平原是なり、所謂開島の域なり、之を要するに、吉林省は、東三省中の山嶽地帯にして、少なくも全省の四分の三は山嶽を以て蔽はる。

第三章 氣候

北滿洲の氣候は、今日迄未だ正確なる調査を發表せる者あるを見聞せず、最も北滿洲の事情に精通せる露人の著書中にも未だ具體的なる者あるを聞かず、今吾人が見聞の大略を集成して、其一斑を知るの便に供せんとす。

吉林省の氣候も、大體に於て大陸的氣候にして、暑酷寒烈なり、夏冬の二季最も長くして、春秋の二季最も短少なり、太抵夏季は、五月より八月に至り、其最暑期を六月とす、冬季は十一月より三月に及び、最寒期を一月とす、春季は四月にして、秋季は九月

吉林通覽

第三章 氣候

吉林省は其地山嶽多く平地少なきに依り比較的風少なく雨雪多く夏暑は稍や其度を減ずるも冬寒は更に加ふるものあり全省を通じて最寒攝氏氷點下三十八度最暑九十八度とす位置の北に邊在するが爲め夜間の冷却甚しく常に晝間とは十度の差を生ずること少なからず殊に山嶽地帯に於て然りとす。吉林は全省中尤も無風の地とす是れ其周圍に山を以て繞らせるを以てなり其結果は冬季の温暖を致し攝氏氷點下二十度を降ること多からず十八年間吉林に在留せる佛國傳道師は吾人に告ぐるに氷點下三十度に降りしは十八年間僅に一回ありしのみを以てせり長春新城の平原地帯は直に蒙古砂漠地に接し氣候は常に其餘響を受け寒暑共に吉林より三四度の強を示す殊に西北風多くして砂塵を捲くは在住者の常に不快とする所なり若し夫れ山嶽地に於ける或地方の如きは氷點下三十五六度に降ること少なからず然して夏日は九十度に至らざることあり江河の解氷は大抵清明節を其期とす早きも後るゝも數日の前後あるのみ結氷は大抵十月末よりし時としては十一月に入りて結氷することあり。兩期は例年七八月の二個月にして甚だ多量の雨を降す今吉林に在住せる陸軍二

吉林通覽

自明治四十年六月十七日至全四十一年六月十六日滿一ヶ年吉林市氣象●は氷點

等軍醫柳澤廣三郎氏の調査せる吉林氣象を掲出して參考に供せんとす。

月日	天候		氣温		風向		雨量		天候		氣温		風向	
	午前	午後	最高	最低	平均	時	時	時	午前	午後	最高	最低	平均	時
六月十七日	曇	曇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	〇	〇	〇	曇	曇	二九・〇	二七・〇	二七・〇	〇
十八日	雨	雨	二二・〇	二二・〇	二二・〇	〇	〇	〇	曇	曇	三〇・〇	二九・〇	二九・〇	〇
十九日	晴	晴	二四・〇	二四・〇	二四・〇	〇	〇	〇	晴	晴	三〇・〇	二九・〇	二九・〇	〇
二十日	全	全	二四・〇	二四・〇	二四・〇	〇	〇	〇	晴	晴	二九・〇	二九・〇	二九・〇	〇
廿一日	全	全	二四・〇	二四・〇	二四・〇	〇	〇	〇	晴	晴	三三・〇	三二・〇	三二・〇	〇
廿二日	雨	雨	二三・〇	二三・〇	二三・〇	〇	〇	〇	曇	曇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	〇
廿三日	曇	曇	二三・〇	二三・〇	二三・〇	〇	〇	〇	曇	曇	二四・〇	二四・〇	二四・〇	〇
廿四日	晴	晴	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	〇	〇	〇	晴	晴	三〇・〇	二九・〇	二九・〇	〇
廿五日	全	全	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	〇	〇	〇	全	全	三〇・〇	二九・〇	二九・〇	〇
廿六日	全	全	二五・〇	二五・〇	二五・〇	〇	〇	〇	全	全	三二・〇	三一・〇	三一・〇	〇
廿七日	晴	晴	二六・〇	二六・〇	二六・〇	〇	〇	〇	全	全	四〇・〇	四〇・〇	四〇・〇	〇
廿八日	全	全	二七・〇	二七・〇	二七・〇	〇	〇	〇	曇	曇	四一・〇	四一・〇	四一・〇	〇
廿九日	全	全	二三・〇	二三・〇	二三・〇	〇	〇	〇	曇	曇	三七・〇	三七・〇	三七・〇	〇
三十日	全	全	二二・〇	二二・〇	二二・〇	〇	〇	〇	全	全	三五・〇	三五・〇	三五・〇	〇
七月一日	全	全	二五・〇	二五・〇	二五・〇	〇	〇	〇	全	全	三四・〇	三四・〇	三四・〇	〇

覽 通 林 吉

廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	九月	廿一日
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
六〇	九〇	一〇	一六〇	二〇	一三〇	二〇	一一〇	一一〇	一〇〇	一〇	一七〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
二四〇	一四〇	一七〇	二七〇	三〇	二六〇	二七〇	一九〇	一六〇	一六〇	二一〇	二六〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一七〇	一〇	一三〇	一〇	二〇	一七〇	全	二〇	一四〇	八〇	一五〇	一八〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

九

覽 通 林 吉

三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日
晴	全	雨	晴	雨	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一四〇	二〇	二二〇	二四〇	二二〇	二四〇	二〇	二三〇	二四〇	二九〇	二七〇	二四〇	二三〇	二七〇	二九〇	二三〇	二七〇	二六〇	二八〇	二七〇
四	〇	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	〇	〇	〇	〇	南	〇	〇	南	南	西
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
二四〇	二二〇	三三〇	三〇	三三〇	三六〇	三三〇	三三〇	三〇	二八〇	三一〇	三三〇	三三〇	三六〇	三五〇	三四〇	三七〇	三四〇	三六〇	三〇
〇	北	〇	〇	東	〇	〇	四	西南	〇	〇	〇	〇	〇	〇	北	西	西南	西北	〇
六〇	七〇	六〇	八〇	全	全	全	六〇	七〇	八〇	全	七〇	全	八〇	七〇	八〇	七〇	八〇	七〇	七〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一七〇	一四〇	二一〇	一八〇	一七〇	全	三三〇	二〇	二二〇	二〇	二八〇	二七〇	二四〇	二六〇	二七〇	二六〇	二七〇	二五〇	二三〇	二四〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第三章 氣候

覽 通 林 吉

廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日
全	全	全	晴	曇	全	晴	曇	雨	曇	雨	晴	曇	雨	曇	全	全	全	全	全
〇	三	〇	〇	一	三	一	三	二	二	九	二	三	二	四	六	〇	〇	八	一四
〇	〇	南	〇	〇	西南	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
全	全	全	全	全	全	晴	全	全	全	曇	全	晴	曇	全	全	全	晴	曇	全
七	六	六	七	六	四	一七	一五	一六	一四	一六	一七	一五	一六	一四	一六	一五	二	一八	一四
〇	西南	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	西南	〇	〇	〇	〇	〇	〇	西南	〇	〇
五	五	五	四	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇	〇	五
全	晴	雨	全	全	全	晴	雨	曇	雨	全	全	全	晴	雨	全	全	晴	曇	全
一	四	四	六	〇	五	〇	〇	二	八	八	五	四	〇	一	一	一	三	四	四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	西南	〇	〇	〇

第三章 氣候

覽 通 林 吉

九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	十月一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日
全	全	晴	全	曇	晴	全	曇	晴	全	全	晴	全	曇	晴	全	曇	全	全	晴
四	五	三	六	一	六	五	九	二	三	八	〇	一	一	一	〇	一	一	〇	〇
〇	〇	西南	北	西南	〇	〇	〇	〇	〇	西南	〇	南	〇	〇	〇	〇	西南	〇	西南
全	全	晴	雨	雨	全	全	曇	晴	曇	晴	雨	全	晴	全	曇	雨	曇	全	晴
二	二	八	一	一	一	九	二	一	一	一	一	二	二	一	一	一	二	二	二
〇	〇	北	〇	〇	〇	〇	〇	〇	西南	西南	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	〇	〇	〇	〇	〇	五	六	五	六	七	〇	〇	六	〇	〇	〇	〇	〇	五
全	全	晴	曇	雨	全	全	全	曇	晴	全	曇	全	全	晴	曇	雨	曇	全	晴
二	一	四	一	一	二	七	九	一	八	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第三章 氣候

覽 通 林 吉

	九	八	七	六	五	四	三	二	十一	三十	廿九	廿八	廿七	廿六	廿五	廿四	廿三	廿二	廿一	二十
	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
第三章	雪	全	曇	晴	曇	全	全	全	全	全	全	晴	曇	全	全	全	晴	曇	全	全
氣候	○ 一	○ 二	○ 九	○ 九	○ 三	○ 三	○ 四	○ 四	○ 五	○ 六	○ 二	○ 三	○ 二	○ 二	○ 四	○ 六	○ 七	○ 三	○ 三	○ 二
	南	全	西南	北	西南	北	北	南	○	西南	全	北	○	全	西南	○	北	全	全	西南
	晴	全	曇	晴	曇	全	全	全	全	全	晴	全	曇	全	全	全	晴	曇	全	晴
	○ 三	○ ○	○ 二	○ 三	○ 八	○ 九	○ 五	○ 三	○ 二	○ ○	○ 二	○ 二	○ 三	○ 八	○ 七	○ 二	○ 一	○ 三	○ 三	○ 二
	西南	南	西南	東北	西南	北	北	北	○	西南	北	○	○	全	西南	○	北	全	全	西南
	五	○	四	五	○	○	○	四	五	四	○	三	○	○	四	○	○	三	○	○
	全	全	曇	全	全	全	全	全	全	全	晴	曇	全	全	全	晴	曇	全	晴	曇
一三	○ 一	○ 二	○ 九	○ 二	○ 八	○ 三	○ 八	○ 三	○ 二	○ 四	○ 八	○ 六	○ 八	○ 九	○ 三	○ 一	○ 三	○ 七	○ 七	○ 七
	全	南	全	東北	全	全	全	全	西南	○	○	○	○	全	西南	○	北	西南	西南	○

覽 通 林 吉

	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	十一	三十
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月	日
第三章	全	全	全	晴	曇	曇	全	全	全	全	晴	全	曇	曇	全	全	晴	曇	全	晴
氣候	○ 四	○ 四	○ 四	○ 六	○ 一	○ 一	○ 八	○ 六	○ 六	○ 一	○ 二	○ 二	○ 一	○ 六	○ 六	○ 八	○ 六	○ 四	○ 四	○ 四
	西北	全	西南	○	西南	北	○	○	○	○	○	○	西北	西南	南	○	○	西南	○	○
	曇	全	全	全	晴	曇	全	全	全	全	晴	曇	曇	全	全	晴	曇	全	晴	全
	○ 二	○ 二	○ 六	○ 一	○ 四	○ 五	○ 一	○ 六	○ 五	○ 三	○ 三	○ 四	○ 六	○ 六	○ 二	○ ○	○ 三	全	全	○ 六
	西北	西南	西南	○	西南	○	○	○	○	○	○	西北	西南	南	○	○	全	西南	○	○
	四	三	五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	四	四	四	三	三	四	四	四
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	曇	曇	全	全
一三	○ 八	○ 三	○ 五	○ 三	○ 六	○ 一	○ 四	○ 六	○ 二	○ 六	○ 四	○ 八	○ 二	○ 六	○ ○	○ 二	○ 六	○ 四	○ 一	○ ○
	西北	西南	西南	北	○	西南	○	○	○	○	○	○	西北	南	○	○	○	○	○	○

覽 通 林 吉

	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二月	一月	卅一日	三十日
第三章	全	晴	全	曇	全	晴	全	曇	曇	全	全	全	全	全	全	全	晴	曇	全	全
氣	○ 三	○ 三	○ 二	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一
候	西北	全	西	○	南	北	西	○	西南	○	全	北	○	北	○	○	西	西北	○	南
	全	全	全	全	全	晴	曇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	○ 四	○ 七	○ 四	○ 八	○ 三	○ 一	○ 三	○ 二	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一	○ 一
	全	北	西	北	○	西南	西北	全	西	○	○	全	全	北	北	○	全	西	○	全
	四	五	四	五	全	全	全	四	全	全	三	四	三	全	全	四	三	全	全	全
	全	晴	全	曇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一五	○ 二	○ 八	○ 九	全	○ 六	○ 五	○ 八	○ 二	○ 四	○ 四	○ 二	○ 五	全	○ 三	○ 五	○ 二	○ 三	○ 二	○ 三	○ 九
	北	○	東	南	○	西	南	○	○	○	北	西	南	北	○	西	南	○	西	南

覽 通 林 吉

	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日
第三章	晴	曇	全	晴	全	曇	全	晴	曇	曇	全	曇	全	全	全	晴	曇	曇	全	晴
氣	○ 五	○ 二	○ 一	○ 八	○ 一	○ 六	○ 八	○ 三	○ 三	○ 九	○ 六	○ 四	○ 一	○ 六	○ 一	○ 三	○ 六	○ 四	○ 二	○ 九
候	西南	北	○	西	西南	南	全	東南	全	北	南	東北	西南	南	西南	西北	○	○	西南	○
	全	晴	曇	全	晴	曇	全	全	晴	全	曇	全	全	全	全	晴	曇	曇	全	全
	○ 二	○ 九	○ 八	○ 八	○ 九	○ 四	○ 五	○ 八	○ 三	○ 九	○ 四	○ 七	○ 一	○ 七	○ 七	○ 三	○ 五	○ 七	○ 三	○ 五
	西南	全	東南	西	西南	西南	東南	南	東南	西北	南	北	東南	全	西南	西北	北	全	西南	○
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
	○ 三	○ 三	○ 四	○ 六	○ 二	○ 一	○ 一	○ 八	○ 三	○ 三	○ 七	○ 三	○ 三	○ 九	○ 八	○ 五	○ 七	○ 一	○ 八	○ 四
	○	全	東	南	○	西	西南	東南	西南	南	西北	南	○	全	全	西南	東南	東南	○	北

覽 通 林 吉

廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	雪
二〇七	〇二二	〇二四	〇二五	〇二二	一〇〇	四〇九	〇二五	〇二二	〇二二	〇二二	〇二二	〇二二	〇二六	〇二五	〇二四	〇二七	〇二九	全	全
全	全	南	西南	西北	全	全	南	西	西南	〇	西北	全	西南	南	西	西北	西南	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	全	雪
五〇〇	〇〇四	〇〇九	〇〇八	〇〇六	三〇〇	四〇七	〇〇八	〇〇一	〇〇九	全	全	全	〇〇七	〇〇九	〇〇一	〇〇二	〇〇二	〇〇二	〇〇二
西南	全	南	西南	全	西南	西南	南	西南	北	西北	西南	〇	南	〇	全	西南	北	全	全
全	〇〇五	〇〇六	〇〇五	全	全	六〇〇	五〇〇	五〇〇	全	全	全	全	六〇〇	五〇〇	四〇〇	五〇〇	六〇〇	全	全
全	全	全	全	全	全	晴	全	晴	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴
〇〇八	〇〇三	全	〇〇一	〇〇二	〇〇四	〇〇〇	〇〇四	〇〇九	〇〇一	〇〇一	〇〇二	〇〇二	〇〇三	〇〇三	〇〇六	全	〇〇五	〇〇三	〇〇四
全	全	全	南	東南	北	南	西南	全	西南	西	西北	西南	〇	東南	〇	全	西南	西	全

一七

覽 通 林 吉

七	六	五	四	三	二	一月	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	三十一日	二月	十九日	
全	晴	全	全	全	全	晴	全	雪	全	晴	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	雪
〇二七	〇二八	〇三一	〇三三	〇三九	〇二四	〇二二	〇二〇	〇一八	全	〇一八	〇一七	〇一三	〇一三	〇一〇	〇一四	〇一六	〇一九	〇二八	〇二四	〇二四
西北	北	東	西南	西北	西北	北	北	全	南	西南	〇	全	北	全	西	北	〇	北	全	全
全	全	全	全	全	全	晴	全	雪	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	雪
〇二三	〇二三	〇三三	〇三四	〇三二	〇三一	〇二四	〇一八	〇一五	〇一三	〇一四	〇一一	全	〇一二	〇一二	〇一二	〇一二	〇一五	〇一八	〇一五	〇一八
西南	西	〇	〇	西	西北	〇	西南	全	全	西南	西	西北	全	西南	全	全	東南	西北	全	全
全	全	全	全	全	全	〇	〇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	晴	晴	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴
〇二三	〇一五	全	〇一九	〇一七	〇一六	〇一四	〇一八	〇一六	〇一三	〇一四	全	〇一二	〇一九	〇一五	〇一三	〇一八	〇二〇	〇二三	〇二三	〇二二
〇	西南	全	西北	西南	全	北	〇	北	西南	東南	全	西南	〇	西	全	南	西南	南	北	全

一六

覽 通 林 吉

	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	五月 三十日	廿九日	廿八日
第三章	晴	雨	晴	晴	曇	晴	雨	晴	曇	雨	全	全	全	全	全	全	全	全	全
候	七〇	九〇	八〇	六〇	二〇	三〇	四〇	六〇	七〇	一〇	五〇	三〇	二〇	全	五〇	三〇	一〇	八〇	七〇
	西北	南	全	北	西南	東南	全	北	西南	西南	全	北	西南	西南	全	全	南	全	全
	曇	雨	全	全	晴	全	全	雨	全	曇	全	全	全	全	全	全	晴	曇	全
	一〇	全	一四〇	二〇	一〇	七〇	全	一三〇	一四〇	一〇	八〇	一五〇	一三〇	一三〇	一五〇	一七〇	一二〇	一二〇	一二〇
	南	西南	全	西北	東北	西北	東南	西南	北	西北	西南	全	西北	西南	南	全	西南	西南	西
	全	〇	九〇	一〇	九〇	九〇	全	〇	九〇	〇	全	全	全	全	全	九〇	九〇	全	全
	全	全	曇	全	晴	曇	全	雨	全	晴	曇	全	全	全	全	全	晴	曇	全
二	一四〇	七〇	一四〇	九〇	全	四〇	三〇	一〇	六〇	九〇	一三〇	五〇	四〇	七〇	六〇	四〇	九〇	一七〇	一五〇
	西南	北	全	西南	東北	北	北	〇	〇	西南	全	南	〇	北	西南	〇	西南	南	〇

覽 通 林 吉

	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日
第三章	全	全	晴	曇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	曇	全	晴
候	二〇	四〇	五〇	二〇	八〇	全	七〇	一五〇	一〇	一〇	五〇	七〇	二〇	三〇	全	全	二〇	一〇	二〇	
	全	全	全	南	西南	西南	全	西南	西南	西南	全	全	全	全	西南	西南	全	南	西北	
	全	全	晴	全	曇	全	晴	曇	全	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	曇	晴
	六〇	七〇	一〇	八〇	一〇	一六〇	一三〇	二〇	二〇	一五〇	二〇	二〇	一〇	一〇	六〇	八〇	一三〇	一四〇	一二〇	
	西南	全	南	西南	全	全	全	全	全	西南	西北	西南	西南	西南	西南	全	全	西	東南	
	全	全	全	全	全	全	全	八〇	九〇	全	全	全	全	全	八〇	全	七〇	八〇	全	
	全	晴	全	曇	全	全	晴	雨	晴	全	全	全	全	全	全	全	全	晴	曇	晴
	全	全	全	〇	八〇	六〇	八〇	一四〇	一〇	七〇	八〇	一〇	五〇	四〇	二〇	〇	一〇	〇	三〇	
	全	南	〇	西南	全	西南	北	四〇	〇	〇	西北	西南	西北	西南	西北	西南	西南	西南	西南	

寬 通 林 吉

第四章 人口

東三省の人口は千六百萬と稱し又は千二百萬と稱し未だ正確と認むべき者あら
 ず隨て吉林省の如きも或は六百萬と稱し或は三百五十萬と稱し或は二百五十萬
 と稱し亦た一定する所あらず露國參謀部の調査に據れば東三省の人口一平方露
 里百十一名とし滿洲事情と稱する書籍は一平方里百七十人と計算せり吉林通誌
 の記載する所に據れば光緒十七年の統計に於て旅人二十五萬四千二百十九人漢

第四章 人口

二三

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日
全	全	晴	曇	晴	曇	全	全	晴	全
一 二 〇	一 五 〇	一 六 〇	一 四 〇	一 二 〇	一 三 〇	一 二 〇	一 二 〇	一 四 〇	一 四 〇
全	全	全	全	全	全	全	東南	西南	西北
全	全	晴	雨	全	晴	全	曇	晴	曇
三 〇 〇	二 八 〇	二 四 〇	二 五 〇	二 四 〇	二 五 〇	二 八 〇	二 八 〇	一 四 〇	一 四 〇
全	〇	全	西南	東南	全	西南	西北	西南	西南
全	全	全	全	一 〇 〇	全	全	全	全	九 〇 〇
全	全	晴	全	全	全	曇	全	全	全
一 七 〇	一 三 〇	全	一 七 〇	一 五 〇	一 六 〇	一 四 〇	二 四 〇	一 三 〇	二 〇 〇
西南	西南	〇	西南	東南	西南	東南	全	西南	〇

寬 通 林 吉

第三章 氣候

六月	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日
全	雨	全	全	全	全	全	晴	曇	全	全	晴	曇
一 三	一 五 〇	一 二 〇	一 一 〇	一 二 〇	一 七 〇	一 〇 〇	一 八 〇	一 五 〇	一 六 〇	一 八 〇	一 〇 〇	一 一 〇
西南	全	南北	〇	西南	東北	北	全	全	全	西南	東南	北
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
雨	曇	全	全	全	全	全	晴	曇	全	全	晴	晴
二 〇 〇	二 三 〇	二 四 〇	二 一 〇	二 五 〇	二 三 〇	二 五 〇	一 九 〇	一 八 〇	二 一 〇	二 一 〇	一 八 〇	一 四 〇
東南	全	西南	西北	北	〇	南北	〇	東南	東北	〇	全	全
全	全	全	全	全	一 〇 〇	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
晴	雨	晴	曇	晴	曇	晴	曇	全	全	全	全	曇
一 五 〇	一 七 〇	一 五 〇	一 四 〇	二 〇 〇	一 七 〇	一 三 〇	一 四 〇	一 一 〇	一 四 〇	一 九 〇	一 〇 〇	一 八 〇
西北	西南	東南	南北	〇	西南	〇	東南	〇	〇	全	〇	〇

二三

民八十萬九千九十八人合計百六萬三千三百七十七人とす。光緒十七年の頃には旗人に人頭税を課せられたるにより、政府に對して人口を密匿する風習あり、殊に其調査たるや甚だ粗漏たるを免るゝ能はず、固より正確なりと云ふべからず、雖も其大體を推知するを得へし、且つ十六年を経過せる今日、人口の自然的増殖の比例より見るも多くの増加を來せしは、疑を容れざる所なり、之に加ふるに近年漢民移住禁止は、唯た其空法を存するに止り、事實は全く開放主義を執れる結果、意外に多數の増加を十六年間に見るは、決して怪に足るものなきなり、吾人は、大體に於て、吉林通誌の統計を基礎として、其當時の調査漏及十六年間生殖的増加移住的增加等を見積り、茲に吉林の人口を二百五十萬口と推定す、之を其面積一萬八千二百五十七方里に割充れば、一方里に就き百三十七人弱となる、之を露國參謀部の東三省人口の計數と對照比較するも、甚しき誤謬にあらざるべきを信す。

吉林省中の重要都市の人口は下に示す所三如し。

- 吉林 城内八萬一千〇八十三人 城外約七萬人
- 哈爾濱 露人二萬三千八百八十七人 外國人一萬八千七百九十六人 清人七萬人
- 長春 七萬人 新城伯都訥四萬人

- 寧古塔 約二萬人
- 伊通 約二萬五千人
- 賓州 約二萬人
- 双城 約四萬人
- 延吉局子街 約三萬人
- 綏芬(三岔口) 約五千人
- 寬街 約五千人
- 長春堡 約二萬人
- 依蘭(三姓) 約二萬人
- 琿春 約二萬人
- 阿勒喀喀 約三萬人
- 額木索 約五千人
- 農安 約一萬人
- 五常 約一萬人
- 清山嶺 約二萬人
- 烏拉街 約一萬人

第五章 交通

第一節 陸上交通

吉林省の陸上交通は、山嶽森林地帯が全省の大部分を占むるに關せず、比較的發達せるものあり、今日尙ほ未だ文明的交通機關の設備は之を見るを得ざるも、支那馬車若くは騾馬等に依る舊式交通は極めて盛にして、吉林を中心とせる道路の四通八達亦た北滿洲に於て罕に見る所に屬す、請ふ項を逐て左に記述する所に見よ。

一 吉林鐵嶺間

吉林鐵嶺間は實は吉林營口間に亘る商業線なり然とも多くは鐵嶺より營口間は、
激車又は遼河の舟に依るものなれば、此には吉林鐵嶺間を記述するに止む、吉林鐵
嶺間は六百七十清里、鐵嶺營口間は四百八十清里とす、吉林鐵嶺間六百七十清里は、
所謂御路にして、天子巡幸の大道なれば支那に於ける國道なりとす、永年補修を行
はざる結果廣濶なる道路も、一部は耕作せられ或は雜草を生ずるに至れるも、處々
並木の形迹を存し、十清里或は二十清里必ず驛站あり、自ら東海道之感なくんはあ
らず、其間重なる驛站左の如し。

吉林	四十里	大水溝	八十里	岔路河	七十里
双陽河	八十里	依通州	三十五里	大姑山	六十五里
赫爾蘇	五十里	因哥堡	五十四里	葉赫	六十里
威遠邊門	三十里	開原	九十里	鐵嶺	
合計	六百七十清里				

此間威遠邊門以南は、廣濶なる平原にして、威遠邊門以北は漸く谷地に入るも、其平
面地域は常に十間以上にして、何等交通上の不便と來すことなし、上記の驛站は皆

吉林 林 通 覽

吉

林

通

覽

な戸數三百以上を有し殊に威遠邊門、葉赫、大姑山等の如きは、千戸内外の戸數を有
し、相當般盛なる地方市場なり、開原は滿鐵停車場あり、市街も清潔にして、商業繁昌
戸數三千を超へ、亦た一重要市場なり、此外葉赫、赫爾蘇の間に在る因哥堡は戸數六
百、赫爾蘇、大姑山間に在る小姑山は戸數五百、其他百戸内外の村落は、二三十清里に
して、必ず之れあり、旅店は到る處にあり、行旅輻輳、車馬絡繹たり、蓋し近時鐵道の貫
通を見るに至りたるも、此商業線は、舊式支那車輛に依りて、鐵道と對抗しつゝある
に因てなり。

威遠邊門を北に通過して五清里、二道溝と稱する小村落あり、此他吉林奉天二省の
分界線たり、此線路に於て最も興味あるは、因哥堡の北約二十清里にして、道路上に
横はる一小嶺あり、是ぞ日露戦争の際最も有名なりし火石嶺にして、奉天戦後の露
國の第一線なり、約三千米突の平原を横斷し、左右は千米突の山峰に接續し、道路は
其鞍部に通し、二百米突の高を有す、此平原は、即ち距離濶大なる溪谷にして、南北は
極めて長遠なる平原なれとも、東西は僅に三千米突を超ゆる能はず、火石嶺より北
行三十清里にして、赫爾蘇に到達す、開くクロバトキン將軍は、其司令部を赫爾蘇に
置きたりと。

二 吉林長春間

吉林長春線は其距離二百四十清里とす地形概ね波狀地なるも道路は良好なり沿道數多の村落あり六十清里毎に放牛溝馬興屯蘇通河等の驛站あり旅舎の便あり其他沿道十清里二十清里には必ず旅舎あり旅客極めて安全なり吉林の西四十清里大水溝あり此地長春街通と營口街道との分岐點たりその故に戸數最も多く一街六百餘戸に及ぶ放牛溝亦た三百餘戸に及び其他之と伯仲する者二三あり之を要するに本街道は吉林省各線路の中最も繁盛なる道路にして車馬の來往常に絡繹たりと云ふも決して普通の形容的誇張の文字にはあらずるなり道路は長春より約三十清里を經過せば概して波狀地となり大水溝迄常に平原丘陵の斷續あり此間范家船口に於て驛馬河を渡るの外渡河もなくして大水溝に至る此地より吉林迄は多くは溪谷山嶺にして山嶺を越るもの三此中老爺嶺最も高く平地を抜くと四百尺なるも馬車の通行を妨げず通常冬季は二日にして長春より吉林に到着するも夏季六七八九の四個月降雨すること多く一度降雨すれば道路忽ち泥濘車行非常に困難となり往々四五日を要することあり支那旅舎の宿料は一夜食と一泊にて一人吉林官帖一吊銀約四十錢旅舎にては朝食をなさず未明に馬車を出し

吉林 交通 覽

吉

林

通

覽

て午前十時頃に至りて、食事を爲し休息し馬にも飼料す之を打尖と稱す此晝夜食料は一人五百乃至一吊とす今や我國の放資によりて、近き將來に於て布設せられんとする吉長鐵道なる者は、略は此線路と一致して布設せられんとするものなり。

三 吉林新城(伯都訥)間

西北に通ずる交通線は吉林新城間とす此距離六百清里烏拉街西浪河法哈達站臭水甸子盟温站陶賴昭五家子浩色站社裡站を経て新城に至る各驛の距離各六十清里とす此線路は商業上より觀れば今日甚た價值ある者にあらず何となれば新城長春を連結する陸路新城哈爾濱を連結せる水路は本線に比すれば幾層の利便あるを以てなり故に本線路に依る商品は多くは吉林に近き部落の生産物及長春哈爾濱に遠き部落の輸入品とに止まり其他は旅客の交通あるのみ道路は概して平坦にして四時車行の便を缺くことなし吉林より約七十清里にして松花江を渡りて烏拉街に至り道は松花江の分流に沿って進み草原遠く連り西方は波狀形の丘陵蜿蜒たり法哈達站より臭水甸子を経て盟温站に至る間は沼澤地ありて降雨の際は車行に便ならず此時に際しては松花江岸に於ける丘陵上を迂回するを常とす之を過れば道路は概して沙地にして松花江の右岸に沿って坦々として新城府に入

る極めて良路たり

四 吉林寧古塔間

東方に通ずるを吉林寧古塔線とす。此距離六百六十三清里なるも、實に八百清里ありと云ふ所謂御路にして、固より坦道とは云ふべからざるも、頗る人工を加へ修築を施せるに依り甚しき困難を見ることなくして、車馬を通ずることを得へし、中間凡そ八站あり、其距離左の如し。

吉林	百里	額赫木	八十里	拉法站	六十里
退轉站	六十里	意氣松	七十八里	額木索	六十里
塔拉站	七十里	必爾寒站	七十五里	沙蘭站	八十里
寧古塔		合計	六百六十清里		

本道路は老爺張廣財二嶺を越て額木索に至るものなるも、冬季河江の結氷せる時は吉林より南に迂回して楊木溝五林屯を経て額勒站に至るもの多し、此道路は南道と稱し五十清里の迂回なるも、老爺張廣財二嶺の險を避くるを以て冬季は本線路に出るもの多し、唯だ夏季には河江の出水及卑濕地等多く、行歩困難なるによりて北道に出るを例とす。北道は所謂御路にして、道幅廣濶往々十五間以上に達する

吉林通覽

吉林

交通覽

處あり、吉林老爺嶺間百四十清里は概して高地又は河谷地にして平坦なり、老爺嶺は上下十五清里あり、雖も傾斜緩にして行路困難ならず、此山脈は那穆窩集森林帯にして、樹木鬱鬱たり、老爺嶺張廣財嶺間百三十五清里は概して平夷にして良好なり、唯だ發河器不了河附近は夏季泥濘深く、人馬を陥没することあり、大に危険なり、張廣財嶺は本名を嵩嶺と稱し、登路九清里降路五清里、山上は波狀地をなして十清里あり、其上阪路は狹隘なる地點多く、二車輛の并行を許さざる地點多し、此山脈は所謂色齊窩集森林帯にして、滿山鬱々たる森林に蔽はれたり、極めて曲折多き羊腸たる街道は其間に通し、其脊路に當りて泥濘地少なからず、爲に夏季行路の難を感せしむ、多くの紅鬍子馬賊、此山林に出沒し掠奪を行ふにより、東西の兩麓に官兵を駐在せしめて之を鎮壓するも、剿蕩の功を奏する能はずして、行旅は危険より免る、能はず、此嶺を越れば、意氣松河の河谷狹隘地に入り、密林天を蔽ひ、日光稀微たり、五十清里にして、意氣松站に到れば、漸次廣濶となり、森林稀疎、朱爾多河に従て額木索に到る、額木索塔拉站間六十清里間は平坦又は緩徐なる波狀地にして、數多の小河流を經過し、塔拉站必爾寒站間は或は山地或は沼澤地を經過し、必爾寒站沙蘭站間は二道嶺三道嶺等の山嶺あり、全體に山帶となり、其傾斜三十度に達するあり

稍や難路となり、沙蘭沾寧古塔間は亦た緩徐なる波狀地と平地とにて良好の道路なり。

五 吉林琿春間

東南に通ずる幹線を吉林琿春線とす、本街道は吉林より額木索迄寧古塔線に依り、額木索より分岐して南折し、延吉廳を経て琿春に達す、里程額木索より五百四十清里、全線九百七十三清里とす、道路は概して山地又は沼澤地多く、山地には人工を加へたるものなく、交通甚だ困難なり、冬季結氷中は、約千五百斤を積載せる大小馬車を通し得へきも、解氷後は、只た駄馬の通行をなし得るのみ、其驛站左の如し。

吉林	三百七十八里	額木索	七十里	通溝崗子	四十五里
興隆川	十五里	黃道腰子	三十五里	三道河子	六十五里
魏園拉子	六十五里	土門子	十五里	銅佛寺	九十里
延吉廳	五十里	嘎呀河	七十里	凉水泉子	四十五里
密江	三十里	琿春			

合計 九百七十三清里

額木索より、朱爾多渾河に沿て南進し、沼澤地を過ぎて、又波狀地となり、更に平坦に

吉林林通覽

吉林林通覽

して狹隘ならざる河谷地を經過して、通溝崗子に達す、牡丹江に注入する大石頭河に臨み、河の右岸には、通溝崗蜿蜒す、崗の延長計清里に及ぶも、脊路は甚だ高峻ならず、五十清里にして興隆川を過ぎ、更に黃道腰子、孤山子を経て、哈爾巴嶺に至る、其間土壤肥沃、草茂生するも、人烟極めて稀疎なり、哈爾巴嶺は、海拔二千五百尺と稱するも、元來高地帯の山脈なれば、打見たる所低卑なる一山のみ、其北口は、阪路短く、南口は、富爾哈圖河の水城となるを以て、阪路稍や長し、北南兩阪路の長さ約五清里に過す、然とも此五清里の阪路は、稍や險峻なり、全山一森林帯を爲し、朝風夕嵐、恰も大海碧浪を捲くの音を爲す、林相は、色齊窩集に比して、大に疎散なり、孤山子より十五清里にして、三道河子に到着す、更に蜂窩拉子、魏園拉子を経て、土門子に到る、八十清里間は、布爾哈通河の河谷に通し、甚だ險阻なる者無きも、土門子に至る迄の約二十五清里間は、沼澤地と隘路とにして、夏日の行通は困難なり、土門子より二十五清里にして、五花頂嶺に達す、此嶺上下十清里、五峰劍峙して、中天に聳へ、布爾哈通河は、其山麓を洗て流れ、常に道路と相沿て、五花頂嶺に至りて、流水は、岩石と相激して、白雪を吐き、深淵深く湛へて、碧玉を延び、山路十五清里、起伏倒懸、岩石は、其趣を珍にせざるは、なく、斜出横生、松杉は、其姿を奇にせざるは、なし、真個に滿洲の仙境と稱すべし。

なり是より二十五清里にして老頭嶺に到る五花頂と共に甚しき傾斜なく行通困難ならず之を要するに哈爾巴嶺及老頭嶺間は概して布爾哈通河の河谷地にして左右は山峰重疊河谷の隘き處三間より廣き處十餘町に及ぶ冬季は特に氷上通過の便を有するも解氷後は狹隘地點が絶壁多きにより車行不可能に陥す老頭嶺より三十清里にして銅佛寺に達す此村は約百二三十戸より成り此街道上の大村落なり此に至り始めて韓民の移住者を見る此より五十清里にして延吉廳即ち局子街に達す老頭嶺下の老頭口より延吉に至る間は東西六七十清里南北二十餘清里に亘る平原にして道路も困難なる地點なし只た嘎呀河葦子溝間に横はる閭家崗あり上下二十清里なるも其道路は險峻なる者にあらず嘎呀河窟龍山間は大高力嶺ありて上下十清里窟龍山凉水泉子間には凉水泉子西嶺あり上下十清里と稱するも稍や傾斜の大なる丘陵のみ大高力嶺は山路甚だ險峻にして傾斜八十フットに及び全線岩石質にして行通の困難を感せしむ冬季に於ては凉水泉子嘎呀河間は圖們江の氷上を迂回するを便なりとす凉水泉子瑯春間は圖們江の沿岸地區にして平坦なり密江に達する十五清里前より所謂密江隘路に入り絶壁の間に道路を通す密江に近頃は狹隘なる森林谷地となり密江瑯春間は上下十清里の大盤嶺

あり其東口は險阻にして通行不便なるも西口は稍や平夷なり此嶺を過れば即ち瑯春平原なり瑯春は此平原中圖們江の北方に在り瑯春河の右岸に位置す本街道は驛站各個の距離合計九百七十三清里なりと雖も實際は村落人家の散在往々三十清里に亘り足算點の一定せざるより全距離に著しき差違を生じ實は千二百清里ありと云ふ夏日は大略十三四日の行程にして冬季は十一二なるを普通とす吉林北京を連絡せる御路は北東に延長して吉林寧古塔を連ね更に南折して寧古塔瑯春を連絡す此れ即ち清國に於ける國道とも稱すべきものにして額木索より瑯春に通する街道は御路にはあらず

六 寧古塔瑯春間

此線路は御路の一部にして會て光緒七年に吳大澂が經營開鑿せる所なり其距離五百三十清里驛路蕭索人烟稀疎街道と稱すべからざる者に似たるも道路は甚しき險難ならず其驛站左の如し

瑯春	九十里	凉水泉子	六十五里	牛石嶺	三十里
王青	四十里	小荒溝	十五里	五臺站	四十里
薩奇庫	三十五里	駱駝	四十五里	老松嶺	二十五里

吉 林 通 覽

柳達河子	十五里	土口子	二十五里	葦子溝	十五里
新關地站	五十五里	崗溝子	十五里	寧古塔	
合計	五百三十清里				

此間凉水泉子より三十里にして頭屯村を過ぎ更に十五里にして高力嶺を過ぐ、小山脈なり更に二十里にして、牛石嶺に至る、嶺甚た高からず、戸數二戸あり、即ち驛站とす、本街道の人烟稀疎たるは人を以て驚かしむる者あり、三十五里にして王青嶺を過ぐ、小山脈のみ嶺より五里にして王青に至る、戸數五六戸、此れ驛站の比較的大なる者なりとす、王青より十五里にして王青河を渡る、其幅員約二十間、河を渡りて五里にして隘峽中に入り、十五里小荒溝に至りて隘峽を出づ、小荒溝戸數三四戸、五里にして大荒溝を過ぐ、戸數四五戸、之を過きて嘎呀河を渡る、幅員約五十間、深二尺、十里にして五臺站に至る、戸數四五戸、五里にして火鋸嶺站に至る、戸數一戸、火鋸嶺亦た峻ならず、二十里にして三四百尺の太平嶺を過ぎ、千五里にして薩奇庫に至る、戸數一戸、凉水泉子より此に至る迄凡て幅員五六里乃至三四里の深谷中に道路を通ずるも、行路の困難なる者あることなし、五里にして駱駝拉子山を過ぐ、山小なり、二十里にして嘎呀河の上流を渡る、更に十里にして駱駝站あり、戸數五六戸、礦務局亦

吉 林 通 覽

三た此に設けらる、十里にして王巴街子に至る、戸數三三戸、駱駝拉子山より此に至る間は、稍や平原形を爲し、南北四五里、東西六七十里に及ぶ、十五里にして老松嶺下に至る、一戸あり、老松嶺は、馬爾瑚里窩集の所在地にして、其面積數百清里に亘る、大森林なり、其樹林中には老松最も多きに依りて、老松嶺の名あり、本嶺は牡丹江、嘎呀河等の分水嶺たり、其通路甚た險阻なりとは稱すへからざるも、大森林中を行くを以て往々馬賊の出沒するありて、危険少なからず、駱駝站には靖邊軍の兵若干の駐在するあるも、其危険を除去するに至らず、行くこと二十里にして窩集口に至る、戸數一戸、此に至りて大森林を出づ、五里にして柳達河子に至る、戸數四五戸、此より十五里にして土口子に至る、戸數四五戸、二十五里にして葦子溝に至る、戸數三四戸、窩集口より此に至るの間は、大略平原にして、間に小丘陵ありて起伏す、十五里にして新關地站に至る、始めて五六十戸の戸數を見るを得、五十五里にして崗溝子に至る、戸數三四十戸、更に十五里にして牡丹江を渡れば、即ち寧古塔に到達す、本街道は車を通行せしむに耐ゆると雖も、只た夏季嘎呀河附近に於て泥濘地を生じ、困難あり

吉林三姓間は其距離二千三百五清里にして概ね馬車の交通に耐へ平夷なる街道と稱すべしものなり殊に賓州の北九十清里に於ける新甸は松花江岸の繫船場に於て此地より三姓へは舟楫の便あり吉林三姓間に於る驛站左の如し

吉林	七十里	烏拉街	二百里	榆樹縣	三百四十里
賓州	六十里	察巴兒站	八十五里	白木楊	六十里
四站	六十五里	三站	七十里	漂阿	七十五里
三姓		合計	二千二十五里		

吉林賓州間は平坦にして榆樹縣以北に多少の山脈あるも險ならず烏拉街の南に於て松花江を渡り榆樹縣より四五十里北行して拉林河を渡る

察巴兒站より八十里にして松花江を渡り北岸の白楊木に至る是より松花江の北岸を進み四站三站漂河等を過き三好の對岸に至りて再び松花江を渡りて三姓に入る之を北道と云ふ此外更に南道と稱するものあり察巴兒站より松花江の南岸を東進するもの水流多くして道路泥游地多きを以て北道に依るもの多し

三姓寧古塔間は其距離五百七十清里本道路は光緒七年吳大澂の開鑿する所に係り湖爾哈河の左岸に通して峻間絶壁を削鑿して通車の大道を開き中間八個の驛

吉林 林 通 覽

吉林 林 通 覽

站を設く凡そ險隘の所あれば關柵を設け兵を配置し公文遞送其他行旅の保護に任ず道路は概して完達山脈中の牡丹江溪谷中を通し左峯は多く斷峯をなし住民稀少水隈谷阿僅に二三の茅屋の散在を認むるに過ぎず此間には夏季小舟を通するものありと雖も冬季は結氷によりて止む本道路は一帶に馬賊の巢窟地にして旅客極めて稀なり其驛站左の如し

三姓	七十五里	頭站	六十里	二站	六十里	三站	六十里	四站	以上三姓所管
寧古塔	六十里	四站	六十里	三站	六十里	三站	六十里	頭站	七十五里
		合計	五百七十清里						

八 長春新城(伯都訥)間

本街道は商業上甚だ重要なる線路と稱すべからざるも農産に富める地方なるに於て交通は相當に繁榮を保ちつゝあり其距離三百六十清里全體蒙古沙漠地に連接せる大平原地なれば波浪なき大海中を行くが如く渺として丘陵の眼にも入らぬなし夏季降雨期間の外は車行人歩甚だ良好なり驛站左の如し

長春	六十里	燒鍋嶺	八十里	農安縣	六十里	哈拉海城子	六十里	郭爾羅斯公府	百里	新城	合計三百六十清里
----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	--------	----	----	----------

吉林通覽

本街道は黒龍江及蒙古地方或は新城及其附近村落より長春に出る穀物牛馬雜貨魚類等及營口天津又は奉天其他より前記地方に輸入せらるる綿布石油雜貨等の一部本線に依るものなり其交通は稍殷盛なる者あり

九 長春營口間

長春營口線は南滿道及遼河と相對抗して今日猶は商業必要の一線路たるを失はず此間の線路二あり其西路は九百九十浬里東路は九百四十浬里とす西路は距離遠と雖も平夷なり然とも沼澤地多くして夏季の交通に適せず商車の之に依るは多くは冬季結氷後とす兩路とも道路は極めて廣濶にして村落密集し驛站に於ける旅舎の廣大なる交通の頻繁を示して餘あり驛站左の如し

東路

長春 四十里 白龍駒 五十里 黑林子 二十五里 朝陽坡 三十五里
萬發街 九十里 奉化 四十里 四平街 三十里 刺路樹 六十里
昌圖 四十五里 開原 七十里 鐵嶺 百三十里 奉天 百二十里
遼陽 六十里 騰龍堡 五十五里 牛莊 九十里 營口計九百四十浬里
西路

吉林通覽

長春より奉化まで東路と同一なり
奉化 六十里 八面城 三十里 大窪 七十里 金家屯 四十里
小塔子 五十里 法庫門 五十里 丁家房身 六十里 公主屯 五十里
新民府 二百五十里 牛莊 九十里 營口
合計九百四十浬里

吉林省の交通機關中最も重要な位置に在る者は車輛とす車輛に大車小車の二種あり大車は挽馬の數に因りて車形隔々たり然とも大別して三種あり大車は車轆一丈五尺直徑三尺の二輪を有する者を最大とし挽馬八頭乃至十二頭を使用す車轆一丈四尺なる者は挽馬四五頭乃至七八頭を使用す車轆一丈三尺なる者は二三の挽馬を使用するものにして遠距離に使用することなし此等大車は重に農業に使用せられ農家の必需器具として最貧者にあらざる限りは必ず一車輛以上を所有す而して冬季農事閑散なるに至りて此等以農具は轉して運輸交通機關となり亦た交通上の重要機關となる小車は其形小にして轆上に幌を有し市街地内又は遠距離旅行用として専ら人の座乗の用に供す市街地に於ては我邦の人力車の如く仕待をなして客を呼ぶ此等は概して清潔にして車内は冬季に於て張るに毛皮

を以てし外面は垂るゝに毛皮履を以てし座下には敷くに綿蒲團あり夏季は車窓に紗を張り毛皮類を除去して清涼ならしむ市中小車は挽馬一頭に限られ三頭を並用する者なし旅行用としては車内の裝飾を有せず且つ不潔なり挽馬は二乃至三頭と使用す此等乗用車はバネを有せざる爲め車行は大なる苦痛を感ず車輛の積載量は左の如し

大車 平地二千斤乃至四千斤 山地一千二百斤乃至二千斤
小車 平地千三百斤乃至千六百斤 山地九百斤内外
此外に推車と稱する一輪車あり車軸の兩端より紐を附して之を首に掛けて二輪車の横倒を防ぎつゝ推進する者なり此車は元と南清に行はれたるものなりしか近時北方にも輸入せられたり使用區域は多く一地方に限られ遠距離に使用せらるゝこと少なり一車の積載六十斤より最大百二十斤とす

十一 馱子(馱馬)

吉林の東南部は多く山嶽地帯にして交通不便なるによりて今猶馱馬の補助を仰ぐものあり馱馬に使用する牲畜は牛馬驢等にして驢を用ゆることなし貨物を馱せしむるには背上に架鞍を置く架は山形をなして馱背に跨り貨物は二個となし

て平均せる重量を有せしめて架の左右に挿付す斯くして馱子の行進するには十二三頭を以て一縦列とし馱夫二人にて之を御す馱量は馬一頭約二百斤牛は三百斤驢は五十斤とす

十二 吉林省の車輛及牲畜數比例

西北平原部一戸に付 馬六三牛一六車輛一四驢〇八
東南山地部一戸に付 馬〇五一牛〇〇五車輛〇一二驢〇二

十三 肥犁(轆)

肥犁は即ち轆にして冬季江水道路凍結せる際之によりて運輸を爲す其應用頗る盛にして結水中は松花江上に一の轆通路を現出して繁盛を極む其構造は極めて單純にして材料には多く羅漢柏を使用し前方長く兩木を出して馬又は牛を繋ぎ之をして挽かしむ其大小適宜にして一定せざるも大略積載量七八百斤より千五百斤迄とす挽獸は牛又は馬二頭を使用し三頭四頭を使用する者は甚だ多からず

十四 運賃

運賃は夏季に於て最高度を示し冬季に於て最低を現すは一に道路の良否と農事の繁閑とに因りて然るものあるなり夏季と稱するは五六七八九の五個月にして

吉 林 林 通 覽

冬季は十月十三日、三、三、四の七個月迄、今吉林を起點として、各地に至る運賃を示せば大略左の如きものあり。

路線	冬季運賃	夏季運賃
吉林長春間 貨物百斤	二〇〇〇	七五〇〇
全營口間	二〇〇〇	七五〇〇
全奉天間	二〇〇〇	七五〇〇
全新城間	二〇〇〇	七五〇〇
全琿春間 駟車	四四〇〇	一四〇〇
全戴嶺間	六〇〇〇	一五〇〇
全伊通間	二〇〇〇	七五〇〇
全哈爾濱間	六〇〇〇	一四〇〇
全額木索間 駟車	七二〇〇	一三〇〇
全齊古塔間 駟車運賃	一六〇〇	七八〇〇
額木索	五〇〇〇	七〇〇〇

延吉 百斤に付 七〇〇〇

第五卷 交通

四四

吉 林 林 通 覽

滿洲の旅舎は比較的整頓せり是れ交通の盛なるに因るに固よりにして山間の僻地は雖も荷も交通路に當れる地には少數輛の馬車を宿泊せしむるに足る旅舎の設けあり殊に夜に至れば此等旅舎が常に滿客にして熱鬧せる狀況は意外に感ずる所なり宿泊料は殆ど各地一致し一吊一百又は一吊とす食事は一食にして夜食を供する外朝食を供することなし食卓は四人一卓にして肉野菜七八皿を供し米飯又は燒餅を主食とす旅客は朝食を爲さずして出發し午前十時より十二時の間に於て再び旅店に入りて食事を爲す故に一日二食なり挽車の馬騾も同時に飼料するものとす旅舎の不潔にして寢具等一も供給せざる事は大に不便とする所なるも支那の旅舎として滿洲の旅舎の如きは決して劣等なる者と云ふを得じ

第二節 水路交通

松花江は吉林省中唯一の供運水路なり其源を省南の長白山に發し頭道二道の兩江となりて分流し大嶺子の上流五十浬南江口に至て合流し大嶺子の下流に至て輝發河を合せ更に拉發漂河等八大溝を合せて吉林に至り更に新城哈爾濱三姓等

第五卷 交通

四五

等の諸要地を経て黒龍江に入る其流域實に四千三百清里に亘り殆ど全線に於て水利の利益を與ふるは蓋し罕に見る所なるべし本水路が筏若くは舟楫に因りて利用せらるるハ狀況を説明するに當り便宜上之を上流吉林間吉林新城間新城江口間の三區に分ち之を説かんとす

甲、上流吉林間

第一源流頭道江は長白山より發し西方を流れて湯河松花河を合せて兩江口に至り第二源流二道江は長白山より發して東方を流れ富爾河を合せて兩江口に至り頭道江と合す其流域亦た一千清里に及び河幅三十尺水深二尺を有す二江合流して漸く水深を増し下流八十清里にして更に輝發河を合せ水層漸く加はり幅員亦た八十間ハ約百間に及び兩江口の下流五十清里にして大歳子と稱する地あり是れ流筏上の關係より上流の要地として知らる合流後始めて松花江の名あり大歳子より八百清里にして吉林に達す本流が尤も利用せらるるハは流材にして舟楫の交通は甚た多からす吉林大歳子間及輝發河を溯行して朝陽鎮に至る間に於て僅に長十五尺幅四尺の槽子と稱する小舟を通すと雖も其利用は甚た多か

らす只た年々長白山より伐流する木材は非常に多額に上り吉林の市場をして殷盛ならしむるは實に本流の所惠なりとす本流域の利用期間は四月中旬解氷後より十月中旬結氷に至る迄にして最も憂ふる所は夏季水量減少し流水を妨ぐるに在り一昨年のはきは非常の旱天にして流筏例年の一半にも至らざりき斯の如くして遂に次年迄流下する能はざる者あるをあり冬季結氷中は氷上に一大通路を生し其坦々たる氷上を肥壘極にて交通す其來往は極めて繁盛にして絡繹として斷ゆる時なし其結果氷上に大小の旅舎を現出し大なる者は方七八十間小なる者も亦た三四十間繞らすに木柵を以てし大なる者は肥壘七八十を收容し小なる者は三四十を收容す大肥壘は四馬を駕し小肥壘は一二馬或は一二牛を駕す搭載貨物は北行の者は薪炭大部分を占め菸葉烟草雜穀石炭、ヨロクス、藥草、蔞姑(菌)等あり南行には衣服家具雜貨食料品鞋鹽等とす之れ上流地方の日用品にして彼等が終年の收穫を吉林に搬出して之を賣却し歸途吉林より更に日用品を買入れ去るものなり冬季氷上通路が斯の如く繁昌する所以は山間に散在せる人民が降雪寒氣の爲め山間に住すること能はず皆な江上に移居すると氷上道路が平坦なると伐木業者が多く山方へ入込むとの三原因より來るものにして五六町乃至十町には

必ず旅舎の設立あり而して各旅舎は殆ど満員の繁昌を極めざるは其の狀態は人をして一驚を吃せしむるに非ざるを得ず。吉林新城間は其距離八百五十清里あり河幅二百間乃至四百間流勢極めて緩徐にして處々に砂洲を有し水深極めて不同最淺常水時二尺にして漲吃水二フ五寸以上

の船を容るべからず水量の最も多きは解水時及雨期降雨時にして三尺五寸乃至四尺に至る。吉林より下流約四百清里にして老燒鍋と稱する地あり恰も東清鐵道南折線と江流と交叉する處に在り東清鐵道は此地を去る二十餘町の陶賴照に停車場を有するに因りて吉林老燒鍋間に小汽船を浮べ北東清鐵道と聯絡す本航路は會て十二年前より開始せしが近年一時中止の非運に陥りしがありしも昨年四月更に開始するに至れり其航業狀況は吉林老燒鍋間約四百清里下江には一日夜を要し上江には二日夜を要す本航路は毎週一回の規定なるも水深の狀況によりて常に一定する能はず旅行者の大に遺憾とする所なり若し本航路に於て規則的なるを得ば吉長鐵道の成立せざる今日旅行者は長春より東清鐵道に依り陶賴照考燒鍋と僅に

二十町を隔てトロックの設備あり停車場に至り汽船にて吉林に至り長春吉林間に於ける支那車輛の苦痛を避るを得へし只た其不定規なるを憾とするのみ老燒鍋より下流新城に至る間は新城に近くに隨て平原地となるにより河床次第に廣潤となりて往々七八百間に及び砂洲各處に生じ水深亦た大に減退し二尺に滿するに至り船行は大に困難を免れず老燒鍋新城間には只た支那帆船の來往するのみ此航區に於ける支那船舶は其數二百内外に過ぎず

丙 新城江口間

新城江口(松花黑龍合流の處)間は約一千四百清里あり嫩江の水量を加へ水深最深十尺より最淺四尺にして嫩江合流點以上は二尺五寸乃至三尺とす故に嫩江合流點以下に在ては概して三尺乃至三尺五寸の吃水を有する船を航行せしむべし此航區は最も廣く利用せらるゝ所にして汽船又は支那帆船の交通甚だ頻繁なり新城の下流約一千清里にして三姓あり此地は松花江の一寄碇地にして本航區に於ける一要衝たり東清鐵道會社は其所有船を以て此間に定期航路を開きつゝあり而して三姓以下に於ては黑龍江汽船會社の汽船ありて之が航行に當る

甲航區に於ける船は一に槽子と稱する小舟のみにして流船を容るゝ能はず槽子は大小種々あるも小なるは長十六尺幅三尺より大なるは長三十尺幅五尺の範圍に在り而して其數は百隻以内なり

乙航區は老燒鍋吉林間に東清鐵道會社汽船部の汽船一隻航行す船の長四十五尺幅八尺吃水二尺外輪式にして總噸數三十噸とす船員七名雜役夫二名外に露兵七名乗組み護衛の任に當る客は別に備へたる曳船ありて之に收容し上等船室は甲板上に在り三室六人を容れ計八室より成る下等室は船艙内に在り七八十人を容るへし取扱所は吉林商務公司と稱し吉林河南街に在り東清鐵道會社の所屬なり吉林政府は松花江航行問題に付利權を回收せんとし官輪局を設けて吉林三姓間航行を開始せんとす其使用汽船三隻は既に獨逸商と契約製造に着手せり

本航區に來往する支那船は改練槽子牛船掛臘等形の大小によりて數種の名稱あるも最も多數なるは槽子にして改練に比すれば稍や小形なり改練は形最も大にして吃水三尺に上り載量五万斤に及ぶ槽子は通常吃水二尺載量二万斤にして本航區の水深に適して最も多數に使用せらるゝ所以なり本航區に於ける支那船の數は二百隻以上あり

丙航區は東清鐵道會社汽船部の汽船が全盛を極むる區域とす今東清鐵道會社が所有する船舶の數を掲げて其一班を推知するの便に供せんとす

汽船	五千六百馬力	十七隻
客船	百馬力	一隻
客船用曳船	四百馬力	四隻
貨物用曳船	四百馬力	九隻
全	百馬力	三隻
貨物船		五十八隻

此等の船舶は常に三姓以上の航區に使用せられ専ら荷客の漕運に供せらるる新城三姓間には定期航行を開き毎月三回相互より發船す船室は一等二等三等に分たれ一二等室は甲板上にあり三等室は下艙中に設く

三姓以下に於ては別に黑龍江汽船會社の航路を延長して三姓に來るあり同會社の所有汽船は十七隻にして貨物船は四十四隻なり其中數隻は三姓へ航路を持續す

此外哈爾濱に於ける清商の設立せる會社に屬する汽船數隻あり個人の所有に屬する者あり本航區の運輸に供せらるゝ汽船は少なくも三十隻に下らざるべし支那船舶は汽船の多數なるに隨て其數少なからず所謂改航亦た少なからず全航區に亘り其數七百隻に及ぶべしと云ふ

甲航區(槽子)吉林朝陽鎮間貨物百斤に付

地名	里程	上江日數	運賃	下江日數	運賃
長山屯	二〇〇	四日	二二〇〇	一日	〇三〇〇
章砂河	五五〇	十一日	五五〇〇	四日	〇八〇〇
寬街	六〇〇	十二日	六〇〇〇	四日半	一〇〇〇
朝陽鎮	二〇〇〇	廿三日	八〇〇〇	八日	一二〇〇

乙航區汽船吉林老燒鍋間

船客二等一人	四留
全三等二人	一留五十哥
貨物百斤	五哥九

吉 林 通 覽

此間貨物の汽船に依るもの少なく且東清會社に於ては貨物多少其他の事情に依り常に運賃に變化を生せしめ一定せず大略は百斤五哥九前後とす
(支那船舶吉林新城間貨物百斤に付)

地名	水程	上江日數	運賃	下江日數	運賃
烏拉街	一二〇	三日	一五〇〇	一日	〇六〇〇
奧水甸子	三三〇	八日	三〇〇〇	三日	一〇〇〇
老燒鍋	四〇〇	九日	三〇〇〇	三日半	一〇〇〇
新城	八五〇	十六日	三〇〇〇	七日	一〇〇〇

新城の距離遠くして比較的運賃の廉なるは吉林との關係密にして貨物の來往多く歸荷を見込て其價を廉ならしむるものなり

丙航區汽船新城三姓間新城を起點とす

地名	距離	一級品に付	二級品全	三級品上全
哈爾濱	二六〇	一一五九	九二八	六九四
滴達嘴子	三二九	一四六七	一一七四	八七八
新甸	四〇一	一七八八	一四三一	一〇七〇

吉 林 通 覽

第五章 交通

東葛樓南天門

三 姓 五五一 二四五七 一八六六 一四七一

右は下江に對する運賃にして上江は約五割増とす此外積卸費及雜費として一
布度に付一哥六を荷主より支拂ふ
旅客運賃は左の如し

新城より

哈爾濱 一等 五八五 二等 三九〇 三等 一九五

滴達嘴子 一五五 一〇五 〇五〇

新 甸 三二〇 二二五 一〇八

三 姓 七二〇 四八〇 二四〇

(支那船舶) 新城三姓間貨物百斤に付

地名	水程	上江日數	運賃	下江日數	運賃
哈爾濱	六二〇	十二日	三〇〇〇	五日	一五〇〇
三 姓	四〇〇	七日	二六〇〇	三日	一三〇〇
二 姓					
牡丹江					

吉 林 通 覽

牡丹江は其源を長白山の北部哈爾巴嶺に發し全流域山嶽峰際の間を通過し諸水
を合せて寧古塔を過ぎ三姓に至り松花江に入る兩岸絕壁岩礁亂立流勢奔騰舟楫
の通行に耐ゆる處少なし只た寧古塔附近平原地に於て稍や可航の處あり即ち寧
古塔掖河間の四十五清里とす故に本水路の交通上の價値は甚だ微々たるものな
りとす

三 輝發河

輝發河は源を盛京省薩哈亮嶺より發し東北流して盛京省北方の都會たる海龍城
朝陽鎮に至り更に東北流して松花江に入る延長七百清里に及ぶ本水路の交通に
供せらるゝ部分は朝陽鎮以下にして朝陽鎮吉林間水路大約一千清里とす此間に
來往する船舶は之を槽子と稱し長さ十五尺幅員四尺とす其數約百二十三十隻あり
本水路は吉林省より南方に通する唯一の水路なるを以て稍や重要な位置に在り
然とも其交通は甚だ繁盛なる者にわらず來往貨物の重なる者は下江に於て石炭、
コークス、食鹽、粗雜穀等にして上江には雜貨類等とす下江は約八日を要し上江は
二十日を要す

四 拉林河

第五章 交通

拉林河は吉林の北部に在て五常廳管内を貫流す其源を小長白山に發し那穆窩集の間を通す光緒廿五年露人か吉林將軍と契約して伐木を開始せる四合川地方は本流に沿附せるに因りて本流は其利用する所となり本流に由れる流筏は直に東清鐵道の停車場蔡家溝又は哈爾濱に至る獨り露人のみに止まらず清人も伐木を流下し双城廳に至りて木材の一市場を形作る本流は重に流木に供せらるゝ外他の交通水路としては餘り其價値なきものゝ如し殊に水深に乏しく流筏も必ず出水の時期を待たらざれば之を行ふ能はず然とも小長白山系産木を流下するに重要な位置を占む

第三節 電信郵便

政府の設立に係る電報局及郵便局は吉林省にも設置せられ電報局は天津電報總局に隸屬し郵便局は營口郵政總局に管轄せらる電報には支那文字又は羅馬字を採用し支那文字は一字を以てし羅馬字は十五字を一語として其料金を計算す日本及歐米には上海を經由し露國には哈爾濱を經由す吉林省内に於て電報分局を開設せられたる地方は左の如し

- 長春吉林伊通州寧古塔琿春新城薩奇庫
- 吉林日本間 羅馬字十五字 三吊一百二文
- 吉林北京間 全上一吊三百文 漢字一字六百八文
- 吉林京城間 全三吊
- 吉林上海間 全一吊四百二文 漢字一字七百一文
- 吉林天津間 全一吊三十二文 全 五百十六文
- 東三省各地 全三百二十四文 全 一百六十二文
- 一吊は銀四十錢一百は全四錢十文は四厘

郵政局は元と海關所在地に限り設置せられたりしか十數年前より漸次内地樞要の都市に分局を設けられ吉林省の如きも省外各地との連絡も成り省内に於ては吉林長春哈爾濱新城双城寧古塔等に分局を有するに至れり郵税は切手を貼用せしめ一封に付銀二分書留は外に五分を加ふ銀一分は約四十なり即ち銀貨の一錢六厘にして二分は三錢二厘となる

信局子と稱するものあり従前我邦に行はれたる飛脚屋の種類にして固より民設

に係る郵便業なり重に商業上の關係より信局子の成立を見るに因り商業關係の頻繁なる地方には必ず信局子の設立あり以て郵政局の不備を補ふ其業務は比較的確實にして甚しき不便を感ずることなし送信料は極めて重量なる者の外は輕重に論なく遠近によりて一封に付十錢乃至二十錢を要す目下吉林には我郵便局の設けあるに依りて甚の不便を感せざるも未だ設立を見ざりし當時に於ては居留民は此信局子を利用して長春吉林間の遞送を受負しめたりき吉林省に於ては長春吉林哈爾濱以外には我郵便局の設立せられたるものあることなし

第六章 政治

第一節 沿革

清朝定鼎以來東三省は之を發祥の地と稱し甚た之を重視し其直屬系なる旗人の外漢族民人の移住を許さざりし結果當初より輓近に至る迄の東三省政治は一と稱し吉林省の旗人頭領として全省の軍政權を把握せしめたり康熙十五年任地を今の吉林に移し乾隆二十二年吉林將軍と改稱し以て光緒三十三年に及へり

將軍の補助官として副都統なる官を置き各地に分駐して將軍の治を翼成す順治十年寧古塔に二人の副都統を置き康熙十年一人を吉林に移駐せしむ全十五年吉林に於て特に吉林副都統を置き寧古塔より移駐せる者を元地へ復歸せしむ全三十二年吉林副都統を伯都訥に移駐せしめ全年より三十三年間吉林に副都統を置かず雍正三年に至りて再び之を復歸せしめて今日に及ぶ乾隆二十一年阿勒楚喀副都統の下協領佐領等の諸官ありて旗人を統御し以て吉林省の鎮撫に任せり同治十年(四十三年前)學政官名を吉林に設け全省の學事を統轄せしむ吉林省の政治は此の如く簡單なる者なりしも漸次旗人の繁殖と漢族の移住とは社會關係を復雜ならしめ政治の煩雜を唱ふるに至れり殊に漢族の移住は吉林省の政治に一變化を與ふるの大動機を爲せり政府は永年漢族の侵入を禁止し之を驅逐したるも遺利の存する所移民は蕩々として防遏すべくもあらず康熙五十年に於て三萬三千二十五人なりし漢族は百年後の嘉慶十七年には三十萬七千八百八十一人に増加し更に七十九年後の光緒十七年には八十萬九千九十八人に至る之を以て政治は從前の單純なる軍政のみにて之を整頓する能はず光緒八年に至り時の將軍銘

安奏請して本土各省の例に仿ひ分巡道一員を置く(雍正四年今の吉林に永吉州今の寧古塔に長寧縣今の新城に奉寧縣を置きたる事あり)分巡道の職務たる按察司(刑名を司る)の補助官たり滿洲に於ても將軍銘安の奏文に據れば固より一の分巡道たるは疑なきも他に高等なる民政官なき吉林に於ては分巡道は殆ど將軍の次官にして一省の民政長官たるの觀なくんばあらず銘安の奏議中分巡道の職責を論ずること左の如し

所屬の政務は均しく其承轉する所に由るへし即ち一省の訴訟盜案等の事務は其總司する所に歸す爾後旗人と民人とに論なく凡案件の府廳に於て審定せる後は均しく分巡道に回送して覆審を行はしむ云々

其職責は勿論本土に於ける分巡道と異なる所なきも實際は偉大なる權力を把握すること三省共に異なる所なし此年分巡道を設くるや大に行政の整理を行ひ其準備として前一年即光緒七年に於て敦化縣賓州廳五常廳を新設す次年は更に大に整頓を畫し永吉州を改めて吉林府となし伯都訥理事同知を改めて撫民同知となし廳を置き伊通巡檢司を改めて州を置き双城堡に双城廳を置く是に於て吉林省の行政基礎大に定まる時勢は更に進て光緒十五年に至りて長春通判を改めて府を

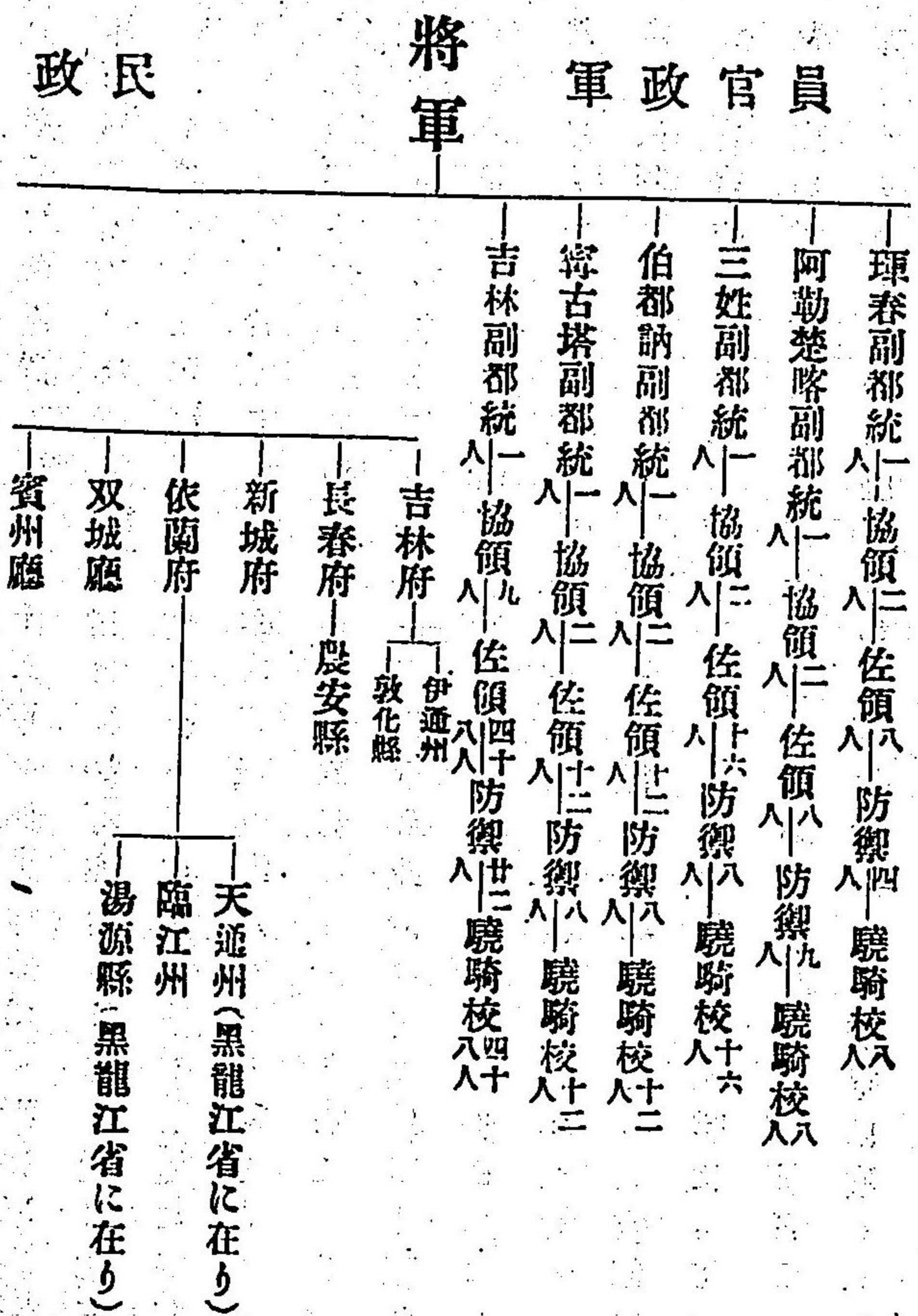
置き農安に縣を置く光緒二十六年南部吉林の局子街に延吉廳を設け之と前後して東南部露領に接近して三岔口に綏芬廳を置く次て伯都訥廳を改めて新城府となし光緒三十二年に及て三姓を改めて依蘭府となし更に二州一縣を置て之に隸屬せしむ茲に於て吉林省は四府三州五廳六縣を有することゝなれり此等諸地方は漢族移住の比較的發達せる地方なれとも未だ十分なる發達を見ざる地方には依然旗人より成る軍政を行ひ軍民混合政治にて光緒三十三年に及へり三十三年は東三省に於ける政治的一大進歩の年度にして中央政府は光緒三十二年徐世昌載振二大臣の東三省視察の復命を嘉納し茲に三百年來の舊習を打破して東三省の軍政制度を廢撤し代て民政を施行するに至れり其新官制は未だ發表に至らざるは具體的に之を示す能はざるも分科の如きは大體に於て舊官制と大差なく只た官吏か從來旗人六割以上を占めたるも殆ど全部漢族種となりしは著しき相違なりとするのみ即ち全省の最高統治者たりし將軍は廢せられて巡撫之に代れり

第二節 政治機關係統

既に廢撤せられたる舊政治機關は之を茲に示すの必要なきか如くなるも新官制

は未だ發表に至らず多少表示せられたるものあるも未だ完全なるにあらず是を以て舊制を開示して後日の新官制成立と對照の便に供せんとす

舊制政治機關系統表



吉林 通 覽

官 員

分 巡 道

- 五常廳
- 延吉廳
- 江濱廳
- 綏芬廳
- 磐石縣
- 龍灣縣
- 長壽縣
- 榆樹縣

吉林 林 通 覽

光緒三十三年前に於ける吉林省は如此一省内に於て軍民二政を混合して施行せり而して其權限は甚だ明亮を缺き要するに其地方を以て區分を爲し旗と民とを論せず其地方の長官之を管理せるか如し

將軍の補助官たる副都統は全省を區分して六區となし樞要の地點に之を置けり副都統の補佐官たる協領は更に副都統管區内樞要地點に分駐して軍政を分掌し節制を本副都統に受く佐領以下亦た各其本屬長官の補助として其分配せられたる管區内の統治に従事す各官は更に多くの屬僚を有するも一々説明の必要を認

めす凡軍政に於ては重に旗人に關する純然たる軍政及び民政官の在る地方に於ては刑訟錢糧の事をも總司す而して其地方に在る漢族亦た其節制を受く民政官の最上級者は分巡道にして將軍の補佐官として重に刑名訴訟の事を監理す凡そ地方官應に於て旗民雜居する者は其地方民政官廳の統治に歸すると雖も刑訟租稅以外純然たる旗人軍政に關する事項は皆な軍政官員の節制に歸す是れ軍民混合制度の規定なりとす以上軍民の官吏は其必要なる部落に最下級公吏を置く人民より推薦せしめて官より任命する所のものなり旗人に在ては之を保正と云ひ漢族に在ては之を郷約と云ふ人民に直接して或は租稅の督促を爲し或は犯人の檢舉を爲し戸口の調査を爲す等皆な彼等の司掌する所なり

第三節 新政

以上に述べたるは東三省の制度改革前に於ける制度なり而して光緒三十三年五月此制度は廢撤せられ純民政と改まりたるを以て本土各省と同じく一般に府縣制度と改正せらるべきものなり然れども未だ諸政の發表を見るに至らず僅に巡撫衙門内幕僚分課の發表せられたる者は左の如し

交涉股	軍政股	民政股	庶務股	學務股
財政股	秘書股	法政股	內文案	收發處
監印官	書記官	文巡廳	武巡廳	翻譯官
幕府				

等にして定員は交涉股二名秘書股二名內文案二名收發處二名監印官二名書記官二名武巡廳二名其餘は各一名とす而して各官衙は未だ發表せられざるも近日發表せらるべく內定せるは大略左の如し

民政司	度支司	交涉司	勸業道
旗務司	蒙務司	提法司	提學司

等にして民政司は普通行政事務を總理し地方官等其指揮監督を受く度支司は全省の財務を綜攬し各稅局等之に屬す而して全省の支出亦た之に屬す交涉司は外國に對する交涉事務を擔任し旗務蒙務の二司は旗人及蒙古に管する事務を管理す提法司は刑名訴訟を司る各地方官は舊に依て司法權を有するも事稍や大なる者は皆な提法司に回送し更に覆審を行ふ其機關として高等審判廳を設く提學司

は全省の教育學事を綜理す以上各司の中提法提學二司は昨光緒三十二年改革前に設置せられたり右の外農工商務に關しては別に司を設けずして勸業道道臺を設くることに決定せりと云ふ是れ吉林新政の骨子なりとす而して従前の分巡道は之を廢し其事務は提法民政二司に分轄せらるべしと云ふ今吉林に於ける各官衙の現在せる者を示せば左の如し明治四十一年五月現在

- 提法司衙門 全省の刑名訴訟を司る
- 提學司衙門 全省の教育學務を司る
- 交涉總局 全省の外交事務を司る
- 巡警總局 全省の警察事務を司る
- 兵備處 新式陸軍の教育給養作戦等を司る
- 營務處 舊式陸軍の全上事項を司る
- 農工商總局 農工商務を司る
- 餉捐總局 全省の厘金税を取扱ふ
- 永衡官帖局 官帖紙幣發行を司る
- 銀圓局 銀貨の鑄造を司る

- 賣吉局 銅錢鑄造を司る
- 斗稅總局 穀類の買賣に對し升稅を徵收するを司る
- 菸酒木稅總局 煙草燒酒木材の徵稅を司る
- 山海土藥稅總局 山海諸物產及阿片の徵稅を司る
- 棧藥稅總局 藥用人參及藥種稅を徵收するを司る
- 木植公司 伐木業者に伐木證下附及手數料を徵收す
- 荒務總局 全省荒蕪地の管理及開墾事務を司る
- 高等審判廳 訴訟刑案の覆審を爲す
- 電報局
- 郵政局
- 政治考察局 全省の政治得失及憲政を考究す
- 林業總局 全省の官林を管理す
- 吉長鐵路公司
- 吉林府

猶此外細微なる官衙は之れあるべきも其重要なる官衙は上記述する所の如し

軍隊は從來舊式の旗兵及民政官衙に屬する兵勇のみなりしが光緒三十二年新に北洋練軍の制に仿ひ新式の訓練を爲し既に六營の兵を有す之を常備軍と稱す三十四年度は一鎮二十營を編成する豫定なりと云ふ訓練の法は其教官が殆ど全部北洋に於て我教官の訓練を受けたる者なれば勿論我法を宗とせる者なり常備軍は目下第一第二の二標に分たる一標は三營とす吉林東門外に駐在す舊式兵は吉勝軍吉強軍及親軍の三軍あり吉勝軍は吉林長春寧古塔三姓新城方面一帯の都市村落等に分駐し合計五營あり吉強軍は南崗即ち開島より琿春延吉に亘りて其守備區域とす其兵數三營親軍は親衛隊にして吉林市と松花江を隔て、南岸に駐在す其兵數三營あり

警察

警察は光緒三十二年新に新式を採用し先づ吉林に於て巡警總局を設けて警察制度の創設を爲し漸次地方に及ぼし從來舊式兵の兼務たりし警察事務は全然之を巡警總局に收めんとす而して創設日猶淺くして僅に吉林に於て稍や成績の見るべきものあるも地方に至りては伊通長春農安新城阿勒楚喀双城賓州等巡警局を

開設せるも未だ其成績の見るべきものあるなし之れ實に人才の得難きが爲めなり是に於てか吉林には巡警學堂を設け銳意巡警官吏の教育に従事し其卒業せる者は順次地方に派遣し警察事務の刷新を圖りつゝあり然れども巡捕なる者の知識が餘りに劣等なるより人民は之を目して最劣等の職業となし少しの尊敬たも彼等に拂はず故に巡捕其者は決して人民を指導するの任務を盡す能はずして法の執行すら猶且なす能はざる者あるは今日の現状なりとす將來此の警吏が我警吏に庶幾するに至るは果して幾年の後にあるべきか吾人は之を豫言するの困難なるを信す

吉林市は全市を分けて八分局を設け各局に六十名の巡捕と巡捕長一名ありて市中を警戒す猶ほ道路上に佇立警戒をなすこと往時の我邦と同一にして三時間毎に交代す而して市中は平均三町毎に佇立處あり城内は殆ど平靜を極め居れり彼等巡捕は帶銃不帶劍巡捕長は帶劍不帶銃にして一見兵と相似たり

團練保甲

團練保甲の法は支那に於て古より採用せられたる一の自治團體組織なり戶籍法なく警察制度の確立なき地方に於て能く安寧と秩序を維持すべきもの唯た此團

練あるのみ然れども吉林省は未だ人口の稀疎なる點より十分に此良法を普及せしむる能はず僅に西部平原地方即ち人口稠密なる部分伊通州吉林府長春府新城府農安縣双城廳等に於て本法を施行するを見る東南部山嶽地帯に於ては年々馬賊の横行に苦み安寧福祉を得る能はざるものあり團練は幾村を團結して其壯丁を練習せしめ銃器を備て以て來て迫害せんとする者を防禦するの主旨によりて設けられ保甲は戸籍を管理し惡人凶徒の潛藏を防ぎ良民と匪賊との分界を明にせんとする者其結果自然良民と匪賊との叱視となり良民は自然良民の團結を鞏固にするに至る是れ支那に於ける治安維持の唯一良法なりとす惜らくは吉林省の開発程度未だ初期にあるを以て遍く本法を施行する能はざる也

第七章 租稅

第一節 總說

吉林省の稅法も本土各省と同一にして大別して租稅捐の三種となす租は即ち地租にして之を田賦と稱し租稅中の至要なる一項目たり稅は商品又は商品取引に賦課する所にして對外國の輸出入に賦課する者を關稅と稱す捐は釐金稅にして

一種の徵收金なりと雖も其實質は稅と殆ど區別を附すべきなし
徵稅法は專管の局を設けて之を徵收するあり地方官に委任徵收をなすあり或は受負法に因りて豫定稅捐を前納せしむるあり一も一定の規道を踏む者なし
稅率は稅捐に於ては殆ど各地一致せるも地租に至りては課稅標準の土地が其計算法一致せざるにより租率一定するも自ら幸と不幸とを生ずるを免れず
此の如く稅率方法共に一定の規道を踏む者なく亦た甚た事實の明白にせらるゝを忌むの風あり所謂民は由らしむへく知らしむへからすの遺法を遵守するによりて既に亂雜不可解なる稅務は更に一層の困難を感ず支那の稅務を深究せんとする者は最も苦痛とする所なり
吉林の租稅總收入は年額五百萬兩内外に在るへし此少額を以て全般の經營に當らんとす蓋し易事に非るなり中央部は今猶年々少ながらざる百五十萬兩と云ふ說あり補助をなしつゝあり思ふに邊境の地固より租稅の多きを望むへからすと雖も此亂雜なる稅法を整理して一大革新を行ふを得は今日の稅率を増さずして收入の倍加するは望み難きにあらざるへし吾人は吉林政府が勵精新政を擧ぐるの今日に於て其第一着手として稅法を整理する急務にあらざるかを感せずんば

第二節 地 租

吉林省の地租制度即ち田賦は複雑を極め毫も統一する所なし雍正十三年世宗憲皇帝の時始めて當省に田賦の制を設けて以來漸次土地の開墾せらるゝに従ひ地租を課し時に依り處に隨て課税の標準を異にし又た税率を異にするを以て人民の田賦負擔は輕重の差甚しきものあり加之當省には民地漢人の耕地と旗地旗人吏の支配に屬し民地と同様田賦を課せらるゝに至りしは僅に二年前の事に屬す其前に在りては凡て免租地たりき新巡撫着任以來専ら諸政の改革を努め居ると雖も土地制度の如き調査甚だ困難にして田賦の徵收の如き亦た未だ正確なる資料を得る能はず光緒十八年時の將軍長順が吉林通誌を編纂するに當り調査せる當時に於ける田賦の總徵收額は三十一万兩餘にして其内譯左の如し

吉林府所管内 七三八〇〇八九
 伊通州所管内 三三七三八七九

吉 林 通 覽

吉 林 通 覽

敦化縣所管内 六四八九三二
 長春府所管内 蒙古の地籍にして租
 農安縣所管内 は蒙古王へ納入す
 伯都訥廳管内 一一三二〇〇八七
 賓州廳所管内 三八五五七三二
 五常廳所管内 二二二四七〇七
 双城廳所管内 一五四四三〇六
 寧古塔廳所管内 二二七〇八八
 三姓廳所管内 七〇〇七
 渾春廳所管内 五四九二五四
 計 三二二二一〇八一

右の田賦は勿論民地に對するもの而已なりと雖も今日に至りては民地の開墾も大に増加し且つ二年前よりは旗人田地の田賦を負擔するに至れるにより大に其歳入を増加し巡撫衙門内戸部吏員の談に依れば年額八十万兩に上ると云ふ地租税率は全省統一せず課税の表準たる土地の計算法一定せず一晌は吉林府に

於ては十畝の稱にして一畝は二百四十弓一弓は五尺四方なり地方に依りては或は三百四十弓を以て一畝とするあり或は三百六十弓或は二百八十八弓五百弓五百二十弓七百二十弓等あり故に一畝に課せらるゝ田賦も一樣なる能はずして未だ全省の差違を知る能はざるも吉林府は左の通り民田より徵租す而して田地には銀納地と米納地とあり往時は粟を納めしむる耕地と銀を納めしむる耕地と相半せしが後年粟一石を一兩に換算して銀納せしむる事となれり

民地銀納地租率

上地 一畝に付 銀一分五厘

中地 全 銀一分

下地 全 銀五厘

新開地 全 銀八厘

猶銀納地に對しては納銀一兩に付き夫役費として丁銀一錢九厘六毛三糸を徵收す

民地納米地租率

上地 每畝に付 銀三分三厘(換算)

吉 林 通 覽

中地 全 銀二分二厘
 下地 全 銀一分一厘
 新開地 全 銀一分四厘四毛二糸五忽
 納粟地には丁銀を賦課せず

園荒地及夾荒地

は人民の各自に開墾せる地の稱にして人民が開墾地を官廳に届け出づる時官廳は之を檢査し其届出に合せる反別を園荒地と云ふ然れとも人民は多く事實の數より少く報告する者なるにより剩餘を生ず之を稱して夾荒地と云ふ其の租率額左の如し

園荒地 每一晌に付 大租銀一錢八分 小租銀一分八厘

夾荒地 全 大租銀六百分 小租銀六十分

大租は中央政府の收入に歸し小租は地方官の徵稅費用となる

旗 地

旗地租率は一律にして每一晌に就き六百文を賦課す

全省地租總額一ヶ年八十萬兩ありと云ふ

第三節 稅

稅は國用を辨する爲め政府が國民又は外國商品に賦課する所なり内國商品の外國輸出及外國商品の内國輸入に賦課する者は關稅と稱し哈爾濱新甸三姓和龍峪等に徵收機關を設く本省物産及穀物の買賣特種の營業に對する賦課等あり其種類左の如し

斗 稅

(穀物の買賣に付斗に課稅するもの)

菸酒木稅

(土産葉煙草燒酒及木材に課稅するもの)

山海土藥稅

(山海産貨三十六種に課稅するもの)

棧藥稅

(人參藥種に課稅するもの)

當舖稅

(質商營業稅)

燒鍋票稅

(燒酒釀造業特許稅)

關稅

(外國貿易品に課稅するもの)

牛馬稅

(牛馬買賣に課稅する者地方官の收入に歸す)

以上は吉林省に於て現に徵收しつゝある諸稅目とす其徵收に當りては專管局を

吉 林 通 覽

設け各地に分遣して徵收する者あり地方官に委任して徵收する者ありて一定せず今各稅目に就き其徵稅情況を示さんとす

一 斗 稅

斗稅其徵稅官衙を斗稅局と稱し總局を吉林城内に設け長春哈爾濱に分局を有し他の地方は地方官に徵收を委任して徵稅す其稅率左の如し

小麥 一斗に付 三十文

粟 一斗に付 二十文

其他 一斗に付 十文

全省の斗稅歲入は規定年額十萬七千八百七十四吊八百文なりと雖も實收額は現今一々年約二百萬吊に及んと云ふ

二 菸酒木稅

菸酒木稅は其徵稅官衙を菸酒木稅局と稱し總局を吉林城内に設け省内左の各地に分局を有す

伊通州	岔路河	磐石縣	哈爾濱	法特哈門
寧古塔	新城	三 姓	琿 春	阿勒楚喀
長 春	双 城	五 常		

徵稅法は菸葉烟草稅及酒稅に於ては問屋仲買を爲す際に於て從價一割を納稅せしめ木稅は吉林西門外松花江岸に分局を設け巡邏船を江上に浮き流下し來る後を檢査して課稅す

光緒三十二年度に於ける徵稅額左の如し

葉烟草出烟總額	三、二五六六三九斤
全 稅額	九七六九九一七〇七文
燒酒出烟 總額	六九、八九一九九二斤
全 稅額	二、二三六、五四三、七四二文
木 稅 稅額	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇文
收入稅額總計	三六一、三五三、五四四九文

三 棧葯稅

棧葯稅は之が徵收官衙を棧葯稅總局と稱し吉林に設く藥用人參其他土産葯材より徵收する稅金なり稅率は人參賣價の一割其他は五分とす課稅藥材六十六種あり左の如し

- 黃蓍 大薊 平貝 党參 小薊 邊草 細辛 公藤

吉 林 通 覽

水紅子	柴胡	薄荷	山龍	白朮	柴童	石花	五味
車前	卷柏	茵陳	白附子	頭翁	大孕	貫衆	馬蘭花
柴苑	望月砂	翻白草	公英	雞冠花	桂花	恩麥	草烏
漏蘆	木通	加皮	蘇皮	扁蓄	益母草	枯草	騰草
澤蘭	苦參	瞿麥	艾葉	掛金燈	桔梗	金佛草	赤苞
赤芍	浮萍草	薤白	木賊	寄奴	豨薟草	地榆	覆花
靈仙	防風	白微	蒼朮	獨活	鶴虱	穀精草	升麻
亭孕	遠志						

光緒三十二年度に於ける總收入は三萬九千八百二十三吊とす

四 當舖稅

當舖稅は質商の特許稅にして其營業が有利なると政府が制限を設けて之を保護するとに依りて特種の利益あるものとす故に他營業と異りて納稅の義務あり其開業に當りて政府より許可證を與ふ之を龍票と稱し其票に對して納稅するに因りて俗に之を票稅と稱す徵稅は地方官衙に委任して之を行ふ稅率は年額五十兩にして二月八月の二回に納入す其總額三千餘兩

五 燒鍋票税

燒鍋は燒酒醸造業にして滿洲に於ける最大有利の營業なり故に當舖と共に同一の事情の下に票税を納入す税率一ヶ年二百兩にして合計其總額五萬餘兩あり

六 山海土薬税

當有所産の山海貨物及阿片に課税する者にして其徵税官衙を山海土薬税總局と稱し吉林に設く課税品三十六種にして光緒三十二年度に於ける右三十六種の收税總額及土薬税豆油税左の如し

山海三十六種税 二六八二五・四九二二
土薬豆油税 一七三〇九・二五八

計 二八五五六・四二八

前記三十六種に對する税率左の如し

種類	單位	銀	税率
鹿筋	每十斤	二錢二分	
鹿角	一斤	三分	
芝蔴(胡蔴)	一斗	二分	

吉林 通 覽

吉林 通 覽

青靛藍	百斤	一錢
線麻(精麻)	百斤	一錢七分
線麻(粗麻)	百斤	八分
蘇油(野紫蘇油)	百斤	七分
豆油	百斤	七分
蒜油	百斤	七分
牛油	百斤	二錢四分
瓜子	十斤	一分
牛筋	十斤	二錢二分
花蔴	十斤	八分
榆蔴(榆樹に生ずる)	百斤	三錢
木耳	十斤	一錢
雜魚	十斤	二分
魚骨	一斤	五分
蟹肉	十斤	七分

吉 林 通 覽

第七章 租 稅

海參	十斤	二錢五分
海茄	十斤	四 分
海菜	百斤	一錢二分
鹿茸(袋角)	十斤	一錢二分
虎骨	十斤	三錢二分
豹皮	十斤	五 分
水獺皮	十斤	二錢二分
狼皮	十斤	一 分
貂皮	十斤	二錢四分
貉皮	十斤	一 分
虎皮	十斤	一 分
獾皮	十斤	一 分
羊皮	十斤	一 分
狗皮	十斤	一 分
豚鼠皮	十斤	一 分

八二

吉 林 通 覽

第七章 租 稅

灰鼠皮	一吊	一分
土面棘	百斤	七分
土產阿片	一吊	五厘七

關稅は、外國貿易に對する課稅にして、吉林省に於ては、主として露國との境上貿易に課稅する者なり、關稅局は、清國總稅務司に隸屬し、總局を哈爾濱に設け、更に綏芬(三岔口)に一局を置く、此二局は純然たる稅關にして、明治四十一年の創設に係れり、更に準關稅として見るべきものあり、其創設は、吉林將軍の奏請に因り、吉林將軍の隸屬にして、總稅務司の指揮下に在らずと雖も、其徵稅の目的は、外國輸出入貨物に課稅するに在りて、一般内地稅と其趣を異にするものあり、之を和龍峪稅局となす、本局は光緒十一年、時の將軍の奏設する所に係り、専ら韓國との境上貿易に課稅を行ふものとす、其稅局を琿春の西二百清里の和龍峪に設け、光霽峪分局、西步江分局の二分局を有す、其稅率左の如し、

穀類雜貨 從價百分の五
藥用人參 百分の十五

第七章 租 稅

八三

吉 林 通 覽

牛馬稅は各地方廳知府知州同知知縣の純收入にして廳費支辨の重要項目なりとす。

徵稅方法は各地方廳の稅課司より牛馬羊豚等の賣買に付課稅をするものにして稅率は吉林伊通敦化新城五常賓州双城等左の如し。

買主より牛馬騾驢一頭に付 價格の三分六厘

全 羊 一頭に付 九十文

長春府農安縣は左の稅率に由る 價一吊に付三十文

全 活豚 一頭に付 六十文

第四節 捐

捐は釐捐にして地方長官が奏請を経て賦課する一種の徵收金なり其名稅と異なる

吉 林 通 覽

と雖も實質は何等の差異を見ず唯た名稱の異なるに因りて同一目的物に對して二者を并ひ課することを得阿片及木材は二者を并課せらるゝ貨物なり捐は左の六種とす。

七釐捐 四釐捐 九釐捐 煤釐捐 洋藥捐 木植捐

以上は現在吉林省に於て徵收しつゝある釐捐にして其情況は左に開示せんとなす。

一 七釐捐及四釐捐

七釐捐は光緒二年時の吉林將軍銘安が兵餉に充つるの目的を以て奏請して創立する所に係り商品が當地に到着せる時は其仕入價額の七厘を賦課せらるゝ者にして俗に之を落地捐と云ふ地に落るや直に課捐せらるゝを以てなり四釐捐は光緒十年寶吉局(鑄錢局)の經費を補足するの目的を以て奏設する所にして其性質七釐捐と同一なり後此二者を合して七四釐捐又は單に落地捐と云ふ故に落地捐率は仕入元價の一割一分を課せらるゝものとす只た外來荷物中鹽と石炭とは其稅率を異にし鹽は從量百斤に付五百文石炭は從價の五分を課せらるゝ。

二 九釐捐

九釐捐は光緒二十六年時の將軍長順が房稅店稅を一般に賦課して財政の窮迫を

濟はんとするに當り、長春商人は極力之に反抗したるに因り、將軍は以て國事を阻害する者となし、主謀者を死刑に處せり、然るに他の關係者は、禍の身に及ばんことを懼れ、一策を獻して曰く、房稅店稅は實に酷稅なり、之を行ふは寧ろ商店の賣上額に課稅するに如かずと、將軍之を聽納して、上奏を経て更に賣上額に對し九厘の課捐を行ふに至れり。

徵收法は商店をして一ヶ月一回其賣上總額を申告せしめ、之に對して課捐を行ふ、俗に之を賣錢捐と稱す。

七、四、九釐の三捐を總稱して貨釐捐と云ふ、此三捐を徵收する官衙は即ち餉捐總局にして、本局を吉林城内に設け、分局を左の各處に置く。

- 寧古塔 伯都訥 三姓 阿勒楚喀 琿春 長春 伊通州
- 双城 五常

光緒三十二年度に於ける吉林全省の七、四、九厘捐の收入總額左の如し。

七、四釐捐 二、四〇三、三三六、〇〇〇
 九釐捐 四、一八八、八八六、九八〇
 計 六、五九二、二二二、九八〇

三 煤釐捐及洋藥捐

煤釐捐洋藥捐は旗人官衙に於て徵收する所に係り、石炭の賣買及阿片の賣買に課するものなり、一ヶ年の徵收額煤釐捐約一万三千吊、洋藥捐約二萬三千兩あり。

四 本植捐

本植捐は伐木者に課する捐にして、吉林交涉總局經費に充てらる、交涉總局は局内に本植公司なる者を設け、徵稅事務を取扱ふ、東清鐵道の布設に際し、同會社に對し鐵道用材として、六ヶ年間本省内に於ける伐木を許可し、同會社使用の把頭伐木者頭領か入山伐木するには、之に許可證を與へ、其手數料として、票費なる名稱の下に、伐木時價の八分を徵收せり、本捐は光緒二十四年より開始し、今日には既に露人伐木期限を經過したるも、猶ほ既に一種の捐として之を一般把頭より徵收しつゝあり、光緒三十二年度に於ける本植公司收入の票費總額五十萬一千八百七十八吊三百〇一文に上れり。

五 護江關稅局捐

本捐は松花江を上下する貨物に課稅する者にして、徵稅官衙を三姓及新甸に設く、三姓は光緒六年の開設にして、新甸は全二十九年の新設なり、共に吉林巡撫に隸屬

す其課税率は土貨税率を表準とす

品目	数量	税率	品目	数量	税率
大麥	一石	五百文	豆粕	百斤	二百文
麥粉	百斤	二百文	大豆	百斤	四百五十文
燒酒	百斤	六百文	牛油	百斤	四百五十文
製油(植物)	百斤	二百九十文	豚	一頭	二百文
干粉	百斤	二百文	赤砂糖	百斤	三百文
蘇油粕	百斤	二百文	白砂糖	百斤	四百文
湯粉	百斤	三百文	海參	十斤	五百文
麻油	百斤	二百五十文	海菜	十斤	百文
羊	一頭	二百文	雜麻	百斤	二百文
小麥	一石	七百五十文	藍靛	百斤	二百文
雜穀	百斤	八十文	棉花	百斤	一吊五十文
葉烟草	百斤	六百文	細	百斤	六百五十文
鹽	百斤	五十文	銅鐵錫器	百斤	一吊八百七十文

吉林省通覽

青紅絲	百斤	五百文
木耳	十斤	五百文
藥材	百斤	三百文
線麻	百斤	六百五十文

土布	百斤	二吊二百五十文
綿絲雜貨	百斤	八吊二百五十文
磁器	百個	二百文
絹類	百斤	十五吊乃至十八吊

第八章 教育

第一節 沿革

吉林省は、日露戦役の終局に至る迄殆ど封鎖中の開闢地たりし之を以て其政治教育等萬般の施設は何等世界的なる者なく事蹟の見るに足るものあることなし、今より百八十年前即ち雍正四年始めて學正一員を永吉州(今の吉林)に設け、學政を管掌せしめたりしが、各地方に至りては僅に地方紳士巨商等の設立に係る書院義學等ありて、狹隘にして不完全なる教育をなせしに過ぎず、光緒七年永吉州が吉林府に昇格せらるゝと共に學正は府教授と改稱し、府の學事を總括せり、光緒八年は吉林省に於て紀念すべき年度にして、賢明の評ある將軍銘安は、此年に於て政治上に施したる改革には甚だ見るべきもの少なからず、學政の如きも此年

に施設せられたるもの多し伊通州、敦化縣、賓州、五常、双城の三廳等皆な此年に訓道教授を置く、長春は同治十一年訓道を設け、光緒十五年、升府と共に府教授に升す、此等は各地方に於ける學政の分掌者にして、其職務は生員の監督、科學の執行等とす、光緒卅一年、全省學務處を設け、全省の學事を統一す、光緒三十二年、本土各省と同一提學司を設けて、一省の學政を總攬することとなり、學務處は廢せらる。

第二節 學校

從來學校の名稱に書院、官學、義學の三種あり、官學は政府又は旗人の設立に係り、旗人子弟の爲めに文武の教育を授くる所なり、其課目は、讀書、經書、作文、漢文及滿文、騎射等とす、官學の在學生徒は定員ありて、各地の官學共、大約一佐領の下より三名乃至四名を入學せしむると定員とす、而して其入學中の生徒は、皆な官學より學資を給與せらる、義學は滿漢子弟の爲め之を設け、家貧にして、親ら教師を家に請ずる能はざる篤學者を收容す、其課目は、讀書、作文、漢文にして、生徒の學資を給與せらるること、官學と同一なり、唯た義學は、純然たる地方紳商の義捐によりて設立せらる、者たり、

書院

書院は、義學と相似たる者にして、紳商の義捐によりて成立せる者にして、地方子弟の入學肄業に便にす、其義學と異る點は、義學は重に貧困なる者の爲に設け、書院は一般學資の餘裕ある者の爲めに之を設く、然れども在學生徒等は、食費を支給するの規定あり、一ヶ月三兩を給與す、而して書院は、貢生の考試を行ふ資格を有す、此等官學、義學書院等の目的は、一に科擧に應ずるの準備を授くるに在り、然れども元來學事に疎遠なりし當省は、各地方には、此等學院の設立せられありしにも、關せず、教育は甚しき不振にして、順治八年より光緒二十年に至る二百六十九年間に於て、僅に二十名の進士及第者を出せるに過ぎざりしは、吉林省學界の不振を語りて餘あり、

吉林府崇文書院、同治十三年紳士等の義捐に依て建造せらる、光緒七年將軍銘安銀五千兩を備て維持基金となし、更に田地百八十餘晌を備て、基本財産に編入す、新

吉林通覽

制發布後、改めて師範學堂となし、其基本財産を變用す。白山書院は嘉慶十九年、尙書鐵保吉林に請せられし時、其門に榜して白山書院と云ふ、後其家屋を書院に充つ、後年將軍富俊、其地の市井雜處して喧鬧なるを嫌ひ、賓館を此に改修して、屋後に學舎を建つ、光緒七年、旗教習三名、漢教習一名を増加し、旗人子弟の漢文教育に従事せしむ。長春府養正書院は、光緒十年、紳商の義捐によりて建設せられ、錢五萬四千緡を基本財産とし、年五千八百五十六緡の利息を收む、在院生徒定員生員十二名、童生二十三名とす、光緒三十二年變更して、中學堂及師範簡易科となす。伊通州啓文書院は、光緒十一年、義捐によりて建設す、其基本財産中銀三千兩は、地方紳商の義捐する所なり、光緒三十六年、師範傳習所及高等初等兩小學堂を設けて之を變用す。伯都訥廳種榆書院は、同治十一年、紳商等の義捐によりて建設せられたるものにして、今師範傳習所に變更す。賓州應善化書院は、光緒十八年、義捐によりて建設せらる、今蒙學堂に變更す。双城廳書院は、光緒十八年、義捐によりて建設せらる、今中學堂に改む。

官學

吉林通覽

吉林左右翼官學は、康熙三十二年、官兵の義捐によりて建設し、各佐領の下より四名の學生を選抜して入學せしめ、滿文及騎射を習はしむ、光緒七年、將軍銘安は、更に滿文教習三名を加ふ。吉林蒙古官學は、乾隆六年、蒙古八旗子弟の爲めに之を建設す、學生は無定數にして、蒙古文及騎射を習はしむ。吉林翻譯官學は、光緒九年、將軍銘安の奏建に係り、旗人子弟を入學せしむ、學生定員三十名とす、今日は外國語學堂の設立によりて廢撤す。寧古塔左右翼官學は、雍正六年の創設に係り、乾隆五十七年、大に改修を加ふ、八旗各佐領下より六名を選抜入學せしむ、教習一名、事務員一名あり、其學習する科目は吉林官學と一樣なり。伯都訥左右翼官學は、雍正四年の創設に係り、學生は各佐領下より六名を定員とす、教習三名、科目吉林官學に同じ、今師範傳習所に改む。三姓左右翼官學は、雍正五年の創設に係り、學生定員各佐領下より四名とす、總教習一名、教習六名、教室を東西の二室に分ち、東教室は滿文を教へ、西教室は漢文を授

吉林通覽

阿勒楚喀官學は雍正五年の創設に係り、旗人子弟の教育を爲す學生各佐領下より三名を定員とす。拉林官學は乾隆三十一年の創設に係り、教習一名、學生各佐領下より三名を定員とす。科目吉林官學に同じ。

理春官學は雍正五年の創設に係る。其後甚だ振はすして有名無實に歸し、光緒十七年に至り復興して昌明書院と稱し、八旗の子弟を教育す。

烏拉官學は雍正七年の創設に係り、教室二あり、前室は漢文教授を爲し、後室は滿文教授を爲す。學生定員各佐領下より四名、科目は吉林官學に同じ。

吉林府義學は知州杜黨の創設に係り、旗人漢族の貧困にして自ら學ぶ能はざるもの子弟を收容學習せしむる所とす。其基本財産は伊通河上に於ける荒地九千三百五十九畝九畝にして、其租銀一千六百八十四兩七錢七分二厘を一ヶ年の經費とす。學科を經學、蒙學の二に分ち、經學は學生二十名、蒙學は二百六十四名小供を定員とす。

吉林通覽

長春府義學は創設以來經費調辨の道なく、終に養正書院に附屬して合辨し、其名有て其實存せず。

伊通州義學は知州員啓章の創設に係る。光緒十一年中、紳商等銀若干兩を納めて基本財産とす。

賓州廳義學は光緒十二年同知毓斌の創設に係り、基本財産を有し、學舍を窮理居敬の二室に分ち、旗民を論せず。貧困篤學の子弟の入學を許す。

双城廳義學は光緒九年廳所屬の荒地を租出し、其收利を以て經費に充つ。

寧古塔漢義學は光緒八年に改修を行ひ、校舎の増築を爲し、分て三教室とす。教習三名あり。

烏拉義學は乾隆三十年の創設に係り、旗民の貧困篤學なる子弟をして入學せしむ。

以上は舊來吉林省に於ける教育機關として使用せられたるものなり。光緒三十二年に至り、中央政府學政改革の論旨に基き、此等舊學院の大部分は新式教育を行ふ學堂と改まれり。其儘に舊態に在るものも殆ど有名無實の状態に在り。

第三節 一般教育方法

學堂以外に於ける一般の教育方法は官吏又は富豪の家に在ては、其家庭内に師を請聘するを例とす、其授くる所は讀書作文にして科擧に應ずるの準備を爲すに在りき、蓋支那に於ては功名も、富貴も之を得るの道は只だ科擧に及第するに在りたればなり、今日既に科擧の廢止せられたるの時代にも、因習の久しき、猶ほ此教育方法の一般に行はれつゝ、あるは事實なりと雖も、進て新學堂に入るもの亦た漸次に多きを加ふ、師は老師と稱し、家庭内に於ては家人と同様の待遇を受け、且つ師としての尊敬を受く、家庭に於ける師は其學課に於て子弟を專制するのみならず、其日常の行動言語に就ても、父母に代て監督の責に任し、大なる權力を有す、師の身分は請聘者の身分によりて差あり、多くは進士に落第せる舉人、又は舉人に落第せる秀才等なり、請聘者の知友、又は知友の推薦に因る者多し、一家に師を請聘する能はざる程度の家庭に於ける子弟の教育の必要を充す者は、義學私塾等とす、之を學と稱し、秀才又は秀才落第者等が糊口の爲めに開設する所なり、此の如き學は、都市は必ず十數村落にも稍や大なる地方には二三を有し、二三

第四節 新教育

十より五六十の學生を收容す、此等學生は重に幼童にして、四書又は三字經等の素讀を授くるものなり、而して其教育の初歩たる點に於ては、我尋常小學と相似たり、

光緒三十一年學務處設置以來、從來の教育法に大改革をなし、各書院義學は、大部分新教育を施す學堂となり、其教育大方針は、大略我邦を宗とするに至れり、光緒三十二年九月、先づ師範學堂を吉林省城に設け、續て小學堂を設けたりしか、十二月に至り、更に法政學堂、外國語學堂を設立し、地方に於ても、漸次師範又は小學中學等建設するに至れり、今左に吉林師範學堂規則及狀況を示して、吉林省師範教育の一斑を窺ふの便に供せんとす、

一 師範學堂章程及現況

師範學堂の章程は監督の權限、總教習權限、分擔教習權限、班長規則、當直規則、講堂規則、自修室規則、體操場規則、試驗規則、寢與規則、食堂規則、浴室規則、養病室規則、應接所規則、懲罰規則、自懲規則、庶務規則、管書規則、官醫規則、經常費規則、臨時費規則、炊事規則等に分たれ、比較的完全なる者なり、一々之を列記するは極めて煩雜なるを以て

青 林 通 覽

之を省略す。

青林師範學堂は簡易科完全科の二に分たれ簡易科は又甲乙二級に分れ完全科は丙丁二級に分たる學生定員は簡易科百名完全科百名にして現在の在學生各料各七十餘名あり修學年限は簡易科一年にして其學生は重に奮學の素養深き者を採用入學せしむ休暇は夏季陰曆六月一日より以降一ヶ月冬季は十二月二十日より正月二十日に至る學生の給費は一ヶ月五兩とす、別に附屬高等初等小學堂あり各在學生徒五十名を定員とし目下既に滿員なり簡完兩師範科及高初兩小學堂の日課は左の如し。

甲班(簡易科) 毎日午後四時より五時に至る體操

土	金	木	水	火	月
算學、	算學、	算學、	算學、	算學、	算學、
鄭	侯	鄭	蔡	鄭	左
西史、	算學、	理化、	算學、	算學、	博物、
鄭	侯	鄭	蔡	鄭	蔡
王	鄭	左	鄭	李	蔡
地理、	倫理、	教育、	中史、	博物、	教育、
鄭	劉	劉	侯	蔡	劉
經學、	博物、	國文、	西史、	國文、	國文、
李	蔡	裴	鄭	王	裴
教育、	音樂、	手工、	音樂、	音樂、	手工、
劉	焦	王	劉	焦	王

乙班(簡易科)

土	金	木	水	火	月
教育、	西史、	博物、	教育、	中史、	博物、
劉	王	蔡	劉	侯	蔡
地理、	博物、	經學、	博物、	西史、	國文、
鄭	蔡	李	蔡	王	裴
農學、	理化、	中史、	地理、	倫理、	算學、
王	侯	鄭	劉	鄭	鄭
音樂、	經學、	算學、	國文、	教育、	音樂、
焦	李	鄭	裴	劉	焦
算學、	算學、	教育、	算學、	理化、	教育、
鄭	鄭	劉	鄭	劉	劉
體操、	體操、	體操、	體操、	手工、	手工、
段	劉	段	劉	段	王

丙班(完全科)

土	金	木	水	火	月
理化、	博物、	教育、	中史、	西史、	國文、
左	蔡	侯	侯	王	裴
中史、	經學、	國文、	國文、	國文、	倫理、
侯	李	裴	裴	裴	劉
國文、	地理、	博物、	博物、	地理、	博物、
裴	鄭	蔡	蔡	鄭	蔡
手工、	算學、	農學、	音樂、	經學、	教育、
王	晏	王	焦	李	侯
算學、	西史、	算學、	理化、	算學、	音樂、
晏	王	晏	左	晏	焦
體操、	體操、	體操、	體操、	體操、	算學、
段	劉	段	劉	段	晏

丁班(完全科) 各科に於て學課の下に記せる一字は擔任教員の姓なり

吉 林 通 覽

火	水	木	金	土
修	算	講	修	算
身	術	身	術	身
體	體	音	體	體
操	操	樂	操	操
講	講	國	講	國
經	文	文	文	經
讀	習	地	讀	格
經	字	理	經	致
國	手	講	國	習
文	工	文	文	字
溫	格	溫	圖	字
習	致	習	習	習

二 外國語學堂章程及狀況

外國語學堂は、光緒三十二年四月の開校に係り、當時直に日露兩國語科を開辦し、三十三年二月更に英語科を開く、漸次獨佛の五國語科を開始するの計畫なり、目下露語科學生最も多く、六十名に及び、日語科學生は三十餘名、英語科學生は二十餘名あり、學生の成績亦た露語科最も良好なり、露語科教習は、露國休職陸軍大尉にして、高等學術に通曉せる人物なり、日語科教習は、歸化臺灣人にして、久しく東京に在りて諸校に學ひたる者なり、規則の主要は、總綱、學科學額、及資格、學科程度、學年、學期、及休業、入學退學、及告暇學費、考試、獎勵、管理員、教員、員數、及責任、經費、附則の十章、四十七節より成立し、總綱第一節に於て、本學堂の目的を規定して曰く、中國の文義に達し、外國の語文を譯し、國民の義務を明にし、外交の通才を養成するを以て目的とす、是れ單に外國語學校にあらずして、實は外交官養成所なりとす、第三節に曰く、本堂は

吉 林 通 覽

月	火	水	木	金	土
修	國	算	修	算	算
身	文	術	身	術	術
算	算	體	體	體	體
術	術	操	操	操	操
經	經	格	格	格	格
體	體	致	致	致	致
操	操	國	國	國	國
國	國	文	文	文	文
文	文	史	史	史	史
國	國	國	國	國	國
文	文	文	文	文	文
音	音	地	地	地	地
樂	樂	理	理	理	理

附屬初等小學日課表

自午前七時半 至八時二十分
自八時二十分 至九時二十分
自九時二十分 至十時二十分
自十時二十分 至十一時十分
自十一時十分 至十二時十分
自午後二時 至二時五十分
自三時五十分 至四時十分

附屬高等小學日課表

自午前七時半 至八時二十分
自八時二十分 至九時二十分
自九時二十分 至十時二十分
自十時二十分 至十一時十分
自十一時十分 至十二時十分
自午後二時 至二時五十分
自三時五十分 至四時十分

譯才を儲を目的とするも譯才の得失は交渉の成敗に繋る故に本堂に入るものは一國の語文を肄業するの外普通學及專門學を學修せしむ第六節に於ては入學資格を規定し十三歳より二十歳以下にして文理順通嗜好に染まざる者とす第七節に於ては學生は只た一國語を學修するを許し二國語を兼修するを許さず且つ何國語を學ぶに關せず必ず普通學及交渉理財教育の各專門學を學修せざるべからざるを規定す第八節に於ては外國文教案の順序を定め綴字讀法翻譯會話文法作文各國歴史及文學大意とす第十一節には教程を五年とし第十二節には學課を規定する左の如し。

第一年

學課	程度	一週間の授業時間
修身	宋元明國朝諸儒學案	一
中國文學	古文淵鑑及歷代名臣奏議選讀及作文	三
歴史	中國史	二
地理	中國地理	二
外國文	綴字讀法解譯	一六

吉 林 通 覽

吉 林 通 覽

算學	算術	四
博物	生理衛生 鑛物	二
物理及化學	物理	二
圖畫	自在畫用器畫	三
體操	柔軟體操	三

第二年

學課	程度	一週間の授業時間
修身	前學年と同じ	一
中國文學	前學年と同じ	三
歴史	前學年と同じ	三
地理	亞洲各國及大洋洲	二
外國文	譯解會話文法作文	一六
算學	算術代數	四
博物	植物動物	二
物理及化學	化學	二

第八章 教育

吉 林 通 覽

第八章 教育

圖畫 自在畫用器畫
器械體操

104

第三年

學課

程 度

一週間の授業時間

修身 前學年と同じ

一

中國文學 前學年と同じ

二

歷史 亞洲各國史

二

地理 歐洲

二

外國文 譯解會話文法作文

二

算學 代數幾何

三

交涉學 法學通論

三

理財學 理財通論

三

體操 器械體操

二

第四年

學課

程 度

一週間の授業時間

吉 林 通 覽

第八章 教育

圖畫 前學年と同じ
器械體操

105

第五年

學課

程 度

一週間の授業時間

修身 前學年と同じ

三

歷史 西洋史

三

中國文學 前學年と同じ

三

地理 地文學

二

修身 前學年と同じ

中國文學 前學年と同じ

歷史 西洋史

地理 阿非利加及亞米利加

外國文 譯解會話文法作文文學大要

算學 幾何三角

交涉學 國際交渉(日本國際公法)

理財學 商業理財學

體操 器械體操

第五年

學課

程 度

一週間の授業時間

修身 前學年と同じ

三

歷史 西洋史

三

中國文學 前學年と同じ

三

地理 地文學

二

吉 林 通 覽

第八章 教育

外國文	前學年に同じ。	一八
交渉學	民事交渉(日本國際私法)	三
理財學	國家財政學(日本財政學)	三
教育學	日本教育諸書	三
體操	器械體操	二

第二十節には、授業料を徴收せず、只た毎月筆紙墨石板教課書等の購入費として、一人に付銀五元を納入せしむることを規定す、第三十節には卒業後は其學業の優劣により交渉事務又は翻譯官學堂教官等に任用し、第三十四節には本學堂管理員、教員の數を規定す左の如し、

監督	一員	教務長	一員	外國教習	五員
通譯	五員	專門教習	一員	普通教習	一員
體操教習	一員	庶務長	一員	書記官	一員
會計官	一員	齋務	一員	監督	一員
司事官醫	四員				

第四十四節には經費を規定す、五個國語全部開始の時に於ける豫算を年額四萬二

吉 林 通 覽

千四百五十六兩とす、目下日露英三國語のみの教授を爲すによりて、年額二萬六千六百餘兩とす、此外冬夏の體操服帽靴等費及接待費修繕費等は其都度實費を請求するものとす、經費明細表左の如し、

名目	月 額	統 計
監督	二百四十兩	二千八百八十兩
教務長	一百兩	一千二百兩
外國教習	五人二百二十兩	一万三千八百兩
通譯	五人六十兩	三千六百兩
專門教習	七十兩	八百四十兩
普通教習	七十兩	八百四十兩
體操教習	四十兩	四百八十兩
庶務長	七十兩	八百四十兩
會計長	五十兩	六百兩
書記官	五十兩	六百兩
齋務兼檢察	五十兩	六百兩

吉林通覽

監學	一	五十兩	六百兩
學生額	百五十名	一名二付月額五兩	計九千兩
書記司事	一	十六兩	百九十二兩
會計司事	一	十六兩	百九十二兩
圖書司事	一	十六兩	百九十二兩
官醫	一	十六兩	百九十二兩
審議	六	一人十二兩	八百六十四兩
使役	十	一人四兩	四百八十兩
聽事	二	一人四兩	九十六兩
門役	二	一人四兩	九十六兩
更夫	二	一人四兩	九十六兩
厨夫	二	一人四兩	九十六兩
齋夫	五	一人五兩	二百四十兩
監督以下四十八名		食費一人五兩	二千八百八十兩
心紅			九百六十兩

吉林通覽

柴炭及雜費

三 法政官堂章程及現況

法政學堂は光緒三十二年十二月の開館に係り、政治法律の二科を教授す、其章程は二十三章三十一節より成り、其要項左の如し、總綱第一節には本館は法政を研究し吏治を改良し、致用の才を造就するを目的とす、第二節本館の入學員は本省の旗漢候補官員及び紳衿を考選して之を採用す、第三節本館の教程は、奏定せる所に依れば三年の規定なるも、目下吉林省の状況に顧み、肄業員を百名とし、特に二年卒業となして以て急需に應ず、職負及職權の章に於て、其第一節には、總辦一員命を將軍に受けて全館の事務を總理す、教務長一員、監學二員、日本教習一員、正教習三員、國文教習體操教習、繙譯教習、東文教習各一員、庶務一員、會計一員、管書司事、庶務、照料司事各一員、醫官一員、諸務に分任して、總辦に直屬す、教習諸員の請聘は總辦より將軍に稟請して裁下を経るを要し、其他職員は總辦の任意任用とす、學課の章に於て、其第一節には教課書目を規定す左の如し、

必要科

一 大清會典

第八章 教育

二 大清律例唐律明律附

三	法學通論	四	經濟通論
五	刑法總論	六	刑法各論
七	民法	八	憲法
九	國際公法	十	國際私法
十一	政治學	十二	行政法
十三	財政學	十四	貨幣學
十五	銀行學	十六	商法要論
十七	民事訴訟法	十八	刑事訴訟法
十九	裁判所構成法	二十	殖民政策
廿一	擬律擬判	廿二	裁判演習
附設科			
一	政治地理	二	世界近世史
三	中外通商史	四	論理
五	日本文	六	國文
七	算學	八	體操

第二節は日課表を期定す

第一期學課			
三	大清會典	三	法學通論
三	經濟通論	三	刑法總論
三	憲法	二	民法
三	國際公法	二	政治學
二	政治地理	二	算學
三	國文	三	東文
三	體操	三	一週間合計
三六	同時	三	大清會典
第二期			
三	民法	三	刑法總論
三	憲法	二	國際公法
三	國際公法	二	國際私法
二	行政法	二	商法要論
二	民事訴訟法	三	擬律擬判
三	世界近世史	二	算學
三	國文	四	東文
三六	同時	三	大清會典
第三期			
三	財政學	三	刑法各論
三	國際公法	二	國際私法
二	商法要論	二	行政法
二	民法	三	民事訴訟法
二	擬律擬判	二	世界近世史
三	算學	二	國文
四	東文	三	體操
三六	同時	三	大清會典
第四期			
三	財政學	二	裁判所構成法
二	民事訴訟法	二	殖民政策
二	國際私法	二	國際公法
三	貨幣學	三	銀行學
三	民法	二	中外通商史
二	擬律擬判	二	國文
四	東文	三	體操
三六	同時	三	大清會典

試驗及獎勵の章に於ては第一節に毎月末に月考を行ひ夏季休暇及年末休暇の前期考を行ふこと第二節には本館卒業試験には將軍より考案を出して覆試を行ふこと第三節には得點計算法は月考期卒業試験及將軍の覆試に於ける諸點數を平均したる者を以て卒業點數とす第四節月期二考は毎科の得點六十以上を及第點とし以下なる者を落第とす第六節卒業試験に於ては毎科八十點以上を最優等とし六十點以上を優等とし四十點以上を中等とす二十點以上を下等とし二十點以下を最下等とす第七節最優等及優等者は其候補の職に現任となし中等の者も學力に徴して就職せしめ下等の者は猶ほ學堂に在て補習せしむ留まるを肯せざる者は修業年滿の證書を交附し最下等の者は只た修業分數單を給與して出館するを許す第十節第三四學期には擬律擬判并に裁判演習の科目を添へ實地研究を爲さしめ毎土曜日には教員生徒を率へ各局に至りて考察を爲し各其所見を述べて論說を爲し教習の訂正を乞ふ第十一節卒業生中學業最優等の者數名を選ひ學費を給與して東洋に遊歴せしめ以て其學ぶ所を徵す入學及退學の章に於て第三節退學せらるべき條件は一品行不端の者二學業を荒廢する者三二期考に合格せざる者或は月考に於て三回連續して落第し奮勉せざる者四規則を遵奉せざ

る者五嗜好に沾染する者請暇及休息の章に於て第四節毎月正月二十日を以て開館し小暑節後に至て散學するを期とし立秋後六日開館し十二月十五日散學するを第二期とす暑中休暇及年末休暇を合計して七十日とす學員陳事の章に於ては第一節に全館學員は既に本館章程を遵守するの義務あり即ち本館か應に改良を行ふべき點に於ては靜肅に陳白規正の權を有す
目下在館學員は七十名にして教習七名(内一名は日本教習なり)始め速成を期し二個年卒業を斷行せんとせしも自今は更に三年卒業と改正し其校舍を新築し學員を増加せんと計畫中に在り不日其實行を見るに至るへし

四、新學堂一覽表

新學堂一覽表(光緒三十三年八月調我四十年)

地方	學堂數	教員數	生徒數	年額經費	備考
吉林府	師範學堂	一	〇〇		
	全附屬簡易科	一	〇〇		
	附屬高等小學	一	〇〇		
	全初等實業學堂	一	五〇		
	學監養成所	一	五〇		
	兼任	四			
		四			

覽 通 林 吉

磐石縣	敦化縣	長壽縣	五常廳	農安縣	延吉廳	綏芬廳
初等小學堂	高等小學堂	初等小學堂	初等小學堂	初等小學堂	初等小學堂	初等小學堂
1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1

第八章 教育

覽 通 林 吉

双城廳	賓州廳	伊通州	依蘭府	新城府	長春府
高等小學堂	中蒙學堂	初等小學堂	初等小學堂	師範傳習所	師範傳習所
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1

第八章 教育

一一二一一二四一四一一四三二七二三一二二

二八 四五 三四 四〇 四五 四八〇 五五八 四八〇 一五〇 二六 二〇 三〇 一五 二〇 四〇 一四 二四

共通 二四〇 二一六〇 一三三 二二二〇 官給五〇〇吊 不足は地方の自辨とす 三、九八五 一九二 一、九七二 一、一八二 四九二 四九二 九三六 六〇〇

一一五

一二三五三三五二 四四七七

二二 三三 六〇 三〇 三〇 八〇 六〇 三〇 三〇 一六〇 四〇 八〇

共通 七、〇二〇 二、一六〇 共通 共通 二七七二 四四四 一四、四〇〇兩 中學堂中に含む

内日本教習一人なり 商家徒弟等の爲めに設く 爲一般篤學者の爲めに設く

一一四

檢樹縣	蒙學堂	一	二二	五〇〇
烏拉街	初等小學堂	一	二〇〇	三二七六
烏拉街	初等小學堂	二	三三二	九〇七三
陶賴昭	高等小學堂	一	六〇〇	六〇〇
		三	九六二	

附 高等巡警學堂

警察官吏養成の目的を以て光緒三十二年十二月本學堂を開設す將軍の直轄にして提學司に屬せず其規模は我警察官練習所に則由せる者なり其規則は九章六十一條より成り其第一條には全省に警務普及を圖るため巡警學堂を設け學員候補官員又は銜を有する者學生普通の生徒を教育して各巡警局に分配する旨を規定す第三條本學堂は最高教育を爲す所にして將來各地方に設立せらるべき巡警學堂又は傳習所の類は先づ本學堂に報告し査定の後開校すべき事第四條本學堂は目下焦眉の急に應ずる爲め速成法に依りて教授す第一回卒業後完全なる科目を定むべし第五條冬季は十二月二十日より正月二十日夏季は六月一日より七月一日に至るを定期休暇とす其外万壽節孔子誕辰清明端午中秋三節及日曜日開校紀念日は休業す第六條教員職員を左の如く規定す

吉 林 通 覽

監督	一員	提調	一員	內堂正教習	二員
外場正教習	一員	法律教習	二員	副教習兼學監	二員
體操教習兼舍監	二員	書記官	一員	庶務官	一員
醫官	一員	司事	一員	書記生	四員
聽差	四名	夫役	二十名		

吉 林 通 覽

第九條は職員學員生徒の制服警刀靴帽書籍器械藥材筆墨及講義録印刷に要する紙等一切教課用品及修繕費等は臨時費として隨時受領することを規定す第十條は職員會議を規定し毎月一回會議を開き教務の改善と意思の疎通とを計る第十二條入學者の資格を下の如く定む曾て官職に在りたる者或は信用すべき辭令證書の類を所持する者及び貢生又は監生の學位を有する者年齢二十歳以上二十五歳以下の者文理に暢通し事體に明白なる者體格強壯にして嗜好なき者第十五條には退學の個條を下の如く定む品行方正ならざる者學業を荒廢する者月二回の考試に及第せざる者第六條の規定に違背せる者學堂の命令禁止を違奉せざる者第十六條には學員の學課を規定す下の如し

- 一 警察學
- 一 警察法
- 一 法學通論
- 一 監獄學

- 一 審判法
- 一 國際法
- 一 算學
- 一 歴史
- 一 地理
- 一 操法

授業時間は、春季午前八時より十時に至るを學課とし、十時より十一時に至るを午食時間とし、十一時より午後一時に至るを室外操法とす、一時より二時に至るを休息とし、二時より四時に至るを學課とす、四時より六時に至るを温習時間と定む、冬季は春季と同じく、夏季は午前七時より九時に至るを操法、九時より十一時に至るを食事、及休息、十一時より午後一時に至るを學課、一時より二時に至るを休息、二時より四時に至るを學課、四時より六時に至るを温習時間とす、秋季は夏季に同じ、第十七條、學員學生等入學後三ヶ月にして、實地習業を行はしむる爲め、全員を五班に分ち、毎日一班は學課の以外に市街の巡察を行はしめ、土曜日には、非常召集の練習を爲す、第十八條、毎月一回考試を行ふ、卒業考試に於ては、得點平均九十點を最優等とし、七十點以上の者を優等とし、五十點以上の者を合格とす、第二十條、學員の定員を五十名とし、卒業期を六個月とす、第二十三條、學員卒業後は、三年間吉林省に於て奉職する義務ある者とす、第三十三條、最優等卒業者には、吉林將軍より官刀一口及金牌一個を親授す、優等者は、監督より官刀一口を授く、第三十九條、學生に授くる學

吉林通覽

課を下の如く定む

- 一 日本警察概要
- 一 巡警章程
- 一 巡警手眼
- 一 警察白話課本
- 一 算學
- 一 歴史
- 一 地理
- 一 操法

時間は第十六條に同じ、第四十一條、學生の定員を一百名と定む、第四十二條、卒業を四個月とす、其他各條項は大略學員の條項と同一なれば之を略す、學生の在學期は四個月にして、學員より二個月の短少なるは、學生は卒業後巡捕即ち巡查に採用するものにして、學員は直に巡捕長即ち警部に採用せらるゝものなればなり、本學堂は今回第一回の卒業考試を挙げたるのみにして、卒業員生等が就職後の成績は、未だ之を知るを得ざるも、比較的規律ある教育を施されある者なれば、漸次改良の實を擧ぐるに至るへし、唯た惜らくは一人の外國教習なき事にして、兎に角支那人の特質たる氣概少なき一點は何れの教習も同一にて、此缺點は支那人教習によりては之を改良する能はず、外國教習に待ざるへからざる所なり、故に技術又は學術に於ては、將來必ず多大の進歩を見るを疑はずと雖も、警察官として最も必要なる以上の缺點を補足する能はざることなりとす。

吉林通覽

陸軍學堂は光緒三十二年九月の設立に係り陸軍將校を養成するを以て目的とし、學生を分けて二班とし、一を將辨科と云ひ官衙ある者を收容し、一年の速成にて將校を養成す、重に舊式將弁より採用し、我舊時の戸山學校と相似たり、一を陸軍科と稱し、普通學生を入學せしめ卒業期を四年とす、學課の程度は普通學に軍事教育を加へたるものにして、我幼年校と略は同一程度たり。

第九章 商業

第一節 總說

吉林の商業は古來人參獸皮、木材藥材等を省外に輸出し之に代ゆるに棉花棉布、鐵器陶器等を輸入せしに過ぎず、甚だ小規模にして、僅に營口天津等と相互的に人を派して取引を爲せし外、多くは地方顧客が物産販賣商貨仕入の取引ありしのみ、是を以て其商業全然地方的にして、甚だ幼稚の域を脱する能はざりき、然れども吉林市は松花江の中央部に在り、全省政治の首府たるより、全省所産の物産は、一時悉皆此に集來し、而して各方面に適宜分配せられたる者にして、吉林市の商業は地方的

なりしとは云へ、比較的繁盛と稱せられたりき、而して本省中獨り琿春が韓國及露國と貿易を爲せし外國との關係は會て之れあらざりき。

光緒二十三年、露國が東清鐵道の布設を成功し、其中央停車場として哈爾濱の地を租借し、一大市場を開設せるより、茲に始めて直接外國と接觸して貿易を開始するの端緒を開きたりと雖も、其對手者が西比利亞と云ふ僻貧の地なるにより、吉林の物産該地方に輸送せらるゝ者多からず、未だ其發達を十分ならしむる能はずと雖も、然も東清鐵道の布設は、其利用の民人に知悉せらるゝに隨て、漸次吉林省の商業状態に變化を來しつゝあり、換言すれば、松花江本位なりし商業は、鐵道本位に變化しつゝあるなり、松花江商業と鐵道商業との競争は、自然鐵道の勝利に歸し、其影響として、從來松花江商業の中心として、永年吉林省の物資を集注せしめたる吉林市は、今日は漸次不振を來し、各物産は便宜其近距離の停車場に直接輸送を行ひ、吉林市を經由せざる事となれり、即ち北部寧古塔三姓、阿勒楚喀賓州、双城、新城等皆、其附近の東清鐵道停車場に出ることゝなれり、南部伊通州、海龍、朝陽等も、從來輝發河の利用によりて、吉林に運出せる貨物を、今は其大部分を公主嶺、開原、鐵嶺等に搬出するに至れり、然れども、永年の商取引關係は、一朝にして直に斷絶すべきにあらざり。

地方によりては、猶ほ全然吉林の商業圏外に逸し至らずと雖も、自然の原則に従ふ時は漸次吉林の關係を殺滅して吉林市が從來占有せし商業中心の名譽は、將來他に移轉すべきは疑を容れざるなり、然らば吉林省の商業中心たるの地點は何れぞ、今日に於ては未だ全然中心地と稱ふべきなしと雖事情を湊合して考査せば、將來吉林省の商業中心は、漸次長春に歸すべきは識者の首肯する所なるべし、人或は曰く、長春は、既成の大都會哈爾濱と接続す、是を以て吉林省の商業は長春に集中するよりは寧ろ哈爾濱に集中するに至らんと、是れ一理ある議論なりと雖も、吾人を以て觀れば必ずしも首肯する能はず、何となれば、吉林省の商業上、最大關係を有するは營口にして、北部にあらざればなり、是れ吉林物産が重に南北滿地方に需要せらるゝによりて、輸入物資も自然的趨勢として南方より來るを多しとするが爲めに、して、南方對手の商業としての哈爾濱は、北吉林一部には有利の位置に在るも、吉林全省より見れば、餘りに北方に邊在するの憾あるを免れざるなり、是れを以て吾人は長春が最も適當の位役に在るを信せん、とす。

今日の吉林人士は、皆な近年吉林商業の衰退を説く、是れ大戦争の餘波として、寔に已を得ざる所にして、獨り吉林のみ然るにあらず、唯だ茲に注意すべきは戦争なる

臨時興奮的經濟上の膨脹を除去せば、吉林省の商業が、果して前年に比して衰退せるや、甚だ疑なき能はず、勿論本年の如きは、昨年非常の不作なりし結果、商況の不活も、是を以て直に吉林省の商業衰退を説くは、半面の觀察に過ぎざるべし、吾人を以て之を觀れば、其原因は商業中心の變遷にある者にして、決して生産又は輸入の減少にはあらず、十年前各市場の繁榮は、遠く今日を凌駕せりと云ふも、十年後の今日は、現に二十萬口を有する哈爾濱なる大都會を現出せり、其阿勒楚喀双城、長春等は、皆な十年來著しく人口を増加せるあり、是れ吉林人士が知らず知らずの間に、商業の繁盛が他所に移轉しつゝあるなり、即ち鐵道沿線の各都會が、皆な舊時に凌駕するの繁盛あるに想及せば、吉林省の商業は、進歩ありて決して退歩なきを信するに足らずんばあらず。

然ども、吾人は今日の吉林商業を以て、既に第一期の發展を遂げたるものと認む、今日以後の吉林は、更に第二期の發展に努めざるべからず、何をか第二期發展と云ふ、其山中に有する無盡の寶物を開發する是れなり、土貨改造是れなり、吉林の眞價は第二期發展の後に於てこそ始めて天下に認識せらるべきなり、

第二節 商業市場

總説に於て論せし如く吉林省の商業は未だ十分なる程度に發達せず故に其商業市場も未だ世界的に發達せる者なし其多少外國との貿易關係を生ぜる者と單に内國商業のみの關係ある者とを區別すれば現在左の如し、

對外市場、哈爾濱、長春、琿春、三岔口、

對内市場、吉林、新城、寧古塔、延吉、双城、三姓、伊通州、五常、農安、

阿爾楚喀、賓州、寬街

對外市場と云へども固より海口貿易場の比にあらず、多くは露國との境上貿易を主とし、僅少の貨物を交換するに過ぎず、内地關係の市場も遠く本土十八省と取引關係を有するは罕にして、僅に天津上海に關係を有するを最も範圍の廣きものとす、其餘は營口又は省内各市場との關係に過ぎざるを多しとす、

第一 對外市場

一 哈爾濱

哈爾濱は、一千八百九十七年露國が東清鐵道中央停車場として建設せる所なり、

其位置は吉林省の西北端に在りて、松花江の南岸に沿ひ所謂滿洲穀庫の稱ある松花江平原の中心に位し、松花嫩泥兩江の水利と東清鐵道の兩分岐線との關鍵を把握せり、

西の方浦鹽を隔ること鐵路三百七十九哩、南の方大連を隔ること鐵路四百五十八哩、松花江を溯ること六百二十浬にして新城府伯都訥に達し、更に溯行九百八十八浬にして吉林に達す、下行二十五浬にして呼蘭城あり、百十五浬にして巴彥蘇々あり、二百三十五浬にして依蘭府(三姓)あり、皆な重要なる市場とす、鐵道線路上に於ける近距離に於ては、南折線上に双城長春あり、東行線に阿勒楚喀(阿什河)あり、此等は皆な北滿洲に於ける重要般盛なる市街にして、哈爾濱をして特に有利なる位置に在らしむる所以なりとす、

哈爾濱市は、露西亞市街支那市街の二區より成立し、其面積我五百二十丁歩を有せり、露西亞市街は、又たノロツキゴール(新市街)スタールイハルビン(舊市街)プリスタンズンガリ、松花江沿岸區の三區に區分せられ、支那市街は傅家甸と稱し、露西亞市街の東北端に接續す、ノロツキゴールは、重に露國官衙又は官吏の居宅にあり、東清鐵道中央停車場も此に在り、露國人以外の此區内に居住するは禁止する

吉 林 通 覽

第九章 商業

所なり、プリスタンズンガリ、及びスタール、オハルピンは外人の雜居を許し、プリスタンズンガリは松花江に濱し、埠頭には常に十數隻の小汽船を繫泊し、最も商業の殷盛なる區域とす。支那人の多くは傳家向に住居し、其商業も稍や盛なり、人口は露人約二萬三千八百八十七、外國人一萬人、千七百九十六、清國人七萬を有せり、商業範圍は、其水陸交通の利、偉大なる者あるによりて、東は浦鹽港、ハッコフスク、支那人泊里と云ふより、寧古塔三姓、及呼蘭、巴彥蘇々、等松花江沿岸市場に及び、西は莫斯科、聖彼得堡、其他悉比利亞滿蒙の各市場に及び、南は近く長春、双城、新城、より營口、天津、大連等に及び、遠く上海、香港に及び、東北は吉林、拉林、賓州、阿勒楚喀、五常等に及び、其範圍の廣大なるは、全く地利を占めたるに因るものにして、如此等位置は蓋し罕に見る所なるへし、

今や本市は日露戦争の餘波を受けて、殆ど衰萎の極に沈淪せるも、只た經營にして、其宜を得ば、雄を極東に稱するの資格は、十分なりと認めざるを得ざるなり、

哈爾濱は、ノイヅキゴールド於て其中央停車場を有する外、新舊兩市街に各一停車場を有す、以上三停車場が、一ケ年に吞吐する貨物の數量を表示して、哈爾濱の内容を窺ふに便にせんとす、

吉 林 通 覽

明治三十八年度に於て、東清鐵道に由て哈爾濱停車場に發着せる貨物の數量左の如し、

品 目	着 荷 數 量	發 荷 數 量	合計單位ハブードを用ゆ一ブー ハ四貫三百六十四匁とす
小麥粉	二六八、五六八	一、六九八、一六七	一、九六六、七三五
薪 材	一、二〇八、八三六	六五、三五五	一、二七四、一九一
鹽 板	一一七、二六二	三〇、九七九	一、二四八、二四一
木材、	六四三、九四八	五五、六二〇	六九九、五六八
小 麥	二二二、五二〇	二〇三、六一〇	四三六、一三〇
セメント	三六九、四九二	一五、〇三二	三八四、五一四
織 物	二九八、九四九	一〇、九二九	三〇九、八七八
鐵 棧	二八七、六九二	一八、九六三	三〇六、六五五
砂 糖	二二〇、四八七	三一、四七六	二六一、九六三
石 油	一三六、〇三八	一八、二一四	二五四、二五二
生 肉	一七〇、四七四	五七、八七三	二二八、三四七
石 炭	一四七、三二九	二六、四八二	一七三、八一
機械器具 を合	一三二、三四〇	二八、三一四	一六〇、六五四
紅 魚	五八、一三〇	五三、五一五	一一一、六四五
ビール 其他	一四四、五五八	四〇、五二六	一八五、〇八四

吉 林 通 覽

品 目	着 荷 數 量 單 位	方 向	發 荷 數 量 單 位	方 向
全 粒 穀	五七二、〇一一	下流より	二二五、四二八	下流へ
麥 粉	二、二〇〇	上流より	四三七、三四七	下流へ
燕 麥 割	二、六〇〇	下流より	一三七、五〇二	全
燕 麥 糖	一、一〇〇	全	七、七二四	全
茶	六、四二三	全	一〇、四〇八	全
酒 及 精	二、一三三	全	二、六一七	全
煙 草	八〇四	全	二、一八四	全
	二八〇	全	一四、〇〇〇	全

松花江沿岸區は、沿江の長埠頭を有し、數多の小汽船及支那帆船は此に繫泊し、般盛なる埠頭を形成す、此善良なる埠頭が、結氷の五個月を除き、一年七個月間、吞吐する貨物の數は亦た決して鮮少なりとせず、之を左に表示せん。

明治三十八年度に於て、松花江水利に由て、哈爾濱埠頭に發着せる官民有の貨物左の如し。

其 他	一一、二四九、七六〇	三、二三三、五三二	一四、四八三、二九二
合 計	一六、九八七、三八三	五、五八八、五五七	二二、五七五、九四〇

第九章 商 業

二二八

吉 林 通 覽

品 目	着 荷 數 量 單 位	方 向	發 荷 數 量 單 位	方 向
鹽 魚	五八、七九二	全	一八五、九七七	全
鹽 肉	一、九二五	全	六四五	全
鹽 類	四、四五〇	全	三六、五八九	全
野 菜 果 物	一、三五	全	一五、八七九	全
石 油	四、四四〇	上流より	一〇、九二五	全
植 物 製 油	一、一五	下流より	一、六三六	全
生 脂	二〇二	全	一三、二一〇	全
樹 脂	一〇四	全	二一、〇〇五	全
革 皮	七〇三	全	二六五	全
銅 鐵 鑄 鐵	二七、三二六	全	四〇、四八八	全
機 械 材 料	二、四四五	全	七、九八九	全
金 具 類	五、九〇三	全	五、八三九	全
馬 車 具	四、〇九一	全	四七、九〇四	全
農 具	二一六	全	三〇〇	全
郵 便 物	七六、〇一三	全	二一、三三二	全
兵 隊 及 軍 用 行 物	六三三	全	五、六六〇	全
小 荷 物	七六、〇一三	全	二一、三三二	全
合 計	七六八	全	九、二三五	全

第九章 商 業

二二九

吉 林 通 覽

織物 木製材 木製材 薪材 牛糞 雜品 清國人荷物 品物不明物 合計

三、一〇二	下流より	一六、七四二	下流へ
四五四、一六五	全	七、八四〇	全
七三、〇七〇	全	七、二八〇	全
九九六、五〇〇	全	五四、九四一	全
二、三八四	全	三六、七一〇	全
二七、〇三五	全	二九、〇三四	全
二、六一九	全	三七、〇七四	全
二八、四〇五	全		
二、三六〇、〇四五	全	一、四五〇、七二七	

右二表の示す所に據れば、陸路鐵道に由て哈爾濱市場に入る貨物は、一個年實に七千四百十三萬二千九百三十九貫四百十二匁に至り、哈爾濱市場より仕向けらるる貨物は、二百〇三萬四千二百三十四貫七百四十八匁とす。水路埠頭に着荷するものは、一千〇三十四萬九千五百五十六貫三百匁に達し、仕向貨物は六百三十三萬〇九百二十八貫九百八十八匁を算す。此中明に商品にあらざる者三十三萬一千七百三十八貫一百八十八匁を引去れば、着埠一千〇一萬七千四百十八貫一百十二匁にして、發埠は五百九十九萬九千九百九十貫八百匁となる。是を以て哈爾濱の一個年入貨

吉 林 通 覽

は、水陸合計にて八千四百十萬〇三百五十七貫五百二十四匁に達し、出貨は八百〇三萬三千四百二十五貫五百四十八匁とす。出貨が入貨に比して過少に失するの感あるは、車輛に依りて運出せらるる者亦た少なからざるを知るに足る者にして、適を以て鐵道江流以外に取引市場を有するを證するに足るものなり。本表の示す所に依て、又た松花江か如何に、哈爾濱に利用せらるるかを知るを得へし、即ち着發貨物中上流よりし又は上流へ仕向けらるる者は、僅に二千三百五十五匁に過ぎずして、下流仕向に比すれば千六百二十一分一に相當せり。松花江が哈爾濱以下に於て極めて重要な價值あるを知るを得べし。

輸入品——に付き其重なる者は、純外國品として、織物、セメント、鐵材、砂糖、石油機械類、紙類、煙草、雜貨等にして、輸出品——に付ては、純土産として、麥粉を第一位とし、小麥粒、穀大豆最も多し之に次ぎ、木材、生牛、燒酒、煙草、家具等とす。此等の輸出入商業關係は、何れの地方が最も深厚なるかは、未だ十分調査の餘裕を有せざりしも、四十年度に於ける哈爾濱新聞の記載する所に據て、貨物來往の狀況を示せば、大略左の如し。

六月十一日より全十七日に至る間(数字は用字)

青 林 通 覽

地名	雜貨	紙類	貴重品	白米	衣服	煙草	機械	綿布	野菜	石灰
浦鹽港より	三三	二五	三	五〇	三		八七	七	二六	五〇
長春	二〇〇			四〇			八	七	二	
莫斯哥	八三	四〇		四〇			八	六	〇	
滿洲各地	一、三〇	三三	三	一、三〇		一、四〇	三	六	〇	七、六〇
其他										二、八五

七月七日より全十四日に至る間(数字は用字)

品目	浦港より	モスコワ	長春	滿洲各地	其他
雜貨	一四、四〇〇		八一七	一九四	二七二
野菜	二、一三四		七三三		二〇一
大葉	一、五〇一		八三		七五〇
貴重品	七六七		三		一九九二
砂糖	一、〇九七				
煙草	七五八	一、五〇四			

青 林 通 覽

紙類	食糧	機械	衣服	磁器	玻璃	石	麻
六二五	四四二	四〇	一〇	三三	三四		
	八七						
	一八						
一、六三七	四			七、九七五	四一		
一三〇	一三〇	二六六	三五九	二、二八二	六四〇		

此片々たる一材料を以て直に断定を下し難きは勿論なりと雖も假りに本表の示す所に従へば、二個月の平均數に於て滿洲各地は、二萬七千六百十二ブードにして、浦鹽は一萬三千三百四十二ブード其他は、八千七百三十二ブード長春は、二千五百九十五ブード莫斯哥は、二千二百〇ニブードを示す、但し滿洲各地及其他と稱する部分には多數の地方を含有するを以て、一地方として最も關係の深厚なるは浦鹽を第一とし、長春莫斯哥は之に次く、關係を有する者と稱するを得べし。商店の重なる者、哈爾濱市街内に住居を有する商店の總數は、明治四十年の調査に據れば、一千九百六十七戸あり、是は、他家を除ける、哈爾濱三市區内に於ける、露

吉 林 通 覽

第九章 商業

人及諸外國人を合計せる者に係り、其中重なる者を示せば左の如し。

酒類及食料品商	一八戸	旅館兼料理店	一
金具織物小間物衣服商	一五	金銀寶石商	三
鞋商	二	織物專業	二
機械販賣製造販賣	七	電氣業	二
倉庫業兼問屋業	二	書籍商	一
雜貨商	四	化粧品商	一
石油商	一	運送業	三
煙草商	一	牛馬飼料商	一
麥粉商	一	鐵具商	一
雜貨兼問屋業	一一戸	錢莊兼滙莊業	三戸

是等の清商は多く浦鹽より分店せし者に係り、隨て哈爾濱が浦港との關係程度を反證する者たらずんばあらず。

吉 林 通 覽

傳家甸

は、東清鐵道租借地外に在りて、松花江沿岸區の東端に接續し、松花江に沿て建設せられたる純支那市街なり、其面積我百〇五町歩弱にして、戸數一萬人口七萬を有す。本と租借外に在りて、純然たる清國主權の下に在地方なるも、哈爾濱と壤を接するの故を以て通常傳家甸をも合稱して哈爾濱と稱し居れり、之れ元より哈爾濱以外に於ての稱呼にして市内に在ては、各別の稱呼を用ゆ、清國政府は、此に江濱廳なる一行政廳を設けて、住民の統治を行ふ。

商業範圍は、重に附近都會を對手とし、其最も遠きも營口、天津、上海、浦鹽、斯德芝罘等は、本市に對しては、重要な仕入地にして、隨て、我南滿鐵道に關係ある者なることは、考究の價值あるを信す、仕向地としては、哈爾濱を中心として、圍繞せる齊々哈爾濱、三姓、呼蘭、賓州、北團林子、墨爾根、愛理、阿勒楚喀等とす。

輸入品 には、純外國品として、棉布第一位を占め、砂糖、鹽、石油等其大宗たり、一個年の輸入高を示せば左の如し。

花旗布	二〇〇〇〇疋	價	三四〇〇〇〇吊
大連布	七五〇〇疋	價	一二七五〇〇

吉 林 通 覽

綿絲	二十六手	六〇包	
白砂糖	二二〇〇斤		
赤砂糖	三三〇〇〇斤		
石油	三〇〇〇箱		
連紙	五〇缸	價	一五六〇〇
等にして内地産としては、			
大尺布	一三〇〇疋	價	四九七〇
套布	七五〇〇疋		八二五〇〇
清水布	七五〇〇疋		四四一〇〇
鹽	五〇〇〇〇〇斤		
等を重なるものとなす、			
輸出の重なる者は穀類なること勿論なるも、其輸出額を明にすること能はず、			
今一個年に集散する數量を示せば左の如し、			
大豆	三五〇〇〇	價	一〇〇〇〇〇〇〇吊
小麦	五〇〇〇〇〇石		五九五〇〇〇

吉 林 通 覽

大麥	三六〇〇〇	五七六〇〇〇
粟	二八〇〇〇	五〇四〇〇〇
高粱	四三〇〇〇	三八七〇〇〇
其他雜穀	一〇六〇〇〇	
豆油	一〇〇〇〇〇〇斤	二一〇〇〇〇
燒酒	一〇〇〇〇〇〇斤	四五〇〇〇〇
商店の重なる者三十餘戸に及ぶ、其中營業種別を區分すれば、左の如し、		
雜貨兼穀物問屋	四	衣服商
雜貨專業	八	穀物專業
錢舖	三	運送業
等にして、一萬以上二十萬元の資本を有せり、是等は多く吉林又は省内各市場より		
出店せる者に係り、隨て其地方とは關係の深厚なる者あり、		
二 長 春		
は二に寛城子と稱し、伊通河の左岸に位し、吉林の正西二百四十清里に在る一大市		
場なり、東清鐵道全通以來は、直に吉林及蒙古の中央市場となり、殊に我南滿洲鐵道		

吉林通覽

北終點停車場として日進月歩の勢を以發展を見つゝあり將來吉長鐵道全通に至らば更に一層の有望を加ふべく居然として哈爾濱の繁榮を此に奪ふに至るべし其周圍には地方的市場多く北に双城西北に農安東北に拉林賓州東南に伊通州あり孰も二百清里以内に在り而して哈爾濱に八百二十清里伯都訥に四百二十清里鐵嶺に四百五十清里營口に千四百八十清里とす其西部は蒙古部落にして亦た顧客の來往少なからず長春は實に天然的商業の好適地なりと云ふへし然れども未だ今日迄直接外國との貿易を開始するに至らざりしが日露戰爭後我商人は早く此の有望の地に注目して商店を開き三井物産會社の如きは卒先して大豆豆粕の購買に着手せるより此に直接海外貿易の關係を開くに至れり

人口は諸處の調査一ならずと雖も大體に於て推則することを得へし市中に郷約(漢人の村長の如きもの)十二名あり一郷約は大約一千戸を管轄するを成規とす故に戸數二萬二三千と概算し一戸を六人平均とせば七萬二千人内外なり露人の調査に七萬と云ふ蓋し大差なきものなるへし商店の重なる者營業及戸數を示せば左の如し

- 燒鍋 四、 當行 八、 油房小 三五、 牛馬店 一五

吉林通覽

鐵局 四、 剃頭 三五、 烏拉靴舖 一〇、 小車店 八

商業範圍は東は吉林寧古塔に及び北は哈爾濱双城阿什河更に東に轉して松花江流域に沿へる新甸賓州白彥蘇々呼蘭三姓等に及び北西しては伯都訥齊々哈爾濱及び南は伊通州昌圖鐵嶺奉天營口大連天津芝罘上海等に及び西は懷德鄭家屯より蒙古に及ぶ其範圍の廣きは蓋し本市の重要なるを示す所以なり

輸出品の重なる者は、

葉煙草、 苧麻、 木材、 豆類、 小麥、 豆油、 豆粕等にして
一ヶ年集散高左の如し

集散數量

大豆及雜豆類	三〇〇〇〇〇石	輸出約二十萬石
小麥	一五〇〇〇〇石	
豆油	三〇〇〇〇〇〇斤	輸出二百十萬斤
豆粕	一、二〇〇〇〇〇〇枚	輸出約九十萬枚
麻	三〇〇〇〇〇〇斤	輸出全數
葉煙草	七〇〇〇〇〇〇斤	全

吉 林 通 覽

木材	價にて約	一五〇〇〇〇〇〇吊	輸出百萬吊
高粱		一二〇〇〇〇〇石	
粟		一五〇〇〇〇〇石	
其他			
輸入品の重なる者は、			
内國貨物、雜貨、綿布類、絹織物、其他とす。			
外國貨物、綿布、絹織物、金物類、諸雜貨とす。			
輸出入貨物の數量は固より調査の便なし然れども十二間年長春に居住せりと稱する英國宣教師、ギルスビー氏の調査せる所に依れば左の如し、			
葉煙草、麻、木材	合計	五百萬吊	
豆類、豆粕		二百五十萬吊	
小麥		二百五十萬吊	
豆油		二十八萬吊	
共計		千〇四十八萬吊	

輸 出

吉 林 通 覽

内國品	輸入	百八十萬吊
雜貨		五十萬吊
絹織物		百二十萬吊
其他諸貨物		二百三十萬吊
外國品		六十萬吊
絹織物、卸綿布		百六十萬吊
金物類		八百萬吊
諸雜貨		
共計		

更に吾人が直接調査せる所に依れば、ギルスビー氏の調査と稍や差違を生ずるが故に附記して參考に供す、思ふに最近著しく膨脹せる長春市場はギルスビー氏二三年前の統計に比して増加を來せしに是れ因るものならんを信す、

輸 入

綿布類

第十三萬五千捆

七百十萬兩

第九章 商業

吉 林 通 覽

綿糸	五千捆	四十萬兩
綿花	二萬俵	六十萬兩
白糖	三萬俵	三十一萬兩
冰糖	三千俵	二萬四千兩
石油	十萬箱	二十萬兩
マツチ	五千箱	七萬五千兩
連紙	五千扛	一萬兩
海參	百箱	一萬兩
合計		八百七十二萬九千兩

第九章 商業

更に各品に付き説明を爲さんには、
綿布類 は、營口を經由して來る者其大部分を占め大尺布と稱する南清産綿布最も多數にして全數の五割を占む此大尺布は一疋の長さ三十六尺幅八寸五分にして一捆は四十疋を包装し其相場は大約一疋五吊五百内外
花旗布 は、全數の二割強を占め米國産にして營口經由のもの多し多くは白色にて輸入し當地に於て染色する者なり一疋の長一百尺幅二尺四寸此價十九吊

吉 林 通 覽

以上は綿布中の最も多數に輸入せらるゝ者なり。
綿絲 は、多く印度産を輸入し綿絲全數の七割を占め我綿絲は僅に二三割に過ぎず而して其種類は十六手及二十手を多しとす。
白紅砂糖及氷砂糖 は、重に香港より輸入し全數の八割以上を占め哈爾濱經由の露及獨逸糖は其二割を占むるに過ぎず。
石油 は、米國産美孚印殆ど獨占の有様にして多くは上海より來る稀に露油を見るも其質粗悪なりとて需用少なし然して輸出品の各個説明を試みれば、
大豆 は、長春に於ける商品の大宗にして附近及農安双城吉林伊通州方面より來集し營口及大連に輸送す其一ヶ年の集散高は大約三十萬石にして外部に向て輸出する者約二十萬石とす之を取扱ふ重なる商店は萬發合廣益店永泰店廣遠店廣盛店萬發興等とす。
豆餅 は、長春市の油房三十五戸は、毎戸一日平均八十枚を産出し一ヶ年二萬八千八百枚を産し合計一〇二萬八千枚を産出すべく更に其附近製油所より輸入する者を加ふれば一ヶ年少なくも二百萬枚の集積を見る可し重に營口大連へ輸出し其約三四割は土地の消費に供す一塊の重量五十二斤又は三十一斤二十八斤二

第九章 商業

十二斤三様ならず取引は斤數に依る。大豆は重に營口、大連等に輸出す。一ヶ年油房一戸の製油額は、大約九萬斤内外にして、全市三十五戸の油房が製産する所の豆油は、一ヶ年三百萬斤内外とす。小麥は、松花江流域の平原は之を産せざるはなく、有名なる滿洲の穀倉は、即ち此松花江流域の平原とす、而して其栽培物は、重に小麥を多しとし、高粱粟等之に次ぐ。此平原に産する農産物は、極めて多量に上り、哈爾濱、阿什河、双城、呼蘭、賓州、長春等皆、其集散地にして、長春に集來する者は、農安、双城、吉林、伊通州等より一ヶ年の集積高、約十八萬石とす、其取扱者は大豆取扱者と同じ。葉煙草、麻、木材は、吉林より來る者少ならず、木材は吉林産以外、双城、哈爾濱より來るものもある、其數吉林に及びず、葉煙草、麻ノ二品ハ大體に於て、其産地を一にし、吉林方面より來る者賓州方面より來る者を最多とす、各項の集積數量は大略表に示せる如くにして、一ヶ年金額に見積りて、三品合計にて、約六百萬吊内外なるべし、之を輸出品の大宗とす、其他零碎なる者に至りては、一々列舉する能はず。帝長春に於ては、日々諸種の市場を開催せらる、從來マーケットの設備なきにより、古くより日市と稱する者ありて、一般の需用に便にす、然とも是れ販賣者の自然

的集合にして、何等の設備組織取締等あることなし。菜市は、毎朝三道街口に於て開かれ、農人及各小賣商が野菜并食料品を持寄り販賣する者にして、一のストリートバザールを形成す、時間は、大抵正午に至りて止む、只た冬季は終日開市す。苦力市は、毎朝頭道街二道街口に於て開かれ、午前六時より全八時に至り、多數の苦力來集し、其日の雇用に應ず、其相場に高低あり、恰も貨物の賣買の如し、銀市は、商業唯一の機關にして、毎朝財神廟内に於て、重なる商店員全部の集合により、賣買せられ、其日の銀錢相場を一定す、一日の賣買成立高は、大約二百錠内外とす、二錠は五十三兩五匁、一錠は五十三兩五匁。糧米市は、毎日財神廟院内に開かる、各糧米行は皆な此に集合して賣買を爲す、成立高未詳。牛馬市は、毎日南門外老爺廟内に開かる、一日の上市匹數三三百頭に及ぶ。は、其創設二百年に及び、北滿洲に於て外國貿易に最も古き歴史を有する一市場なり、其位置は吉林省の東南端にありて、ボシニツ下灣に望み、東は近く露領と相接し

吉 林 通 覽

て其距離僅に四十清里に過ぎず其西南部は圖們江を隔て、韓國と相望む是を以て兩國とは早く貿易の連鎖を繋きたり地理上及物産上の關係により十分なる發達を見るに至らずと雖とも亦た以て境上貿易の一要地たるを失はざるなり。此地理春平原の間に在り環春河の右岸に沿て築成せられ人口二萬を有す。本市の取引市場は露領に於ては浦港及ボシエツトを第一とし韓國に於て元山慶源昌城會寧等に及ぶ吉林省に於ては吉林三岔口及延吉廳とす。韓國との貿易に就ては光緒十一年其稅局を環春の西南二百五十五清里の和龍峪に設け韓國會寧府と相對す分局二あり一を光霧峪分局と云ひ環春城西二百清里圖們江の北岸に置く一を西歩江分局と云ひ環春の西二十清里韓國慶源府と相對して之を置く該稅局の報告によれば一年八ヶ月の徵稅額僅に一千一百兩ありと云ふ思ふに甚た旺盛なる貿易にはあらざるへし其輸入品は人參牛皮家畜沙金綿布等にして輸出は大豆葉烟草燒酒麥粟麥粉等を重なる者とす。露領との貿易に就ては輸出最も盛にして常に輸入に倍す兩國の條約によれば兩國境界線より五十露里間は無稅なるを以て稅關の報告も其出入甚だ明かなる能はざるも大略左の如し輸出品は麥稷麥粉蔬菜家畜大豆豆油燒酎雞卵等にして一

吉 林 通 覽

ヶ年の平均輸出高火略左表の如し。

品 名	數 量	品 名	數 量
麥	三、三、三〇	豆	三、六、五九
豆	三、三、五九	豆 油	一〇、九、六六
豆 油	一〇、九、六六	葉烟草	八、七、〇二
葉烟草	八、七、〇二	稷	二、五、二二
稷	二、五、二二	蔬菜	一、〇、七五
蔬菜	一、〇、七五	雞	四、三、五九
雞	四、三、五九	雞 卵	五、五、九七

燒酒は露國に於ける禁制品にして輸入は全部密輸出なり然れとも元來陸續きの境上なれば密輸の監視殆と不可能にして年々少ながらざる輸出ありと云ふ。輸入品は綿布海産物等を大宗とし一ヶ年の平均高左の如し。

品 目	數 量	品 目	數 量
綿布類	五、六、六、七、七	食 鹽	二、二、九、七、三
食 鹽	二、二、九、七、三	海産物	八、一、七、四
海産物	八、一、七、四	石 油	二、九、二、八
石 油	二、九、二、八	紙 類	一、四、八、八
紙 類	一、四、八、八	鐵 條	一、三、六、〇
鐵 條	一、三、六、〇		

吉林との取引に就ては吉林に向ては海産物人參鹽及び多少の雜貨等を送出し綿布綿絲絹布靴其他雜貨を輸入す。商店の重なる者は三十餘戸あり孰れも雜貨及糧米店にして製油所を兼ねるものあり製粉所を兼ねる者あり其資本は多き者二十萬吊に及び一ヶ年の取引高三十萬吊に及ぶ。

三岔口は綏芬廳の所在地にして綏芬河の上流に在りて最も露境に接近せる二市場なり近來漸次商業の發達によりて人口の増加を來し最近茲に綏芬廳を置く人口五千を有し殊に露領輸出を目的とせる大規模なる燒酒製造所ありて露國の禁令を冒して盛に密輸出を行ふ本市は國境を距る僅に十清里の地に在りて重に露國との境上貿易によりて發達し綏芬河によりては直にニコリスクに達す將來猶は發展を見るに至るへし

輸出の重なる者は燒酒家畜穀物葉烟草沙金等にして多くは露領ポルターウスカヤ税關を経由してニコリスクに輸送せらる其一ヶ年の輸出稅數は麥を第一とし麥粉大豆稷葉烟草等之に次ぎ一ヶ年の平均大約四十萬元に及び脱稅品を加ふる時は優に七十萬元に上ると云ふ

露領南島蘇里より輸入の重なる者は支那雜貨綿布及綿花海產物密柑紙食鹽等に於て一ヶ年の金額六十萬元に上る

商店の重なる者は約二十戸あり多くは山東直隸乃至吉林奉天等より分店せる者に係る營業は商業に兼ぬるに工業を以てし雜貨に兼ぬるに油房磨房燒鍋等を以

吉 林 通 覽

てする者なり其資本は三十萬吊を最多額とす此等重なる商店は本市の腰街と稱する大街に在り是れ本市唯一の繁榮なる場所とす
本市の人口は約五千を有し漸次増加を示しつゝあり

第二 對内市場

一 吉林市 (今日迄の)

吉林市は吉林省の首府にして從來政治商業の中心たりき近年東清鐵道の布設によりて商業は大に衰退せるも政治の中心たるは依然として變することなく明治三十八年日清協約に依りて開市場と定められ四十年一月開放せり其位置は松花江の左岸に沿て東西に延長し西長春を隔る二百四十清里南開原を距る五百九十五清里に在り四面繞らすに山嶺を以てし北部最も接近して直に城郭に迫り東部は約一里の間隔を保ち南部は松花江市脚を洗ひ水を隔て二里の外に山容を望み西部は約二里を隔て老爺嶺と稱する約七百米突の一嶺あり吉長街道に當れり四面は是等遠近の山脈によりて圍繞せられ松花江の碧水一條其中間に横る概括的に之を評すれば規模を大にせる西京なるへし市街は松花江に沿て東西に延長し其距離二里に及び南北は北山と南江とに限られて延長の餘地なく最も寛な

吉 林 通 覽

る所三十丁に過ぎず、而して其平地は西するに隨て江と山との接近を見るによりて狹隘となり、東するに隨て江と山とは八字形に展開して、漸次平地の面積を加ふ、城壁は市の形狀によりて東西に延びて楕圓形を作し、江に沿ては壁を設けず、壁の延長一里二十餘丁にして、東西兩城外人家亦た少なからず、最近吉林巡警總局の調査によれば、城内戸數一萬二千二百七十七戸、人口八萬一千〇八十三人とす、城外は約七萬人を有し、合計約十五萬人口とす、吉林省は從來吉林省の政治商業の中心點たりき、是を以て全省の繁榮は二百年の久しきに亘りて此區に集注せられたり、街衢の要衝北大街は、道路上敷くに木材を以てし、糧米行河南街等は、最も繁昌せる街路なるか、近年新式に道路を修築し敷くに碎石を以てし、蔽ふに土を以てし、半圓形の道路を爲し、其破損せる處は巡警工程隊をして山砂を以て修補せしむ、道路には概して下水道を設け、木板を以て之を蓋ふと雖も、下水道に勾配なき爲め流通する能はずして空く汚水の貯蓄を爲すによりて、夏日は臭氣を放ちて衛生上有害なり、然れども之れなき地方に比すれば大なる進歩と云はざるへからず、民設屠獸所即湯鍋二十戸あり、其屠殺數豚一日二百餘頭、牛一月三十餘頭なりと云ふ、盛なりと云ふ可し、商店は概して廣壯華麗なり、人の始めて吉林に來り、北大街の商店を見る者は、其

連擔せる商店の美觀なるを稱せざるはなし、商店は雜貨行、當行、店行、問屋、錢行を稱して四大行と云ひ、最も有力なる商店とす、當地商務總會は、重に此等四大行を基礎として組織せらる、四大行の中に於て知名の商店は、雜貨行、洪泰號、源升合等を筆頭として、大なる者三十餘戸、小なる者は百戸の外に出づ、當行は源升當、恒升當以下二十戸あり、店行は永升、恒升以下十五戸、錢行は功成、玉德、昌源以下四十戸ありて、其中十六戸を大なる者とす、而して其專業をなせるは僅に六戸にして、他は全部雜貨又は銀匠等を兼業とせり、此等商店の資本は固より詳細に知る能はずと云へとも、雜貨行の最大なる者は四十萬吊、十六萬元、最小なる者は七八千元とす、一ヶ年の賣上高五十萬吊、二十萬元に及ぶものあり、店行は其最大なる者五十萬吊、二十萬元、小なる者も二十萬吊、八萬元を下らず、使用人は冬期商業期節に於て二百人を使用、夏期開散時にも猶一百人を使用するは最大なる店行とす、當行は最大なる者三十萬吊、十二萬元の資本、一ヶ年の抵當引受高十萬吊より二十萬吊に及ぶ、四萬元より八萬元、錢行の資本は最も不明亮なり、何となれば專業少なくて兼業多く、且つ諸種の信用を利用して此業務を營むによりて、實際大なる資本を準備せざるも、此營業を爲すに融通を得へければなり、故に最も多き者は三十萬吊、最少なる者は二萬吊に

吉 林 通 覽

及ぶ木材商も吉林に於ける重要商業の一なり、其數大小五十餘戸あり資本の大きな者三十萬吊に及ぶ重なる商店數左の如し。

雜貨行 六七
 店行(問屋) 一五
 當行(質商) 三二
 銀行(兩替貸付) 四二

是れ即ち吉林の四大行にして吉林商家中の巨臂たり、更に各種營業に就き吉林領事館の調査せる者を左に表示せん。

當行	二二	雜貨行	六七
店行	一五	銀行	四二
票莊	一八	穀物店(大)	六三
穀物店(小)	一五〇	估衣舖(古衣商)	三三
皮革商	九四	鞍靴舖(馬具)	一六
靴鞋商	八五	客店	一〇四
料理店	二二	木材商(大小共)	五四
藥和商(大)	一二	時計商	二三
飾屋	一四	鑼局(馬賊保險)	一〇
車製造業	四七	麥粉製造業	三八
肉商	五二	油商	二九

吉 林 通 覽

銅器商	三五	鐵器商	一六
醬油味噌(支那の商)	三〇	書籍商	八
木器商	一三六	錫器商	一五
磁器商	一九	酒商	一六
ウーラ鞋商	四六	帽子商	二三
烟草商	三六	茶商	二二
蠟燭商	一一	麻繩商	三四
寫真業	二〇	石灰石炭卸商	三
傘商	五	賣水商	一五
饅頭商	一八八	表具商	一五
餡製造業	一八	紙商	一五
飲食店(小)	一二二	裁縫業	九二
屠獸業	二〇	湯屋	七
洗濯業	一一二	豆腐商	七六
左官業	一五	理髮業	九三
染色業	三七	茶館(茶を吞ませる所)	二三
鼓樂班(音樂を供給する業)	一五	足袋商	一八
飲房(木賃宿)	三三五		

等とす固より全般を盡す能はざるも其大要を窺ふの便たらずんばあらず。

商業範圍は東清鐵道修築以前に在りては吉林全省と黑龍奉天の一部とは全然其圈内に納められ吉林街上に於ける松花江埠頭は常に輻輳般盛を極めたりしが鐵道開通後の今日は大に其情況を異にし其範圍は極めて減少せられたり仕入に就ては營口上海を第一位とし天津哈爾濱之に次く仕向に於ては營口長春天津上海等を重要とし地方的關係は伊通琿春局子街敦化烏拉鄂木索寬街五常等を重なる者とし其他附近各部落とす

輸出入の情況は明確なる者を得難しと雖も吾人が直接調査せる重要産物の一個年集散高は、大略左の如きものあり、

葉烟草	一一〇〇〇〇〇斤
麻 (一捆七八十斤乃至百斤)	四〇〇〇〇捆
木材 (丸太にて長短一ならず)	二〇〇〇〇〇〇本
菌 (乾燥せるもの)	六〇〇〇〇〇斤
藍	三〇〇〇〇〇斤
人參	五〇〇〇〇斤
毛皮類 (各種各計)	二〇〇〇〇〇枚

吉林通覽

吉林通覽

此等産物に就き各個説明を試みに

葉烟草 は吉林烟と稱し其名清國全般に知られ隨て其販路極めて廣し其分配は本部支那地方へ百分の十七長春へ、二十二營口へ、十三鄭家屯へ、十六其他は滿洲各地へ送附せらる價格は著しく高下ありて一定し難さも百斤に付上品六十吊より最下品十五吊に至る、

麻 は殆ど烟草と處を同ふして之を産し、ロープ用として上海地方に送輸出せらる製造不良の評あるも改良の餘地あり將來日本へは輸出の望なきにあらず、

木材 は最も重要な産物にして、本品の盛衰は大に吉林の盛衰に關す産地は松花江上流にして、毎年六月上流より吉林市場に登る、其數量は松花江水量の如何に依りて一定し難さも、大略一ヶ年二千萬本を集散す、其仕向地は重に長春にして、哈爾濱、新城等へも送附せり、

菌 は重に長白山系所産にして、之を磨姑と稱し其種類五六あり最も需用多きは元磨と稱する者にして、年々六十萬斤以上を集散し、本部支那に仕向けらるる者多し、藍 は亦た重要産品の一なりしが其産地が伊通磨盤山海龍等南部地方なるによりて近時鐵嶺奉天營口等へ送附するの道を開き、吉林に出る者を減少し、現今は往

時の十分の一に過ぎず、全部滿洲地方に於て消費せらる。人參は是れ亦た吉林の特有産物として有名なる所なり、往時は長白山系各地より吉林に集來して、再分配せられたる者なりしが、近時寬街の發展と共に、全所より直接營口、天津等へ輸送せられ、吉林に出る者非常に減少せり。毛皮は亦た重要産物の一なり、重なる産地は三姓にして、其他四圍の山地一帶皆之を出す、其種類亦た少なからず、今吉林領事館の調査せる所によれば左の如し。

品名	數	品名	數
貂皮	三、〇〇〇枚	豹皮	五、〇〇〇
水獺皮	二、〇〇〇	狐皮	一、〇〇〇
狼皮	五〇〇	貉皮	一〇、〇〇〇
虎皮	三〇〇	灰鼠皮	六〇〇、〇〇〇
狢狸皮	三〇〇	豚鼠皮	四〇〇、〇〇〇
狗皮	六〇〇	羊皮	六、〇〇〇
元皮	一〇、〇〇〇	山狸皮	六、〇〇〇
猫皮	二〇〇、〇〇〇	宜羊皮	六、〇〇〇
馬皮	八〇〇〇	牛皮	二〇〇〇
	五〇〇	鹿皮	六〇〇〇

吉林通覽

海豹皮

四〇〇

以上は其大宗たる産貨のみを示せる者なるも、此外藥材類亦た相當の物産なるも未だ之を調査する能はず、後日の細調に俟んとす、然して前記數量は、吾人が直接當業者に就て其意見を討究せる者に係る、輸入并に輸出に就ては近時吉林官憲の調査せる者あり、全體に於て其數量少きに失せずやとの感あるも、比較的正確なる者と認むべきに依り、之を左に掲出す。

輸入

打連布	二七八三包	六一二二六〇吊
花旗布	四四四五	九三三四五〇
大尺布	一八六一三	二七九二九五〇
白套布	六二二一六九	一六四〇二八〇
清水布	一一二二一五	一一七〇一〇〇
紅糖	一六三九〇包	二二三三七八〇
白糖	九〇三三	二七〇六九〇

吉林通覽

青 林 通 覽

海 紙	四六六五〇	二三二二五〇
茶 葉	五九〇〇	五三二〇〇〇
面 域	一一四八〇八九	一七二二一三三
土 域	六八九一三三	八二六九四
狐 皮	一二九七枚	二四九二六
貉 皮	九二	五九八
貂 皮	八七	二〇〇
貂 皮	四二	三八二二三
鹿 皮	二	一〇〇〇
虎 皮	八一	一四五八
水 獺 皮	七八	二九六四
灰 鼠 皮	二〇四六一	一二二七六
鹿 茸	三架	六八一
雜 貨	二二三一二包	一二一三一〇〇兩
藥 材		七二九三〇〇兩

青 林 通 覽

合 計		九三〇二九一三吊
元 藤 (菌)	五九九七八九斤	四一九八六〇吊
黃 菸 烟 草	八一六五六二〇	二四四九六八六
線 麻 (麻)	一五七七二八九	三一五四五七
狐 皮	四六枚	七二六
貉 皮	一三	八四
貂 皮	二八	六四
貂 皮	一五一八	一四二一七四
虎 皮	三	一五〇〇
鹿 茸	一四一架	三二〇〇七
水 獺 皮	五七枚	二二六六
灰 鼠 皮	七四三六	四四六一
合 計		三三六七一八七吊

輸入各品に付説明を試みんに。

吉 林 通 覽

打連布品は、雲齋にして、二疋の長百尺幅二尺二寸、一捆十五疋、重さ百八十斤多くは上海營口より輸入し、白色にて來り、當地に於て青色に染むる者なり。

花旗布品は、米國製にして、長百尺、幅二尺六寸、一捆三十疋、重さ二百四五十斤多くは營口經由にて、白色にて來り、青色に染めて使用する、其需要極めて多大、價額一百万吊に及ぶ。

大尺布品は、南清産にして、手織木綿なり、長三十六尺、幅八寸五分、一捆四十疋、重さ百二十斤前後、最も農工人民の需用に適し、且つ其質堅實なるにより甚だ好評あり、着色にて輸入する者多く皆な營口經由なり。

白套布品は、南清産にして、手織木綿なり、長九尺五寸、幅五寸五分、一捆百一疋、重さ百斤前後、其質大尺布よりは稍細密なるか如し、衣服足袋等に使用し、需用多し、皆な營口經由なり。

清水布品は、長六丈、幅八寸、一捆八十四疋、重さ百餘斤、白套布と相類似せる質なるも稍々脆弱なり、衣裳の表地等に用ゆ。

海紙品は、南清製の紙にして、神前に焚燒して冥福を祈るものなり、皆な上海より、口を經過して來る。

吉 林 通 覽

茶葉 是、南清特産品にして、北支那及滿洲には之れ有ることなし、全部上海より來る近時露國方面より及日本より紅茶の輸入あるも支那人の嗜好に適するに至らず。

面域曹達 是、豆腐の油、及饅頭の醱酵材料に供し、其需用甚だ多し、多くは黑龍江方面より來る、其價黑龍江の省城に於て、百斤五十五吊前後なりと云ふ。

土域劣等曹達 是、染物業者に於て染色の材料として使用する、黑龍江方面及遼陽方面より來る。

白糖紅糖 是、價額にして一ヶ年五十萬吊以上の輸入あり、殆ど全數の九割は香港糖及南清糖にして、一割は露國産及香港産車糖とす、糖類は滿洲に於て絶對不生產品にして、重要なる輸入貿易品たり、將來人文の開發に伴ひ、益其需要を増加するに至るへし、其價白糖一包(百五十斤)四十六吊、紅糖黑砂糖一包(百三四十斤)二十七吊にして白糖の一斤は、大約金貨十錢に相當し、紅糖一斤は、大約六錢に相當す。

石油 是、輸入の數量明瞭ならざるも、近時著しく輸入を増加せりと云ふ、市上に最も歡迎せらるゝは、米國産美孚洋行製油にして、普通支那一般に歡迎せらるゝものと同二種類なり、之に次くものは、露油雙鳥印とす、米油は、全額の入割を占め、露油は

吉 林 通 覽

僅に二割を占むるに過ぎず、是れ露油は其價廉なるも、容器の小形なるも、油質粗惡にして、油煙多しとして好まざるに因るものなり。

美孚印米油 一箱に付 一七〇〇〇

雙鳥印露油 一箱に付 一五〇〇〇

磁器 は輸入品の一にして、多く南清九江産なり、近時外國より輸入する者あり、日本磁器の如きは最も歓迎せらるゝものなり、其價の廉にして、圖様の巧妙なるによりてなり、尤も嗜好せらるゝは、美濃及有田製品にして、飯碗、茶器、湯呑、皿等とす。

捲烟草 は今正に露烟、英米トラスト烟、日本烟の憤闘最中に屬す、露烟及英米トラスト烟は、日露戦役以前より既に販路を有し、六及四の割合にて競争を保持しつゝありしが、日露戦後、日本捲烟草の割込來りたるにより、三國混戦の姿となり、日本烟草は巧妙に運動を續け、漸次其販路を擴張するに至れり、日本烟草の侵入は勿論露烟トラスト烟の領分に侵入せしや明かなりと雖も、亦た更に新領分を開拓せるものなきにあらす、今日日本官烟販賣所の調査に據れば、三國の勢力比例大略左の如しと云ふ。

露 烟 十分の五 一〇〇〇〇圓

吉 林 通 覽

トラスト烟 十分の三 六五〇〇

日本烟 十分の二 三五〇〇

而して日本烟の嗜好は、日に増加するものゝ如く、四十年春始めて販賣を開始せしより以來、毎月殆ど折返し之の勢を以て進歩せりと云ふ、將來重要なる商品となるや蓋し疑なからん。

之を要するに吉林市に於ける外國品は、今正に日獨露の憤闘最中たるの感あり、而して日本品の特長は、巧と廉とに在り、其缺點は脆弱なるに在り、獨品は精巧にして且つ廉耐久の程度亦た日本品の脆なるに似す、且つ其販賣の方法亦た頗る勉るものあり、將來怖るべき大敵なりと云はざるべからず、露品は堅固にして且廉なるも、其缺點は精巧を缺く、且つ販賣上尤も無頓着にして、漸次日獨に侵略せらるゝの感あり。

市 は長春と同じく自然開南なり。

牛馬市 牛馬行街上に開く、元來牛馬行は牛馬の市場たるの意味なり、其牛馬市を開く久しき、終に以て街名と變するに至れり、早朝より日々數十百頭の馬、騾、驢、牛等を拉き來りて、頗る熱鬧す、殊に冬期を甚しとす、殆ど街路の通行し能はざることを